

課題番号:
15530524

平成15年度・17年度科学研究費補助金
(基盤研究(C)(2))研究成果報告書

ノルウェーの社会科、宗教・道徳教育及び生活指導に関する比較教育学的調査研究

大手前大学
社会文化学部教授

北川 邦一

平成18年6月

ノルウェーの社会科、宗教・道徳教育及び 生活指導に関する比較教育学的調査研究

課題番号：15530524

平成15年度－17年度
科学研究費補助金
(基盤研究(C)(2))
研究成果報告書

平成18年6月

研究代表者

北川 邦一

大手前大学 社会文化学部教授

はしがき

はじめに研究成果報告書所定の必要事項、次に研究経過・感想及び今後の課題等を記して序とする。

研究課題：ノルウェーの社会科、宗教・道徳教育及び生活指導に関する比較教育学的調査研究

課題番号：15530524

研究代表者：北川邦一（大手前大学社会文化学部教授）。単独研究

交付年度・種別等：平成15年度 - 17年度科学研究費補助金・基盤研究(C)(2)

交付決定額：直接経費：平成15年度100万円、16年度90万円、17年度100万円。小計290万円。

間接経費0。全3年度交付決定額総計：290万円。

研究発表

大学紀要・研究所発行誌

北川邦一「現代ノルウェー教育制度の国民的背景(1)」『大手前大学社会文化学部論集』第4号1-22頁、2004年3月。

北川邦一「現代ノルウェー教育制度の国民的背景(2)」同上論集・第5号23-42頁、2005年3月。

北川邦一「ノルウェーの初等・中等学校における宗教・倫理及び社会科教育 アイツヴォグ教授談話とその関連事項」同上・論集第6号43-54頁、2006年3月。本報告書(当「はしがき」では「本書」と略記)第1章。

北川邦一「ノルウェーの教育への関心」部落問題研究所『人権と部落問題』第729号、76-81頁、2005年3月。

学会口頭発表

北川邦一「現代ノルウェー教育制度の国民的政策的背景」日本教育政策学会第10回大会、2003年6月29日。

北川邦一「ノルウェーの歴史、社会科の教育課程と教科書記述 H・ノタカー著『社会科』第一部『政治制度』の抄訳と注」日本教育学会第63回大会、2004年8月26日。(当日配布プリント=本書第4章)

出版物

北川邦一「ノルウェーの憲法及び教育法における教育目的の法定について(解説と翻訳)」、教育学関連15学会共同公開シンポジウム報告集5：シンポジウム準備委員会編集『教育理念・目的の法定化をめぐる国際比較』(北川執筆：解説69-70頁及び173-175頁・翻訳176-192頁)、つなん出版、2004年5月。

研究成果による工業所有権の出願・取得 なし

本報告書(本書)の内容

上記「研究発表」のうち、及び は本書に収録した。 は及び として公刊した。
紙幅の都合上、 、 、 、 は本書への収録を割愛した。当該刊行書を御覧頂きたい。

本書には、上記「研究発表」以外に、下記を収録した。

北川邦一「ハウゲン基礎学校、教育管理庁、マングルユット高校 社会科、宗教・道徳教育及び生活指導に関する2005年ノルウェー訪問・聞き取り第2報とその関連事項」(本書第2章)

北川邦一「ノルウェーの高校社会科関係3領域教育課程(翻訳)」(本書第 部第2章)

羽山健一「学習指導要領に基づく高校『政治・経済』の授業・教育内容の特徴と課題」(本書第 部第3章)

磯部まどか第1次翻訳・北川邦一修正「ノルウェーの『校則』(翻訳)」(本書第 部)

北川邦一「ノルウェーの高等学校 1999年、2000年視察を踏まえて」(本書第 部第3章)

以上のうち は北川の1999-2001 科研費研究の成果であるが、その成果報告書に掲載できなかったものである。既発表であるが、今次科研費研究の基盤となったものであるので敢えて本書に再掲する。

研究成果

本研究の成果は、上記の「研究発表」と「本報告書の内容」に挙げた ~ のとおりである。これを2002年11月の科研費申請の際の研究の目的・目標に照合させて述べ直すと、概ね次のとおりである。

(1)社会科関連教育内容(「基礎学校及び高等学校の」という限定詞は、以下省略。)

- ()ノルウェーの高校社会科関連3教科の教育課程国家基準を邦訳した()。
- ()それと日本の学習指導要領との比較研究を高校教諭数人と行った。羽山健一論稿はその所産である。()
- ()中学校、高等学校社会科関連教科書数十点を収集・概観し、最も典型的・特徴的と思われる高校社会科教科書内容の特徴的部分を訳出し、日本教育学会で発表した(発表時配布文書=本書第 部第1章)。

(2)キリスト教、宗教、道徳教育に関する教育内容

- ()2005年9月1-17日、ノルウェーの学校・行政機関の訪問調査研究を行い、その一部を本報告書第1章「ノルウェーの初等・中等学校における宗教・倫理及び社会科教育 アイツヴォグ教授談話とその関連事項」を『大手前大学社会文化学部論集』第6号に発表し、本書に再録した()。
- ()「ノルウェーの初等・中等学校における宗教・倫理及び社会科教育」に関して現地、その聞き取りノートと注釈を本書に掲載した。

(3)学級活動・生徒会活動及び学校生活規律規定

ノルウェーの北部、中部、南西部、南東部の4大地域と学校規模に配慮して、基礎学校、高等学校計24校の「校則」を収集、そのうち特徴的と思われる8校分の邦訳を本書に収録した()。

(4)教育政策・教育行政

)「現代ノルウェー教育制度の国民的背景」(1)、(2)を公表し、概ね2001年9月国会選挙後の本格的な保守中道連立政権発足当初頃までのその教育政策・教育行政の概観を公表し公刊した(、)。また、その素描を公表した()。

()保守中道連立政権による競争主義的教育政策・行政の展開状況と、同月の国会選挙結果による左派中道連立政権の下での教育政策・行政の変化の兆しを明らかにした(、)。

本研究の経過と感想

子どもの権利条約の研究に端を発し1997年9月、始めてノルウェーの学校を見学した。2002年3月、『ノルウェーの94年・97年初等中等教育改革の概括的調査研究』(1999-2001年度・基盤C(2)課題番号11610298研究成果報告書)をまとめ、2002年夏、私費でのノルウェー語研修オスロ滞在を経て、本書研究を行なった。

しかし、本研究の成果は当初の目的・目標に照らすと充分ではない。というのは、補助金交付決定後、2003年、04年と狭心症による2度の入院・カテーテル治療を要した。そのため全般的に体調不良で、当初予定の03年、04年現地訪問調査は実行できず、2005年9月に辛うじて行った。このような事情で研究成果は目標事項に関して、詳細研究を踏まえた文字通りの「概要」の解明には至らなかった。しかし、我が国との比較検討を念頭において目標を目指した結果、ノルウェー教育の特徴ないし特長を少なからず解明したと考える。

さらに大きな射程で本研究の経過を省みると、今次科研費研究があって私は約10年近くノルウェー教育研究に関わり続けた。その結果、ノルウェーの人々あるいはその教育の精神、心性あるいはメンタリティの一端を漸く理解できそうに思われてきた。そして、ノルウェー教育の研究継続が、わが国の人々及びその教育への精神の在り方に対する私の関心・観点を広め深め、日本の学校教育、教育内容・方法、教育政策・制度・行政を研究する意欲・関心を持続発展させた。ここに私にとって本研究の最大の成果があると考えられる。

今後の研究の課題

2005年9月研究旅行後半の見聞とその関連事項の研究ノートは、時間と能力の関係で本書に掲載できなかった。その取りまとめと発表・公刊が当面近接の課題である。同時に、この課題は、本書第2章末尾で述べた次の事情に繋がっている。すなわち、ノルウェーの教育研究省(当時)は、提案書 *Kultur for læring* (2004年4月)に基づき、全国的に有力な教員組合、学校連合等の同意も得て「能力開発戦略」(2005-2008年)を展開し、2006年8月からの初等中等学校教育課程改革の大枠も定めた。しかし2005年9月の国政選挙の結果、政権は中道・右派連立から中道・左派連立へと移行した。この戦略及び教育課程改革、並びに新政権下でのそれらの実際上の展開の追究を今後の中長期の研究課題としたい。

2006年6月、報告書提出にあたって

ノルウェーの社会科、宗教・道徳教育及び生活指導 に関する比較教育学的調査研究

2003-2005 年度科学研究費基盤研究(C)(2)・課題番号 15530524
研究成果報告書

目 次	頁
はしがき -----	1
第 部 学校、行政機関訪問・聞き取りノート	
第 1 章 ノルウェーの初等・中等学校における宗教・倫理及び社会科教育 アイツヴォグ教授談話とその関連事項 -----	5
第 2 章 ハウゲン学校、教育管理庁、マングルユット高校 -----	17
第 3 章 ノルウェーの高等学校(1999年、2000年視察を踏まえて) -----	35
第 部 社会科関係科目の教育内容	
第 4 章 ヘンリー・ノタカー著『社会科』教科書の抄訳と注 -----	63
第 5 章 学習指導要領に基づく高校「政治・経済」の授業・ 教育内容の特徴と課題(ノルウェーとの比較考察)(羽山健一執筆) -----	73
第 6 章 高校社会科関係3領域教育課程(翻訳) -----	85
翻訳まえがき -----	85
(ア)社会科 -----	89
(イ)宗教及び倫理 -----	99
(ウ)旧時代史、新時代史 -----	110
第 部 ノルウェーの「校則」(翻訳) (磯部まどか第1次訳。北川修正)	
「校則」翻訳について -----	121
(1)ニッテダル中学校 -----	122
(2)ヴォス中学校 -----	125
(3)バルグモ中学校 -----	126
(4)クヴァルオイスレッタ中学校 -----	128
(5)ピヤットネス高等学校 -----	130
(6)ヴォス・ギムナス -----	135
(7)アドルフ・オイエンス学校 -----	140
(8)ホンニングスヴォーグ・漁業専門学校及び高等学校 -----	144
研究成果報告書概要 -----	147
SUMMARY -----	148
謝辞 -----	149

北川 邦一

2006年6月

大手前大学社会文化学部

研究ノート

ノルウェーの初等・中等学校における宗教・倫理及び社会科教育

アイツヴォグ教授談話とその関連事項

Religion/etics Education and social study in Norwegian Elementary and Secondary Schools

- An Interview with I·Eidsvåg and related matters -

北川 邦一

KITAGAWA Kunikazu

筆者は 2005 年 9 月 1~17 日、ノルウェーで学校教育調査研究旅行をした。本稿はその際の I・アイツヴォグ教授からの聞き取りとそれに関するいくつかの事項である。

(一) アイツヴォグ教授談話

インゲ・アイツヴォグ Inge Eidsvåg 教授 2005 年 9 月 5 日(月曜日)を、所属のナンセン校に訪問し、概ね 12 時 30 分-2 時の 1 時間半、主題に関して質問し応答を頂いた。

ナンセン校 Nansenskolen - Norsk humanistisk akademi (ナンセン・ノルウェー人文専門学校)は、オスロから鉄道で約 2 時間のスキークのジャンプ台で有名なリリハンメル市 Lillehammer にある生徒数約 70 人の料理専門学校である。

アイツヴォグ教授は歴史専攻に発し今は倫理教育・宗教教育専門家であり著作も多い。同時に社会的活動家でありインタビュー前日にコソボの和解活動から帰ったばかりだった。 *I livets labyrint*, 1996 *Læreren*, 2000 *Når livet kaster skygger*, 2002 *Forunderlige øyeblikk*, 2003 *Den gode lærer i liv og diktning*, 2005 *MENNESKE FORST!*, 2004 等の著作がある。 ~ は Cappelen 社の発行、 は政府部局 Utdanningsdirektoratet(以下 UDir と略記。「初等中等教育管理委員会」)(注 1)からの発行である。UDir はその発足前の教育研究省 UDF (Utdannings- og forskningsdepartementet) の権限中、概ね教育の管理・研究を管轄する部局である。しかも教授は 2005 年 8 月 20 日、後述するキリスト教・宗教・観科 (faget kristendoms-, religions- og livssynskunnskap. KRL) に関して UDir 主催の全国研究大会で基調講演をしており教育界への影響は大きいと思われる。

以下は教授からの聞き取り内容の要点である。

(1) 公、私のバランス

1970年代、ノルウェーは石油大国になり、国としては豊かになり、国民も全体としては豊かになったがそれとともに貧富の格差が拡大した。

1992年から2002年までの10年間で国民の生活レベルは向上しているが貧富の格差は拡大していることについては、アルケルバッケンの研究紀要がある。

社会的一般的には、この有利な条件である富 rikdom (英 wealth) をどう活用するか、まり私的な富(または財)と公的な富とのバランスをどう図るかが課題になっている。

学校教育に関しても公立学校と私立学校の割合をどうするかが課題である。ノルウェーは北欧諸国の中でも私立学校が少ない方である(ノルウェーの基礎学校=10年制義務教育学校では私立が2%)。これをどうするかは、9/11日の国政選挙の争点になっている。

(2) 個人主義と共同

[社会構造と貧富の格差解消方向についての教育が課題ではないかという問いに対して]

個人主義による貧富の格差の拡大が成り立ちにくいような教育のあり方、つまり、個人主義 individualitet (英 individualism) の教育と共同(共同性) fellesskap (英 community, fellowship) との教育のバランス(教授は使っていないが「調和」と言い換えてもよいか?) が成り立ちにくいようになっていることがノルウェーの教育の問題であり、これを教育的にどうするかが課題である。

今までは個人主義(この場合、教授によると、個人だけを重んじ各人が自分のことだけを考える精神傾向。)が強かった。授業の中で個人主義が強いからではないかと思われる。「自分で責任をとる」。それだけでは強い環境の生徒に有利と考えられる。

学校教育は、エレベーターのようにみんなを向上させることが目的なのであるが、実際は社会的格差に応じた多様化が進行している。

何でも自分のパソコンです。共同でできるもの、共同で居られる場所が少ない。

教師は共同で習うことや寛容、他者を助けることをも重視する必要がある。

共同で学び得るものは何なのか。まず教師に認識させる必要がある。そこで教育課程 programme の改訂が必要である(注2)。

右派は自由主義で、共同(性)の減少を心配してはいない。左派は共同を重視している。

シグマン・パウマンは2002年に学校は対抗文化の場で在り得ると説いている(注3)。

(3) 学校評価・教員評価

教員評価は、個人主義と共同の問題とは無関係である、と教授はいう。

教員評価は、ノルウェーには元来は無かった。教員の給料は概ね、その教員が受けた教

育期間、教員としての勤務年限、責任（校長、「主任」等の職務）の三つで決まっていた。

しかし、1995年頃から教員間の競争の問題が議論されるようになり、ここ数年は優秀な教員にボーナスを付けようという議論が行われてきて、実際、保守党 Høre のクレメット教育研究大臣の下で 2001 年から教師へのボーナス bonus の制度が導入された。

教師へのボーナスは、その優秀性・能力に対するもので、それ自体は各学校で決める。

国際的な教育、新しい教育方法、新しいプロジェクトなどの対する種々のボーナスがある。基準 kriterium (criterion) は一様には定められていない。

教員組合は、この制度を認めた。総じてこの数年で教員の収入は増加した。

クレメット大臣の下で、学校のレベルを明らかにするために全国共通テストが行われ、結果の良い学校は、ボーナス校 bonus skole、モデル校 demonstrasjon skole とされた(注 4)。

(4) ノルウェー国教

ノルウェーでは、そもそも学校教育が始まったのも宗教教育としてである。それゆえ学校における宗教教育は今も重要である。人間は完全な人間 として見ないといけない。この点、フランスの世俗的学校の教育は、間違っているのではないかと思う (注 5)。

みんな[#]のための学校、みんなが理解し合えるための学校教育が重要である。人文主義者、すなわち humanist もいるから livssyn (英 philosophy of life, view/outlook on life, faith 人生哲学、信条) を含めた授業が必要である。ノルウェー国教 (としての福音主義ルーテル教 北川補足) は、アメリカの創造主義 kreasjonisme (英 creationism)、原理主義 fundamentalisme (英 fundamentalism) の福音主義キリスト教とは異なっている。ノルウェーではノルウェー国教があったからこそオープンな教会を保つことができたのである。ノルウェー国教の中に多様性があるのである # (注 6)。

ノルウェー国教会には女性の牧師もあり、リリハンメルには女性のビショップ biskop[#] もいる。ビショップは、ノルウェー国教会では県 fylkeskommune での牧師のリーダーである。なお、「プリスビィ」 は、もう少し小さい地域のリーダーである(注 7)。

ノルウェー憲法では「政府閣僚の半数以上は国の公教を信仰していなければならない。」 (第 12 条 - 北川補足) とされている。10 年後 ~ 40 年後に公教制度は無くなるだろう。

KRL 科目に関しては、国連の人権委員会から批判があり、教育法改正と教育課程改正が行われた。(後述)

(二) ノルウェーの宗教と国教

以上のように、ノルウェー国教は欧州キリスト教世界の中で極めて特殊なものである。、これについての正確な概括的理解を有することがノルウェーの教育を理解する上で不可欠である。そこでノルウェー大使館公式ホームページ Norway - the official site in Japan で検索すると、「Aschehoug and Gyldendal 社のノルウェー百科事典より編集」とされた'© 2003 Norway Portal' による「その他の宗教団体」、「ノルウェーの宗教」、「ノルウェー国教会」の3項目の記事がある(注8)。その三記事を分量約 2/5 に再編・縮約したものを次に示す。

大使館公式記事の再編・縮約

ノルウェーには福音ルーテル派に基づくプロテスタント国教会がある。政教分離は行なわれていないが、すべての居住者は 1964 年の憲法改正後、自由に宗教を選ぶ権利を有する。人口の約 88% はノルウェー国教会に属しているが、その信仰活動は大部分が個人的なものであり、礼拝その他の教会関係の会合に毎月 2 回以上出席する人は約 10% である。

国民の約 5.9% は他の宗教組織に所属、約 6.2% はどこにも属していない。国教会以外の宗教教団および生活コミュニティー life-stance communities には、ノルウェー・ヒューマニスト協会 Norwegian Humanist Association 63,000 人、イスラム教 60,000 人、ペンテコステ派運動 45,000 人、ローマ・カトリック教会 40,000 人、福音ルーテル派自由教会 20,000 人、メソジスト派 13,000 人、等があり他にいくつか小さな自由教会がある(人数は概数)。

上記ノルウェー・ヒューマニスト協会は、市民堅信礼プログラムなど、キリスト教のライフサイクル儀式に代わる人道主義儀式を会員に提供しており、現在学校で教えているキリスト教教育に代わる宗教教育のあり方議論にも積極的に参加している。

その他の宗教では概ね、大多数がシーア派のイスラム教徒 55,000 ~ 65,000 人、殆どがベトナム出身者の仏教徒が 6,000 人、ヒンズー教徒 1,500 人、ユダヤ教徒 1,000 人がいる。

少数派の宗教グループのリーダー間では学校における宗教教育が宗教政策上の問題とされている。国教会はキリスト教の教理問答をすべての公立学校で教えるべしと規定している。しかし近年、自由教会や生活コミュニティーによって私立学校も作られてきている。

ノルウェー国教会は、国王を長として戴き国会 Storting を最高立法機関としており王室は福音ルーテル派の教えを实践する義務を負っている。国教会の政府による管理を実際に統括しているのは国王である。文化・教会省は管理責任を有しており、国会が教会関連の法律や予算を成立させる。主教や参事会長は全て内閣が任命する。教会内では総会 General Synod が最高位にある。

歴史的には、ノルウェーはローマ・カトリック教国であったが 1537 年に勅令でプロテスタントが採択されてノルウェー国教会が設立された。1600 年代初め以降、ルーテル派正統教会が最高位の宗教として君臨し、国教会以外の宗教は認められなかった。1700 年代、国教会は敬虔派の影響を受けた。敬虔派はドイツ発祥の個人を重視するルター派の信仰復興運動であり信仰と行動の結合を重視し、堅信礼（1736 年）やフォークスクール（1739 年）を始める等、キリスト教の信仰と倫理の個人生活化に努めた。1800 年代にはノルウェー全土に信仰復興運動が起こり、平信徒の説教師（聖職者の訓練を受けておらず、牧師として任命されていない伝道者）が宗教界からの承認を得ずに聖書の伝道を始め、1842 年に平信徒による説教の禁止が解除された。敬虔派や強力な平信徒運動との結びつきは、デンマークやスウェーデンの教会とは異なるノルウェー国教会の特徴である。1900 年代のノルウェーのキリスト教社会は、平信徒運動の理想とその保守的キリスト教解釈によるノルウェー聖職者への強い影響の下、リベラル派と保守派との対立が目立った。しかし 1980 年代以降、教会や神学に関する見解はさらに多様化してきた。平信徒による説教が合法化されたことで、様々なキリスト教自由教会が設立できるようになった。この中で最大の自由教会がペンテコステ派運動であり、その他の主な自由教会にはノルウェー伝道ルーテル派自由教会やノルウェー・バプテスト連合などがある。ローマ・カトリック教会は 1850 年代にノルウェーで再建された後盛んになり、信徒が増えている。

（三）教育管理委員会の発足

教育管理委員会 Utdannings (本稿略記 UDir) は 2004 年 6 月 15 日付け通知 Rundskriv によって設置された(注 9)。この通知の要点は次のとおりである。

UDF は、1998 年 7 月 17 日の教育法及びその政令、並びに 2003 年 7 月 4 日法律第 84 号・私立学校法 friskolelova に基づいて、その権限の一部を UDir に委任する delegerer。

2004 年 6 月 15 日、初等中等教育に関する管理委員会すなわち UDir が UDF の下に新しい組織として正式に発足した。

2004 年 6 月 21 日の新しい通知は 2004 年 1 月-6 月期間のノルウェー教育審議会への通知を改訂して新管理委員会に前ノルウェー教育委員会を継承し管理する権能を与えた。

国の教育行政のこの改編は、特殊教育支援制度の管理委員会への編入をも含む。管理委員会の内部行政及び国の行政実施のための経済的資源は、UDF から管理委員会への各年度の割当て通知によって配分される。

管理委員会は、専門的行政的な課題と要求を伴う権能と行政のための機関として設立される。管理委員会は国の能力評価制度に対して、及び、地方の全学校所有者 コムーネ、県及び私立学校 がノルウェーの教育において果たす能力開発 kvalitet utvikling (quality development) の業務 arbeide の監督と支援に対してあらゆる責任を負う。政府は県の機関を通じて、この能力 kvalitet が必要な国の基準に適合することを確保する。管理委員会もまた 18 の県の教育部局が行うこの業務の専門的管理 governance に対する責任を負う。

(四) 教育法改正と新 K R L 科

2004 年-2005 年、10 年制義務教育学校基礎学校に従前存在した KRL 科目のあり方がノルウェー教育界の一大問題であった。

基礎学校及び後期中等教育の教育課程全般は 2006 年 8 月に始まる 2006/2007 学年度から改訂されるのに対して、この科目だけは 1 年早く 2005/2006 学年度から改訂された。

この科目は、1998 年 7 月 17 日公布の「基礎学校及び後期中等教育に関する法律」(lov 17. juli 1998 nr. 61 om grunnskolen og den vidaregåande opplæring. 略称'opplæringslova' 「教育法」)。1999 年 8 月 1 日施行)以来、その § 2-4 で、(A)'faget kristendoms-kunnskap med religions- og livssynsorientering' として定められていた。しかし、2005 年 6 月 17 日によって § 2-4 を含む教育法の改正が行われ(注 10)、科目の名称と内容は、(B)'faget kristendoms-, religions- og livssynskunnskap' へと改称された。ただし、略称 KRL は旧科目と変わっていない。

(A) を字義通りに解釈すれば、(a) 「宗教指導及び信条指導を伴うキリスト教知識科目」という意味である(注 11)。従来、筆者は、(A) を(b) 「キリスト教・宗教・道徳(信条)科」と理解して問題ないと考え、そのように邦訳してきた。(a)、(b) いずれにせよ「キリスト教」「宗教」「道徳(信条)」の三領域の知識(学問)の教育を含むことになり(注 12)、教育法制定以来 KRL は「伝道であってはならない」と § 2-4 で定められており、ノルウェー現地訪問においても「キリスト教の信仰を教える科目ではなく、キリスト教(についての)知識を教える科目である」と説明されてきた。しかも国の定める教育課程基準 læreplan と基準の教科書を見てもノルウェー国教以外の他宗教や非宗教的立場についての知識も取り上げられている。それゆえ、便宜的に(b)として問題ないと考えていたのである。しかし、(a)はキリスト教知識が主で宗教(の指導)、信条(の指導)はそれに付随する形になっていたが、(B)は「キリスト教」「宗教」「信条」の三つを並列的、対等に扱うことが明確な表現であり、詳しくは「キリスト教知識、宗教知識及び信条知識

の科目」という意味である。本稿ではこの新科目を「キリスト教宗教信条科」と訳し、略称は新 KRL、旧科目略称は旧 KRL、新旧区別の要がない場合は単に KRL とする。

この改正は、既に触れたが、(A)(a)の規定ないしはそれに応ずる教育の実態を不満とする人々が国連人権委員会へ提訴し、その結果、国連人権委員会からノルウェー政府に事態改善の勧告が行われ、結局 2005 年 6 月 17 日の教育法改正となったのである。

この改正による異同を「別表 教育法 § 2-4 旧規定・新规定対照」で示す。

別表 1 挿入

(五) 2005 年国会選挙と新内閣、新・教育省の発足

2005 年 9 月 11 日、ノルウェーの国会 Stortinget の議員選挙が行われた。最近を主に第二次大戦後の大略動向を若干を含めて、国会の政党勢力を示すと別表 2 のとおりである。

別表 2 挿入

選挙結果は、大略、それまで右派・中道連立の政権与党であった保守党 H、キリスト教民主党 KrF、自由党 V は合わせて 44 議席、従来それより左派の野党であった労働党 Ap、社会左党 SV、中央党 Sp の三党合計が過半数を超えて 87 議席となった。なお、議会内では最右派と見られる Frp の大幅議席増も特徴であった。

結局 Ap、SV、Sp 政党間の交渉が成立し、2005 年 10 月 17 日、三党連立による新内閣が発足した。首相はイエンス・ストルテンベルグ Jens Stoltenberg (Ap)、首相を含む閣僚総員は 19 名(男 10、女 9)、うち Ap10 名、SV5 名、Sp 4 名である。新内閣の下で省庁再編が行われる予定で、教育大臣 kunnskapsminister (Minister of Knowledge) には、オイスティン・コーレ・ユペダール氏 Øystein Kåre Djupedal(SV)、関連の大きい文化・教会大臣 kultur- og kirkeminister (Minister of Culture and Church Affairs) にはトロン・ギスケ Trond Giske (Ap) が就任した(注 13)。

UFD は同日、新大臣の就任発表とともに、2006 年 1 月 1 日から 'Kunnskapsdepartementet' へと省名変更すること及び 'barnehagene' が新省の事務に属することを発表した(注 14)。

'kunnskap' の語を含む新大臣肩書名、新省名の日本語表現であるが、在日ノルウェー大使館は所掌事務に即して「教育大臣」、「教育省」としている。本稿も以下これに倣う(注 15)。

なお、教育大臣の所掌になる 'barnehagene' は「子どもの庭(園)」であり、日本の幼稚

園や保育所それらに近い施設を意味する。これに関する行政は、従来児童家庭省 Barne- og familiedepartementet (BFD)が行ってきた。他方、ノルウェーでも日本の「学童保育」のような学童に対する課外の活動提供が学校施設を活用して行われており、これに関しては従来「教育法」に規定があり、教育研究省 UDF が所管していた。2006 年からは、両者が新・教育省の下に一元化される訳である。

まとめに代えて

本稿は、2005 年 9 月研究旅行の聞き取り訪問のうちのアイツヴォグ教授訪問 1 件だけの聞き取りと、その最小限度の関連事項のノートにとどまった。残りの聞き取りノートの作成は今後の最優先課題である。

その次には、新たな政権に対しても既定の課題とされている 2006 年からのノルウェーの義務教育学校及び高等学校の新教育課程(注 16)を、「社会科、宗教・道徳教育及び生活指導に関する比較研究」の観点から継続研究することが筆者の課題である。

さらに、新たな課題が今回のノルウェー旅行を通じて直接的実感をもって明確になった。

すなわち、2005 年選挙後の政権変化は本稿に示したとおり早速の教育行政施策の変化を招来した。しかし、そこでも触れこの夏ノルウェーで見聞した能力開発は、ボンデヴィク政権(教育研究大臣は保守党クレメット)が 2004 年 4 月 2 日国会に提出した政策提案書「学習の文化」に基づいている(注 17)。これは、本誌前号で触れた同じ題目 '*Kultur for læring*' の国会委員会報告書に見られるように国会での審議を経ており相当の修正はなされたと思われるが、同時に相当程度に相当の広がりをもった合意を経て、「能力開発 - 2005 年-2008 年の基礎教育における能力開発戦略」 '*Kompetanseutvikling :Strategi for kompetanseutvikling i grunnopplæringen 2005 – 2008*' として展開された(注 18)。後者は、教育研究大臣 : Kristin Clemet、Leder, コムーネ全国連合 Kommunenes Sentralforbund : Halvdan Skard、教員組合 Utdanningsforbundet 委員長 Leder : Helga Hjetland、Leder, ノルウェー教員 Norsk Lektorlag 委員長 Leder : Gro Elisabeth Paulsen、県立学校全国連合 Skolenes Landsforbund 委員長 Leder : Gro Standnes、ノルウェー(コムーネ立)学校連合 Norsk Skolelederforbund 委員長 : Eli Vinje の署名入りの政策であるだけに、政権が変わったからと言ってにわかには変化しない内容を含んでいる。

結局、*Kultur for læring* と *Kompetanseutvikling* とを下敷きにして、教育課程に立ち入って

ノルウェーの教育政策、教育制度を研究すること、これが教育行政・教育政策を専攻する筆者本来の課題であることを実感している。

注

(注 1)この行政組織名称を直訳すると「教育理事会」あるいは「教育役員会」などであるが、後述するその権限内容に即してこのように表現しておく。この部局のノルウェーでの略称は未確認であるが、URL には 'udir' が用いられている。本稿では Utdanningsdirektoratet が想起しやすいようにこのように略記する。なお、UDir については後述する。

(注 2)ノルウェーでは、2005 年 9 月現在、従前の基礎学校 grunnskole 教育と高等学校 videregående skole 及びそれと結合した職業実習を含む後期中等教育とを併せて「基礎教育」grunneopplæring という語が使われており、この基礎教育全体の教育課程改革が 2006/2007 学年度から予定されているが、KRL 教育課程改革は 1 学年度早く 2005 年 8 月から行われた。なお 'grunneopplæring' という語自体は Reform94 ~ Reform97、98 年制定教育法には見られない。この複合語を構成する各語の語感からは用語法が変わったと思われる。

(注 3)所説は一考に値するという文脈であった。

(注 4)今回の旅行でモデル校の一つを訪問した。その学校の状況は UDir によって全国文書で紹介されており（学校名、教員名は仮名）、北川はその文書の提供を受けた。

モデル校の数は、2005 年 6 月 2 日、UDir は 74 校から指定申請を受け、うち 10 校が 2005-2007 年のモデル校に選定され、その外 2004-2006 年モデル校の中の 5 校が引き続きモデル校とされた（www.utdanningsdirektoratet.no/eway/ 2005.11.23 現在）。

また、新聞では次のように報じられている。

「2005 年、デモ校は、総計 2000 万 kon 約 1 億 4000 万円を特別報酬またはボーナスで受け取る。理由は UDir 教育管理局がノルウェーの学校の能力発展を助長したいと考えているからである。この制度は、保守党クリスティアン・クレメット教育大臣によって 3 年前に定められ、学校が互いから学ぶべきだという、ノルウェーの学校におけるポジティブな拡大効果を与えることを目標としていた。モデル校を訪問する制度は特別に拡大するのが見られた。約半数の基礎学校と 4 / 5 の高校がどれかのモデル校を訪問した。選ばれる学校は、2 年間モデル校になり、約 700 万円 500.000 kroner の年間ボーナスを受ける。」（*dagsavisen*, 2005.11.26）

なお、関連して、後記のとおり、9 月 11 日の国政選挙の結果、左派・中道の連立政権が誕生し、10 月 27 日、SV「左派社会党」のオイステン・デュペダル Øystein Djupedal 科学大臣 Kunnskapsminister kunnskapsminister は、第 4 及び 7 学年に計画されていた 2006 年春の

国家試験は行わないと決定した (<http://www.udir.no/eway/>、05.11.23 現在。)

(注 5) 世俗的生活だけでなく精神生活の主体でもある人間全体という意味と思われる。

(注 6) 他宗教・宗派、非宗教の人も含めて、という文脈であった。なお、この時、通訳者を通じて、キリスト教世界で、あるいは少なくともノルウェーで 'humanist' という時には、「特定の宗教・宗派の信仰を持たない」非宗教者という強い響きをもっていることがあることに気づかされた。

(注 7) # 英語の bishop は一般には教会の「僧正」、「司教」または「監督」などと訳される。'presbyterian' の略 (英 Presby.) で 'episkopal' (英 episcopal 監督、主教、司教のことか。

(注 8) <http://www.norway.or.jp/facts/religion/>、2005.11.27 現在。

(注 9) 資料源：<http://odin.dep.no/ufd/norsk/dok/regelverk/rundskriv/> (2005.12.3 現在)

なお、'rundskrive' については、辞典で次のように説明されている。

'rundskrive : departmental circular, administrative directive, administrative circular, COMMENT: A *rundskriv* is discrative an administrative document disseminating derectives, instractions and guidelines. It indicates the manner in which the Government understands the law and intends to apply it'. (Ronald L. Craing, *Stor norsk-engelsk juridisk ordbok*, universitetsforlaget, oslo, 1999)

(注 10) 「教育法及び私立学校法の改正に関する法律」 Lov om endringar i opplæringslova og friskolelova による。資料源：<http://www.lovdata.no/all/nl-19980717-061.html> (2005.11.29)

(注 11) なお、この科目名称中の 'kunnsukap' の語訳は難しいが、概ね「知識」ないし「学」、「学問」である。諸辞典では 'kunnskap' の意味について次のように示されている。

Engelsk stor ordbok : knowledge [知識]、information [情報]、apprehension [理解]、cognition [認識]。 *Norsk-engelsk stor ordbok* : knowledge、information。 *Stor norsk fransk ordbok* : connaissance [知識、造詣、素養、学問]、(viten) savoir [知識・学識・学問]、science [学問・科学]。 *Fransk ordbok* : connaissance、savoir、science。 ノルウェー語ノルウェー語辞典 *Norsk ordbok* (以下「諾諾辞典」): 1. kjennskap [知識]、2. viten [knowledge, know-how, cognition, cognizance]、lærdom [学識] ; innsikt [洞察、理解、知識、悟り]。

上記で [] 内は、さらに辞典を参考にして適合度が多いと思われる意味を北川が付けた。

上記辞典の名称、性格、著者、発行者、発行年は次のとおり。 *Engelsk stor ordbok met iFinger -Engelsk -norsk/Norsk-engelsk*, 英語 ノルウェー CD-rom 辞典、Kunnskapsforlaget, Aschehoug & Co(w. Nygaard) A/S og Gyldendal ASA, Oslo, 2001 *Norsk-engelsk stor ordbok*, J

ルウェー語 英語大辞典、Kunnskapsforlaget, Aschehoug & Co(w. Nygaard) A/S og A/S Gyldendal, Oslo, 1986 *Stor Norsk fransk ordbok*, ノルウェー語 フランス語大辞典、Lars Otto Grundt, Universitetsforlaget, 2.utgave, 1994、*Fransk ordbok 4.0 -Norsk-fransk, Fransk Norsk*, ノルウェー語 フランス語 CD-rom 辞典、Kunnskapsforlaget, TEXTware A/S, Copenhagen, 1999、*Norsk ordbok*, ノルウェー語 ノルウェー語辞典、Kunnskapsforlaget, H.Aschehoug & Co(w. Nygaard) A/S og A/S Gyldendal Norsk Forlag, Oslo, 1998。

(注 12) 'livssyn' は liv (英 life) と syn (英 eyesight, sight, vision, spectacle) の合成語で、上記辞書では philosophy of life, view/outlook on life, faith とある。北川は KRL の内容と日本の科目とを合わせ考えて従来「道徳」としてきたが、今回の研究旅行、特にアイツヴォグ談話を経て、道徳よりもう少し精神性が強いものと思えてきた。とは言え「人生観」や「哲学」では小学生も対象とする科目に不向きなので、この際「信条」としておく。

(注 13) Pressemelding, Nr.191/2005, Dato: 26.10.05、
[http://odin.dep.no/smk/norsk/aktuelt/pressecenter/pressem\(05.12.3\)](http://odin.dep.no/smk/norsk/aktuelt/pressecenter/pressem(05.12.3))

(注 14) *Norway - the official site in Japan*, <http://www.norway.or.jp/> (05.12.3)

(注 15) <http://www.utdanning.no/dep/portal/>。なお、注(10)前記の *Engelsk stor ordbok met iFinger* では 'barnehagene' について「1. (教育施設) pedagogisk institusjon) kindergarten, nursery school (学校のような skolelignende), day-care centre (英国の britisk), day-care center (米国の amer.), crèche (英国の britisk, 特に小さい子どものための for svært små barn)」とある。

(注 16) 例えば <http://www.kunnskapsloftet.no/> (2005.12.06 現在) 中の記事 'Kunnskapsløftet for alle fra høsten 2006, Regjeringen har avgjort at Kunnskapsløftet skal starte som planlagt høsten 2006, også innen videregående opplæring. Beslutningen er fattet etter en grundig vurdering der alle berørte parter har fått komme fram med sine synspunkter'. 及び記事 'Nye læreplanar ut på høyring. Utdanningsdirektoratet inviterer til høyring på forslag til sju nye læreplanar, og alle interesserte blir gitt høve til å uttale seg om forslaga'. 等、参照。

(注 17) 出典 http://odin.dep.no/filarkiv/222876/kompetanseutvikling_bokmal.pdf (2005.12.06 現在)

(注 18) <http://odin.dep.no/ufd/norsk/tema/satsingsomraade/kvalitetsutvalget/bn.html> (2005.12.6 現在)。

Kompetanseutvikling は英訳で *Knowledge Promotion*。

2003-05 年度科学研究費補助「ノルウェーの社会科、宗教・道徳教育 及び生活
指導に関する比較教育学的調査研究」基盤研究(C)(2)課題番号 15530524

2005 年 12 月 6 日

第2章 ハウゲン学校、教育管理庁、マングルユット高校

社会科、宗教・道徳教育及び生活指導に関する

2005年・ノルウェー訪問第2報とその関連事項

筆者は、本科研費研究の一環として、2005年9月1日-17日、ノルウェーの学校及び行政機関を訪問し見聞した。この研究旅行における見聞に関する第1報は、本書第1章「ノルウェーの初等・中等学校における宗教・倫理及び社会科教育 宗教・道徳教育及びアイツヴォグ教授談話」である。

本稿は、この研究旅行での聞取りに関する第2報であり、関連事項を付した研究ノートである。

2002年夏のオスロ滞在・ノルウェー語研修を別として、6年ぶりにノルウェーの学校・行政機関を訪問・見聞し、ノルウェーの教育に関する情報・知識を総合する新たな境地を開くことが出来たと思う。両研究ノートをもって、今後さらにノルウェー教育の研究を深化発展させる手掛かりとしておきたい。

以下、各訪問先について、最初に訪問日・時間帯、所在地、主たる対応職員を記す。

その後、主として訪問先で提供された説明・資料を軸として、聞取り事項に番号・見出しを付して記述する。その基軸事項の前後・周辺に、できるだけ資料源を明記して、聞取り事項に関する知識・理解を補う。

(一) ハウゲン学校 *Haugen skole*

9月7日(水曜日)午前。Høybråtvn. 4, 1055 Oslo。

エヴァ・ヘムスタッド校長(Rektor *Eva Hemstad*)

(1) 全般状況、生徒の出身文化の多様性、校長の仕事、学校の自律制

この学校は、小学校、中学校一貫のオスロ市 *Oslo kommune* 立の基礎学校である。

ここで、「基礎学校」、「小学校」、「中学校」について述べておく。

まず、法律では、ノルウェーの初等教育及び中等教育制度は、1998年7月17日の法律第61号「基礎学校及び後期中等教育に関する法律」*LOV 1998-07-17 nr 61: Lov om grunnskolen og den vidaregåande opplæringa* (略称「教育法」*opplæringslova*)によって定められている。主として第2章 *Kapittel 2.* に「基礎学校」*grunnskole*の規定があり、基礎学校は10年制の義務教育学校である。同法には、「小学校」*barneskole*、「中学校」*ungdomsskole* についての規定はない。教育法上は、10年一貫教育の学校制度が前面に立てられて定められている。なお、*barn* は「子ども」、*ung* は英語の *young* に当たる語である。

次に、国の教育課程基準 *læreplan* では、第 1-4 学年が 「低（小）学年段階」 *småskulesteget*、 5-7 学年が 「中間学年段階」 *mellomsteget*、 8-10 学年が 「前期中等（少年、若者）学年段階」 *ungdomssteget* (KUF 英訳： *the lowersecondary stage*) と区分されている。このうちの 及び 段階学年（だけ）から成る学校が 「小学校」 *barneskole*、 段階学年（だけ）の学校が 「中学校」 *ungdomsskole* と呼ばれている。10 学年学校は、ノルウェーの小規模人口コムーネ *kommune* の多いノルウェーの事情に応じたものだと思われる。学校配置図を見るとオスロでも全 10 学年の基礎学校が何割かの程度で存在する。しかし 1997 年以来私が訪ねた 20 校前後の基礎学校はどれも小学校か中学校のどちらかであり、全 10 学年の基礎学校訪問は、このハウゲン学校が初めてであった。（以上、北川による説明。以下が校長からの聞き取り説明の要点。）

当校は、生徒数は約 500 人で各学年には 2 学級がある。職員は、校長、副校長、インスペクター *inspektør* (副校長～主任級の学校管理職) 各一人及び一般教員の外、各学年毎 1 人の助手、事務職 3 人、用務員 1 人、清掃作業員 3 人の総計 70 人である。ノルウェーの基礎学校としてはむしろ規模の大きい方であり、学校区域も都市部であって人口密度は低くはない。

2005/06 学年度は、2006/07 年度の教育課程改訂へ向けての特別な年度である。

この学校の生徒の約 60% は、パキスタン、インド、トルコ、ヴェトナム、イラン、イラク、ユーゴスラビアなど少数文化の背景をもっている（アフリカは少ない）。そのため、ノルウェー後の読み書き会話が充分に出来ない生徒が多く、25% が 2 カ国語による授業の援助を必要としており、その外も含めて 50% の生徒がノルウェー語教育の特別な援助を必要としている。

各教員は 1 つの学年でだけ教えるようにしており（学年教師集団）、各学年に 2 カ国語（ノルウェー語と語）の教師がいるようにしている。

校長の仕事は、優秀な教育(学)的リーダーであり、親との協力を務め、人事上 3 人の学校管理職中のトップリーダーであり財政上も責任者であることである。

オスロ市は各校の自律を重視しており、財政上も自律的権能を認めており、教員の賃金は学校が支払い、教材も学校で購入する。

(注) なお、教育法により、教育行政は、基礎学校は行政は基礎的地方自治体である「コムーネ」 *kommune* の所管、後期中等教育は広域地方自治体である「県」 *fylkeskommune* の所管となっているが、オスロ市は、同法の特別規定により教育行政に関しては県とコムーネの概ね両方の権能を有している。（以下、(注) (注 1)、(注 2) ... 等と記すものは、原則的に、筆者 = 北川邦一による注である。ただし特記する、又は文脈上明白な例外がありうる。）

(2) 社会変化への対応

学校は、小さな社会、社会のミニチュアであり、格差、多様性がある。

ノルウェーは豊かな国で可能性がある国である。学者の研究結果では、財は豊かになっているが、格差は

大きくなっている。賃金、収入、仕事の可能性の差が拡大し、失業率も増加している。(この項以下、アイツヴォグ教授説明と同旨の説明がいくつかあった。 - 北川付記)

その社会状況の中で、格差が学校の中で生じないようにすることが重要である。

この考えの下で生徒の能力を高めるために national test をしている。

格差があり、家族の背景、文化、能力の差があってもみんなの生徒を大事にすること、みんなを育ててゆくこと、各個人にあった教育をすることが重要である。この考え方はこの数年来、重視されている (*tilpassing, tilpassing, tilpassing, tilpassing, tilpassing*。 英 *adaptation, adapted education*)。

学校としては、生徒個人に合わせた融通性を教育に持たせなければならない。

各家族で学習を重視すれば、その収入状況とは別に、生徒の成績が向上しているという統計もある。

生徒の共同のグループをつくと、どの生徒も伸びることが出来る。

学校の教育計画 skole plan は、departementet(教育研究省) - bystyre(オスロ市議会)の方針を受けて学校で立てている。特に高校のレベルでは格差があって不平等になってきている。入学するための成績に高校間の点数差が生じてきている。そのため当校の各学年でどのように対応するかが、課題になっている。

同時に共同(協働)samarbeid を学校で習わせることが大切である。

(3) 生活指導、学校の規律

日本の「校則」に当たるものは、オスロ市内共通の「学校、及び成人教育センターのための秩序規則」*FORSKRIFT OM ORDENSREGLEMENT FOR SKOLENE OG VOKSENOPLÆRINGSSENTRENE I OSLO KOMMUNE* が定められている (2002年7月12日市議会承認 *vedtatt 12.07.2002*)。

各学校はこの基準に加えて校内規律を定めることが出来る。

近年携帯電話の問題が生じていて、ハウゲン校では一切使わない、絶対持ってこないと決めている。

規律で禁止するだけでなく、社会的に良い態度を育てること、褒めることも大切にしている。

すべての人に対する思いやりと尊重 *hensyn og respekt for alle*、 時間を守ること、 良い言葉使い、人への嫌がらせ *plage*(いじめ *mobbing* を含む)をしないこと(これは各学級で枠を付けて壁に貼っている。)、秩序を守り物を大切にすること、 勉強のために静かにすること、などを重視している。

(4) 宗教・KRL授業

教育課程は1997年の国の基準 *læreplan (L97)* に基づいている。この内容はかなり広いので、生徒の知識状況に応じて適用可能である。

子どもの良心を傷付けないことに配慮している。性教育では問題が生じたが、会話ができると解決できる。

KRL は、諸宗教・宗派の長短を教えるものではない。大切なことは、これが正しい、これが間違っているとは考えないで多様な観点から授業することである。

KRL が「社会科」*samfunnsfag* と違うところは、規範 *norm* を重視して会話をする事である。

その方向は、教員から生徒に向かっているが、KRLの授業は難しいところがあり、その場合には内容を簡単にする。また、学者の見解も関わってくる。

文化の多様性を尊重することが大事で、KRLの授業でもこれを重視する。しかし、各教科では、人文主義的人間観 *humanistiske filosofi* が求められる。

[付記]本報告書別稿「アイツヴォグ談話」で述べているとおり、1997年改革により'*Kristendoms-kunnskap med religions- og livssynsorientering*' (略称 **KRL**) の教育課程基準が定められ、98年制定の教育法は、主として § 2-4 等の規定でこの科目の名称・性格等に付いて定めた。KRLは、2002年3月7日、改訂され、正式名称も '*Kristendom,- Religions- og Livssynskunnskap*' へと変更され (略称は変わらず。) 教育法 § 2-4 の規定等も改正された (2002.4.12 法律第 10 号)。しかし、さらにその授業ないしは科目のあり方に関して国連委員会への提訴があり、2005年6月17日付けで教育法 § 2-4 等の改正が行われ (法律第 106 号) 教育研究省 UFD は 2005年8月3日、新 KRL 科目の教育課程国家基準を決定した。これに関しては、本稿(2)で後述する。校長の説明は、KRL 改訂への言及は無かったが、概ねこの改正方向に沿った内容であった。

(二) 教育管理庁 *Utdanningsdirektoratet*

2005年9月7日 (水曜日)午後。Kolstadgata 1, Postboks 2924 Tøyen, 0608 Oslo。

アルンヒルド・ヘグトン 主席企画官 *Prosjektleder Arnhild Hegtun* (KRL教育課程制作担当者)

イバル・ヤン・レーレン 参事 *Rådgiver Iver Jan Leren* (高校職業教育専門)

マリー・グランハイム 上席参事 *Seniorrådgiver Marit Granheim* (国際部担当)

説明は、グランハイム参事の総括の下で、主として上記両分野の各担当者から受けた。

(1) 「教育管理庁とは何か」

教育管理庁については、別稿「アイツヴォグ談話」その発足について記した。その後、同庁作成の下記題目の英文6頁の pdf ファイルを見つけた。その職務権限と実態に係る要点部分の抄訳を示して、同庁での聞き取り内容理解の前提としておく。

What is the Directorate for Primary and Secondary Education?

資料源:http://www.utdanningsdirektoratet.no/upload/Brosjyrer/brochure_udir.pdf (2006.2.25 現在)

教育管理庁は、2004年6月15日に設置された。庁は、初等及び中等教育の開発 *development* に責任を負う。

管理庁は、教育研究省の執行機関である（英文表記では '*executive agency for the Ministry*' ）。

この権限内で管理庁は教育の監察 *surpervising* 及び教育部門の管理 *governance* に対するあらゆる責任を負い、並びに議会の法律 *Acts* 及び法規 *regulations* の実施に責任を負う。管理庁は、ノルウェーの特殊教育支援機構(Statped)、国立学校及び国立教育センターの運営にも責任を負う。

管理庁は初等及び中等教育のあらゆる国家統計に責任を有し、これらの統計的主導に基づいて研究と開発を進展させ視察する *develop and monitor*。

管理庁は、生徒及び職業実習生に与えられている質の高い教育を受ける権利を確保することを目的としている。（以上、白抜き第 1 頁全訳）

管理庁は知識促進、初等中等教育全体の包括的改革とに関連で、約 300 の *new curricula*（新教育課程約 300 科目の基準内容と言う意味か - 北川）の開発をしている。

管理庁は 2004 年に高等学校の 412 科目 *subjects* の試験を用意した。

Skoleporten.no は、学習環境、資源、学習産物及び後期中等教育の実施を示す 403 の指標その他を擁している。

71,000 人の生徒が 2004 年の中学校終了時試験を受けた。

管理庁は 2005 年の教員能力開発に 300billion NOK^{*マ}の報賞金を出している (The Directorate is awarding 300 billion NOK ^{*マ} to develop teacher competence in 2005.)（以上、第 6 頁 = 記事稿末部分の '*Did you know that ...*' 項目全訳。）

(* このとおりであれば、300×10 億 NKO 3000 億 × 17 円 と計算して、5 兆円余となるが、信じ難い。300million NOK 50 億円の誤記か。 <http://odin.dep.no/kd/norsk/dok/statsbudsjett/> (2006.2.25 現在)の St.prp. nr. 1 (2005-2006) Del II Nærmare om budsjettforslaget、参照。)

(2) KRL改訂

ヘグトン企画官の説明

KRL改訂に至る大筋

KRL 関係科目の中では様々な対立があった。

1997 年までは、キリスト教と人生観 *livssyn* (*Engelsk stor ordbok met iFinger* 辞典では、*philosophy of life, view/outlook on life, faith* 人生哲学、人生観、信念)とに分かれていた。97 年に、一方に (*religion* と *livssyn* にということであろう - 北川。) *orientering* という語が付いて宗教教育、人生観教育そのものとは無関係な内容になった。他方で、古くから宗教教育や人生観教育に関わらない一般的な内容があった。後者は、そのまま 1993 年の教育課程基準に入れられていたのが L97 で発足した KRL に含められ、その結果 L97 の KRL すなわち *kristendoms-kunnskap med religions- og livssynsorientering* 科目が出来た。

以上について、インターネットによる情報等を付記すると、次のとおりである。

’付記(以下、地の文は 番号項目の下でヘグトン氏の説明を基本として記す。その後、それに関する北川による付記をこの例のように、 番号に「 ’」を付して書き加える。)

L97 の KRL の大要は、北川『ノルウェーの 94 年・97 年初等中等教育改革の概括的調査研究』(1999-2001 年度科研費研究成果報告書・基盤 C(2) 課題番号 11610298。2002 年 4 月) <51>頁 ~ <58>頁。この科目に関する「教育法」制定当初(1998 年 7 月 17 日)の関連規定 § 2-3、 § 2-4、 § 2-12 及び § 2-13 は、この北川報告書 <110>、 <111>、 <113> 及び <114> 頁を参照されたい。

教育課程基準改訂と国会

教育課程基準は、従来普通は UDF や旧 KUF などの省の権限内で、例えば「国会(への)報告第 32 号」*St.meld nr.32* のような「政府報告」(英語での表現: *white paper*)として出されてきた。しかし、2006/2007 年度から予定されている教育課程科目の基準の改訂全般の中で、今回 1 年前倒しの KRL 科目だけはその基準審議が唯一、国会で扱われ国会の議決を経て法的機関も認めて法律面でも改訂された。

’付記

2002 年版 KRL 科目基準 *Revidert forslag til plan for faget Kristendom, - Religions- og Livssynskunnskap fra Læringscenteret 7.3.02* は、教育研究省 UFD(当時)が 2002 年 3 月 7 日に改訂、公示(下記(E))。2006 年 2 月 26 日現在、教育省 KD の下記 URL(e)に所在。

(E)07.03.2002, Utdannings- og forskningsdepartementet, *Forslag til revidert KRL-plan overlevert*

(e)<http://odin.dep.no/odinarkiv/norsk/ufd/2002/annet/045071-230020/dok-bn.html>

なお、「forslag」は、*Engelsk stor ordbok met iFinger* では「proposal (tilbud), proposition (plan, prosjekt), suggestion (henstilling), motion (i en debatt), bill (lovforslag)」と記されている。Hegton 説明と合わせ考えると、KRL 科目基準は、事実上は別として法的には「法規」の性格は有さないと考える余地もあり得る。

2005 年版 KRL 教育課程基準は、同じく UFD が 2005 年 8 月 3 日に決定して公示(下記(N))。2006 年 2 月 26 日現在、下記(n)に所在。なお、下記(n')所在の UFD, *Læreplan i KRL*、参照のこと。

(N)*LÆREPLAN I KRISTENDOMS-, RELIGIONS OG LIVSSYNSKUNNSKAP*

(n)http://odin.dep.no/filarkiv/254295/Laereplan_KRL_.pdf

(n')<http://odin.dep.no/odinarkiv/norsk/ufd/2005/dok/045071-140004/dok-bn.html>

KRL に対する評価と国会議決

KRL は、難しい問題なので評価 *evaluering* を受けた。4 cm くらいの厚みの評価文書が提出され、その白書が出来て国会で議決された。それに基づいて KRL 科目の改定案が出来た。このような国会手続を経た教科教育課程基準の改訂は KRL 科目だけである。

この評価で判ったことは、KRL 科目の内容は多すぎて難しすぎると言うこと、テーマを小さくして、もう少し、宗教知識を明確にするべきであると言うことであった。また、宗教と人生観 *livssyn* の二つにするか、キリスト教の知識を入れるか、人生観だけにするかが問題になった。

’「評価」関係付記

国会への提案 2000-2001 年度第 32 号 : 「KRL 科目についての評価」(教会教育研究省 2001 年 3 月 30 日提案。同日国会承認) St.meld.nr.32 (2000-2001) 'Evaluering av faget Kristtendomskap med religions- og livssynsorientering', Tilråding fra Kirke-, utdannings og forskningsdepartementet av 30.mars 2001, godkjent i statsråd samme dag. (cf., *iFinger* : meld. = melding report, statement. tilråding advise, recommend)。因みに、この間、教育所管省は、第 1 期政権ストルテンベルグ(2000 年 3 月 17 日 ~ 2001 年 10 月 19 日) *Jens Stoltenbergs første regjering* までは教会教育研究省 *Kirke-, utdannings- og forskningsdepartementet* (略称 *KUF*)、2001 - 2005 年の第 2 期ボンデヴィク政権 *Kjell Magne Bondeviks andre regjering* からは教育研究省 *Utdannings- og forskningsdepartementet* (略称 *UFD*)、2006 年 1 月 1 日から教育省 *Kunnskaps- departementet* (略称 *KD*) と変化した。

新KRL

新 KRL は 2005 年 8 月 17 日から実施した。この改訂に約 10million NOK(¥1 億 7 千万)を要した。能力 kompetanse の向上のため、お金と教育内容の両方が問題だった。各県における国の代表 *Fylkesmann* も見直し議論に参加した。

新 KRL のためには、親に対する指導が 20 カ国語で書かれている。政治的文書も含まれている。

内容は、orientering(方向付け)ではなくて、知識 kunnskap の教育に変わった。それとともに、参加しなくても良いという権利(授業参加免除)は無くなった。

内容は、キリスト許知識が 55%、他宗教知識が 25 %、livssyn が 20 %。人生観 livssyn の中には、道徳の外、哲学も実験として入れている。哲学については科目として独立させることも考えている。

この改訂については、国家機関、大学・専門家、地方自治体・学校の三者の協働が必要であった。8 月 18 日には、大学・専門家と *Fylkesmann* によるセミナーを実施した。それを経て、各県 *fylkeskommune* で専門家と学校の教員による研修をしてゆく。

人権問題と授業参加義務と知識教育だが押しつけはしないことの間には矛盾の可能性が残っているが、新 KRL 文書では触れていない。

国連人権委員会への在来KRLに関する提訴

KRL については、ヒューマニズムの協会 *Human-Etisk Forbund* がストラスブールの国連人権問題委員会 *Menneskerettsdomstolen i Strasbourg* に申し立てている。6 人の親から批判が出た。そのリーダーは、*Human-Etisk Forbund* の所属で、8 月 18 日のセミナーでも批判的な意見を述べた。その批判は、教育課程基準についての批判と言うよりは、実際の授業(の内容・方法)に対するものであった。それゆえ、授業をする教師の知識の問題である。新聞には事実と異なる記事も報道された。

国連人権問題委員会から出た意見は、中立にせよという意見であって、教育法には KRL 条項が入っているがその教育法を改正せよとはっていない。

' 付記

() 2002 年、ライアヴォーグ夫妻とその娘 *Unn and Ben Leirvåg, and their daughter Guro* を含む 4 家族 11

人が、ノルウェーにおける「市民的、及び政治的権利に関する国際規約」第18条(思想、良心及び宗教の自由)侵犯等について国連人権委員会 HUMAN RIGHTS COMMITTEE に申し立てた(3月25日、11月7日及び10日)。同委員会は2004年、この事件に関する見解 VIEWS を発表した(11月3日決定・Communication No. 1155/2003)。同見解第15-17項で国連委員会は、同条約第18条第4項の侵害は明らかであり、ノルウェー政府は申請者の権利を救済する責務を負うとし、そのために政府が採った措置を90日以内に報告するよう求めた。この見解はKRLにも言及している。なお、この見解は英文で下記URLに掲載されている。

<http://odin.dep.no/kd/norsk/aktuelt/pressesenter/pressem/045071-990398/dok-bn.html>(2006.2.27 現在)。

() *Human-Etisk Forbund* による KRL に関する記事には下記等がある。©Human-Etisk Forbund, 2004, *KRL-faget - hva skjer?*(http://www.human.no/templates/Page___158.aspx(2006.2.26 現在))

() なお、*Human-Etisk Forbund* は 2004 年 2 月 15 日 ノルウェー憲法 § 2 の改正案を公表している。*Forslag til endringer av grunnloven § 2'* (http://www.human.no/templates/Page___348.aspx(2006.2.26))。

(3) 教育課程改革 (主として後期中等教育・高校)

レーレン参事の説明

後期中等教育のコース *studieretning* 統合

() 2006/2007 年度から後期中等教育・高等学校の教育課程の全面的改正を予定しており、それとともに、現在の「基礎課程」*grunnkurs*(GK)と「上級課程」*videregående kurs* (VK)、それぞれの「コース」*studieretning* (英: *branch of study, line of study* - 辞典 *Engelsk stor ordbok met iFinger*)の統合を計画している。

表1 2006/2007 学年度からの高校教育課程改革

		従来	改革後
基礎課程(第1学年)	職業資格向けコース	12	9
	進学資格向けコース	3	3
上級課程の資格コース		120	70

() 現在、*svennebrev* (craft certificate 伝統的職人資格)、*fagbrev* (certificate of completed apprenticeship 新しい職業実習終了資格)、それ以外の *yrkeskompetanse* (professional qualification, *hudpleie* スキンケア、歯科技工士補助など)、合わせて約200の専門 *fag* (職業・学科)資格がある。今回の教育課程改革(以下2006年改革と略記 - 北川)はこれらの資格自体を変えるものではない。

() 2006年改革では、1994年以來の制度で、例えば *KOKK-*、*SERVITØR* (「調理、給仕」)コースと *Fisk-BAKER*、*SLAKTER-INUTRI* (「魚肉処理」)と養成コースが分かれていたが、これを上級第1学年課程で *REST-/MAT-* (「レストラン・食物」)コースに統合する。このような統合については激しい論争が行われている。

()2006年(正確には2006/2007学年度。以下この例のように略記。)からは、上級課程VK(原則2年)の第1学年=VK、第2学年=VKの教育内容構成比率を表2のようにする。

表2 2006/07年度以降の高校上級課程VKの教育内容構成比率

	普通教育科目 ALM	職業理論科目 Yurkes Teori	プロジェクト Prosjekt*
VK	20%	50%	30%
VK	30%	50%	20%

付記

()1994年教育改革 **R94**、1997年教育改革 **R97**、これらを受けて総括的に定めた教育法制定後のノルウェーの初等中等教育制度については、前記の北川・1999-2001科学研究費報告書で概括した。また、そのうち高等学校教育の制度と実態については、北川「ノルウェーの高等学校」(本報告書第3章。初出、大手前大学社会文化学部論集第3号・2003年3月)で詳述した。その最も基本的な事項を、本報告書第6章「高校社会科関係3領域の教育課程(翻訳)の「翻訳まえがき」の記述との重複を厭わず、述べておくと次のとおりである。

ノルウェーでは、義務教育学校(R97で1年延長されて6歳-16歳の10年制となった。)を修了した者は、「3年間の全日制の後期中等教育」を受ける権利を有する。後期中等教育を希望する者は、申請することによって、その基礎課程として高等学校の第1学年に設置された15のコース *studieretning* (R94当初は13)のうち第3志望までのどれかには入学することが保障され、第2学年以降は入学した基礎課程の上に設置された上級課程VKで引き続き教育を受けることができる。上級課程は1年間の第1課程VKとその後の第2課程から成る。上級第2課程は、普通コース等の進学コースは1年間、職業資格取得コースは2年間でその内の半分を理論学習、半分を企業内での職業見習い実習としている。(なお、上級課程 *videregående kurs* の略称・略記は従来'VK'であったが、2006/07改革に当たって'VG'が使われるようになっている(したがってVK、VKもVG、VGへと変化。)が、本稿では「VK」としておく。)

後期中等教育の「コース」*studieretning* については、例えば下記の生徒の進路選択用冊子に各コースの取得資格・履修科目内容が詳細に示されている。

'Din videregående opplæring ? 2000-2001', Liv-Inger Jørgensen, PEDLEX Norsk Skoleinformasjon, 1999.

'Studieretning for allmenne, økonomiske, og administrative fag', (以下、同上)

前記の北川論稿「ノルウェーの高等学校」では、上記両書をも参照し、「これ」と思われるコースの例をとり、現地訪問・聞き取りと照合して同国の高等学校教育について詳述した。なお、この論稿では、*studieretning* を「学科」と訳したが、ノルウェーの後期中等教育、特に職業資格取得課程ではほとんど進級年次毎に進路が細分化している。ゆえに今後は、固定的な語感の「学科」に替えて、「コース」の訳語を用いる。

()2006/07年度からの後期中等教育のほか初等教育、前期中等教育を含む全面的教育課程改革に関する

2006年2月末現在の新状況は、下記に示されている。

(1) *Kunnskapsløftet for alle fra høsten 2006*, (Pressemelding, 23. november 2006), <http://odin.dep.no/kd/> (2006.3.5 現在)。

(2) 同資料のリンク：*Fakta om Kunnskapsløftet*。

() 職業資格 *yrkeskompetansene* は *fagbrev, svennebrev, vitnemål* に3類別されている。資料源：*Europass fagbeskrivelser* 28.10.2005、<http://skolenettet.no/> (2006.2.28 現在)。

進学コースの早期選択化傾向

() 2006年から職業教育コースでの普通教育科目は従来に比べ、やや少なくなって、職業資格向きを選んだ生徒が進学向きへの転換をすることは、やや難しくなる。(94年改革前は職業コース(専攻)に入るのは困難だった。94年改革は16歳で高校に入れる権利を保障した。)

() VKのプロジェクト(前表*印)は、学生が自分の希望で選ぶ。代わりに進学向きの一般科目を選ぶことも出来る(プロジェクトとして? - 北川)。

() しかし普通教育科目が減るから、進学のための付加学年をとって進学するのは今より難しくなる。

() 小、中学校で第2外国語が義務履修科目になり、第2外国語が高校入学のための成績の一部に含まれる。高校でも2つの外国語履修が要求される。

() これらの状況は、ボローニャとコペンハーゲンとのプロセスによる。ノルウェーがEUの「ボローニャ・プロセス2」に入っていること、つまり2010年までに第1の知識吸収をした地域として活躍するという目的を立てていることに困っている。

2006/07年改革に至る基本動向

2006 / 2007年教育課程改革は、(1)クレメット *Kristin Clemet* 大臣の求めで2001年10月、「資質委員会」*Kvalitetsutvalget* が任命された。(2)この委員会の2003年6月の「資質改革」*kvalitetsreform* 提言を踏まえて、(3)UFDは2004年4月、国会への報告書「*Kultur for læring*」を提出した。(4)国会は大筋賛成した。(5)これらを受けて、職業教育協働審議会 SRY の新委員が2004年6月から審議を開始した。

なお、教育課程には融通性があり、方法・具体化はかなり自由に地域 *fylkeskommune* で定め得る。

付記

() 「資質委員会」*Kvalitetsutvalget*(英語表現 *Quality Committee*)は2001年10月5日、政令 *kongelig resolusjon* (royal decree) で任命され、2002年1月から仕事を始めた

(http://odin.dep.no/kd/norsk/dok/andre_dok/veiledninger/045071-120006/dok-bn.html。2006.3.1 現在)。

() 資質委員会の報告内容を示す文書としては下記がある。

(1) 2003年6月5日報告「資質改革のための課題」*Utfordringen for en kvalitetsreform i grunnopplæringen*。

(資料源：「*Kvalitetsutvalgets utredning - "I første rekke" 5.juni 2003*」。

<http://odin.dep.no/kd/norsk/dok/dok/veiledninger/045071-120006/dok-bn.html>。2006.3.4 現在)。

(2) *Norges offentlige utredninger*, 同委員会の『第1次報告集 すべての人のための一つの基礎

教育における強化された資質』『*I første rekke - Forsterket kvalitet i en grunnopplæring for alle*』, NOU 2003:Utredning fra et utvalg oppnevnt ved kongelig resolusjon av 5. oktober 2001, Avgitt til Utdannings- og forskningsdepartementet 5. juni 2003, 資料源 :

[http://skolenettet.no/upload/\(2006.2.28 現在\)](http://skolenettet.no/upload/(2006.2.28現在))。上記(1)提案の基になった報告集で PDF ファイル 422 頁の大分量である。

(3)Terje Valen、'Utdanning i første rekke kladdeversjon', utkast 12.11.2003. 資料源 :

<http://home.online.no/~tervalen/Utdanningirekke2.htm> (2006.2.28 現在)。上記(2)の概要版である(40 字 × 40 行和文換算で約 90 頁)。

()UFD は 2004 年 4 月 2 日、国会への報告書 Stortingsmelding (white paper) 『学習のための文化(学習、教養)』『*Kultur for læring*』(『*Culture for learning*』) = St.meld. nr. 30 (2003-2004)を国会に提出した。

(UFD 報告書は、<http://odin.dep.no/filarkiv/207625/STM0304030-TS.pdf> として 2006.3.4 現在)

()国会の「教育研究委員会」*Kirke-, utdannings- og forskningskomiteen* は、UFD の報告書を受けて審議した結果、委員会の国会への報告書 *Innstilling Storting 'Kultur for læring'* = (Innst.S. nr. 268 (2003-2004), 11.06.2004) を 2004 年 6 月 11 日付けで提出した。同報告書には委員会での少数意見等も記されているが、結論は、UFD 報告書に付け加えるべきことはない、早急に UFD 報告内容を実施すべきである、その実施の環境を整えるべきである等という内容である。この国会委員会報告書は、下記 URL に掲載されている。

<http://www.stortinget.no/inns/inns-200304-268.html> (2006.3.4 現在)。

()この経過を受けて、SRY の新委員が任命され、2004 年 6 月 16 日から継続的会合を始めた。

職業教育協働審議会(SRY)

()職業教育コースは、経営から見ると雇用主の代表と被用者の代表と政府代表との 3 者が責任を負っている。「職業教育協働審議会」*Samarbeidsrådet for yrkesopplæringen** (略記: SRY)があり、その下に各専門別の評議会がある。これには学校の代表も含まれる。120 の資格コースが 70 に減ったので、この評議会の数も減った。専門・科目 *fag* を統合するかどうかはこの評議会の委員たちが決めることである。

()職業教育協働審議会 SRY の下に、各分野 *fag* 毎の審議会がある。各審議会は企業代表 1 人、教員代表 2 人の 3 人で各科目等の教育課程の第 1 素案をつくる。後期中等教育上級課程(高校第 3、4 学年)の教育課程は企業代表 2、学校代表 1 で素案を作り、他の審議会案とも調整して教育管理庁 *Utdanningsdirektoratet* に案を出す。管理庁は政治的意見も勘案して調整し他結果をヒアリングに出す *høring* (hearing)に出す。約 3 ヶ月かけて、30 の県・学生団体、20 の教員団体、6 つのサミ団体、5 つのその他団体などからのヒアリングをして最終調整して省(UFD。2006 年からは KD)に出す。最終的には省で決定するが普通は教育管理庁の調整結果案がそのまま省の決定となる(2005/2006 の KRL 科目課程は例外的に省で決定した。 - 北川付記)。

' SRY付記

()「職業実習教育委員会」*yrkesopplæringsnemnd* については、*Opplæringslova* の § 12-3、§ 12-4 に根拠

規定があり、中央政府の省は県の委員会の職務に関する省令 *forskrift* を制定する権限を有する (§ 12-3)。

() 2006/07 職業教育課程改革に関しては、後記 ' ' に付記する経過を受けて「職業教育協働審議会」 *samarbeidsråd for yrkesopplæringen* (SRY) 委員が任命され、2004年6月16日に会議を開始した(「職業教育のための新協働審議会」 *'Nytt samarbeidsråd for yrkesopplæringen'*, Pressemelding, Nr.: 047, Dato: 16.06.04。資料源: <http://odin.dep.no/odinarkiv/> (2006.3.1 現在))。

() SRY に関しては、*utdanningsdirektoratet, Samarbeidsrådet for yrkesopplæring*、参照。

資料源: http://www.utdanningsdirektoratet.no/templates/udir/TM_Artikkel.aspx?id=766 (2006.3.7 現在)。

() Yrkesorganisasjonenes Sentralforbund の下記の記事等がある。(1) 16.08.04 *Opplæringskonferansen 2004*。(2) 12.03.04 12.03: *YS positiv til ny organisering av fag- og yrkesopplæringen*。(3) 05.04.04, 01.04 *Tilfreds med organiseringen av videregående opplæring* 及び Fil: 010404 *Kulturforlæring*、Fil: 120804 *Kunnskap, mangfold og likeverd*。(4) 17.08.05, *YS Ung krever økt innsats for læreplasser* 及び Fil: 170805 *YSunglæringer* (以上、資料源 <http://allyours.no/>、2006.3.4 現在)。

() SRY の予算は次に記されている。資料源 *Utdannings- og forskningsdepartementet, St.prp. nr. 1 (2005-2006), FOR BUDSJETTÅRET 2006*, 2005.9.1, 資料源: <http://www.statsbudsjettet.dep.no/2006/>

() なお下記記事は、直接には *samarbeidsråd* の語は見当たらないが、例えば Av: Wilkensen, Rune Andre Publisert: 25.01.2006 Sist endret: 25.01.2006, *'Kvalitet i fag- og yrkesopplæringen - kartlegging av kunnskapsstatu'* (<http://www.vaf.no/subTemplate3-10.aspx?m=126> 2006.3.5。2006.3.5 現在) リンクの同題目記事: 「専門及び職業教育における資質 学芸状況リスト」, *Fafo-notatt 2005:31*, © Fafo 2005 は、「専門及び職業教育における資質」に関する「協働」(ないし共同)に関する有力記事である。

(三) マングルユット高等学校 *Manglerud videregående skole*

2005年9月9日(金曜日)午後。Plogveien 24, 0681 Oslo。

エヴァ・ハイア校長 *Rektor Eva Heir*。

アーネ・ブレック副校長 *Assisterende rektor Arne Brække*。

トール・コルビヨルンセン教諭 *Tor Colbjørnsen*

(コルビヨルンセン教諭は、一般科目 (科学、社会科関係科目、経済学 *real fag, samf. fag, økonomifag*) 担当の学校指導部員 *Avdelingsleder*。当校の学校指導部 *Skolens ledelse* は、校長・副校長を含めて7人で構成。)

以下の聞取りは、(1)は校長、副校長、(3)はコルビヨルンセンからである。

(1) 学校の概要・教育行政等

この学校は、「基礎課程」grunnkurs (GK)としては、1)「一般及び経済行政コース」Allmenne, økonomiske og administrative fag、2)「音楽舞踊演劇コース」Musikk, dans og drama、3)「造形コース」Formgivingsfag の3コース studieretninger を備えている。第1学年から第3学年まで総計34の学級で構成されており、生徒数約800人である。

オスロ市立校には運営委員会 driftstyre が設置されている。オスロ市では、この運営委員会に教育法 § 11-5 で定められている「学校委員会」skoleutval の性格を与えると同時に、それ以外の学校運営権限も与えている。運営委員会で予算案の作成・変更、学校の年間計画作成、教授(学)的な方法の議論をする。校長は議長を務めるが投票権はない。

構成員は生徒代表2人、政治的に選ばれた委員3人、2人が教師の計7人である。

[付記] 当校の driftstyre についてのインターネット情報は得ていないが、オスロ市立若干校の driftstyre については右に記述がある。 http://www3.samfunnsforskning.no/files/R_2004_5.pdf、2006.3.7 現在。

この学校はオスロ市の bydel (「街区」=市の下位区分地域)の1つ Østensjø にある。上記の政治的代表3人は、この地域代表であり、オスロ市議会が承認する。実際は学校が誰にするかを提案しており、政治家でなくても良い。現在の委員は、1人は父母代表、1人は前図書館長、1人はこの地域の企業で開発的仕事をしていた人である。

[付記] (1)ノルウェーの大都市には 'bydel' 「街区」(英 part of town, part of city。辞典: *Engelsk stor ordbok med iFinger*)という再区分された行政区がある。これは、運営委員会 styre 及び議会 råd を有している(百科事典 Wikipedia: <http://no.wikipedia.org/wiki/Bydel>、2006.3.7 現在、参照)。

(2)オスロ市には15の bydel がある(<http://no.wikipedia.org/wiki/Oslo>、2006.3.7 現在)。

(3)オスロの bydel では運営委員の住民による直接選挙も1995年以降3度、試行されてきた。

(資料限: http://www3.samfunnsforskning.no/files/R_2004_5.pdf、2006.3.7 現在)。

この学校の生徒会は9月11日の国会選挙に先立って生徒による模擬選挙を実施した。生徒の政治集団が運営して、各党の政治家を呼んで政治討論会を実施した(そのプログラム等は手違いで入手せず)。

これからの教育は、技術を重視して行く。パソコンを使いインターネットを使って授業をする。出欠もインターネットで生徒自身が管理する。

ノルウェーで高校の歴史授業を1850年を境に「旧時代史」Eldre historie と「新時代史」Nyere historie に分けているが、これは便宜的なものである。概ね、この頃を境にして産業化と民主主義が重要度を増した。歴史は、一般学科の生徒が VK で旧時代史、VK で新時代史を学ぶ。他の生徒は新時代史だけを学ぶ。

(2) 同校設置コースにおける社会科関係科目履修

はじめに、コルピョルンセン教諭からの聞き取りの前提として、マンゲルユット高校に設置されている基礎課程GKの各コース及び上級課程VKの各コースと、そこで履修すべき社会科関係科目について記しておく。

資料限: *Manglerud videregående skole* のURL: <http://www.manglerud.vgs.no/> (2006.3.17)

同校の基礎課程コースとその上級課程コース

この高校は、第1学年の基礎課程としては、既述のように、()一般及び経済管理、()音楽舞踊演劇、()造形の3コース *studieretninger* (英 *branch of study, line of study*) を備えている。次に、これらの GK に接続する第2学年以降の上級課程 *videregående kurs* (VK) であるが、()の GK の上級課程 VK のコースとしてはこの学校には「普通コース」*Allmennfaglig retning* (AA) だけが設置されている。「経済・管理コース」(ØA) は設けられていないので、上級課程で ØA への進級を希望する場合は他校に移ることになる。()、()の GK についても同様。)()の上級課程 VK として、この高校には音楽 *Musikk* コース及び Drama 演劇コースが在り、舞踏コースはない。また、()の GK 造形コースの上級課程 VK としては、「描画・造形及び色彩コース」*Tegning, form og farge* (TFF) が置かれている。なお GK()の上級第2課程 VK には進学に転ずる課程が用意されている。

各課程・各コースにおける社会科関係科目履修

基礎課程、上級課程第1・第2の各コースの履修科目は、*felles allmenne fag* 「共通一般科目」と *Studieretningsfag* 「コース専門科目」とで構成されている。

()まず、この内の後者、すなわちコース専門科目の中で、広く「社会」に関係する科目には、そのコースの学習分野に応じて、歴史や社会組織・制度に関する科目が種々ある。例えば、マングルユット高校の音楽及び演劇の GK では「芸術史及び文化史」*kunst-og kulturehistorie* (2単位。以下科目名の後に単位数を記す。1単位は週当たり1コマ45分×通年38週。)、TFF の VKII では「芸術史」*kunsthistorie* (2) が設けられている。普通コースの専門科目としては、VK I では「企業経済」*Bedriftsøkonomi* (5)、「法学」*Rettslære* (3)、「社会学」*Samfunnskunnskap* (5)、「社会経済」*Samfunnsøkonomi* (3)、「メディア学 ME 1」*Mediekunnskap ME1* (5)、VK II では「企業経済」(5)、「法学」(5)、「社会学」(5)、「社会経済」(5)を履修する。

()他方、上記の前者、すなわち、一応逐語的に「共通一般科目」と訳した '*felles allmenne fag*' であるが、以下の記述からも判るように、これに属するすべての科目がノルウェーの全高校生に必修の科目なのではない。そのような全員必修科目も「社会科」*samfunnslære* など数科目があるが、全体としては、言わば、大学等の高等教育に進学する際、進学先の如何に関わらず進学の基礎科目として共通に扱われる科目と考えられる。その意味では、わが国の「高等学校学習指導要領」(平成11年=1999年3月29日告示)の「普通教育に関する各教科・科目」で挙げられている個別の科目が全高校生が共通履修する科目で無いのと一面、通じるところもある。

そこで、日本の上記高校学習指導要領の教科「地理歴史」及び「公民」に属する諸科目に近似する上記ノルウェーの「共通一般科目」*felles allmenne fag* に属する諸科目について見てゆくと次のようである。

GK (高校第1学年) では、社会科関係科目は、普通コースの生徒に「経済及び情報処理」*Økonomi- og informasjonsbehandling* * (45分の1限授業・週当たり5コマを通年38週)。

VK (高校第2学年) では、どのコースでも「共通一般科目」として *samfunnslære** が週2時間、課せら

れている。(* 本報告書では、ノルウェーの高校については、この科目に「社会科」の訳語を当てる。) y

普通コースの VK ではこの他、地理 *geografi* 2 単位、旧時代史 *eldrehistorie* 3 単位が *felles allmenne fag* 「共通一般科目」として課されている。しかし、「地理」、「旧時代史」は、造形関係コース TFF VKI 及び進学コースとされている音楽・演劇コースでも課されていない。VK では、コース専門科目を別とすると、ほかに社会科関係科目は見当たらない。

VK では、基本的に進学コースである普通コース及び音楽演劇コースでは、「共通一般科目」*felles allmenne fag* として「宗教・倫理」*religion/etikk* 3 単位及び「新時代史」4 単位が課せられている。これは造形 GK の上級 VK には課されていない。造形 GK の生徒がその VK で進学に転ずるコースを選ぶと、VK で「新時代史」4 単位は必修であるが、「宗教・倫理」や「地理」、「旧時代史」は必修になっていない。

() なお、社会科関連科目、必修科目等を含む科目履修については、国の教育課程基準 *Læreplanverket for videregående opplæring (R94)* によって定められている。(詳細は煩雑なので省略。R94 は下記の URL に掲載。)

http://www.utdanningsdirektoratet.no/templates/udir/TM_Artikkel.aspx?id=1120 (2006.3.7 現在)

(3) コルビヨルンセン氏の説明

2006 / 2007 改革による社会関係科目の変化

() ノルウェーの 2006/2007 年教育課程改革は、第 1 学年から第 13 学年までの改革なので、従来よりも一貫的な教育課程になる。

() ノルウェーの高校 VK で全生徒必修の社会科 *samfunnslære* は、内容が非常に広範にわたる、広く浅い科目である。2006 年の教育課程改革では、現行 2 単位から 3 単位に増え、高校第 1 学年から入る。この科目の国際関係内容は、子どもの権利、国連など、ノルウェーが重視している国連が中心になっている。

() GK 普通及び経済・管理コースでは) 2006 年には新しく経済の分野が入ってくる。その科目では、予算、財産の使い方、個人経済などを扱う。

その代わりに現在このコースで 1 年次共通必修の「経済及び情報処理」*Økonomi og informasjonsbehandling* 科目は無くなる。だし、情報処理の理論的な部分は残される。

() プログラム科目(国の定める *læreplan* に含まれる科目のことか? 北川)では、社会科関係科目は、社会科。経済科、人文学の三つに分かれてくる。

社会変化と教育

() 教育課程改革は、労働界・経済界の変化がある。ポスト・モダン社会化に対応して、資格を変えて行かなければならない。人生を通じて学習することが必要になっている。

それだけに基礎学習が重要になっており、基礎知識を与えてその上に専門知識を与える。

社会変化に対応する教育課程改革は、これまでに十分に考えられてきた。教育課程には、成人コースも入ってきている。

大学でも、成人教育でも小さなモジュールを組み合わせて学習できる制度にする。

()ノルウェーの社会、国家の進むべき方向の選択肢と、そこから賢明な選択をし得る生徒を育てるために教育界では議論を重ねてきた。

()教育課程の変化は、これには教師の立場からは対応が難しい。授業内容は、教科書だけでなく、マスコミ・新聞等から取り入れる。デジタル化とIKT (*informasjons- og kommunikasjonsteknologi*。情報技術)を通じて、NATO、アフガニスタン、イラク戦争への参加等、最新の情報が得られ、授業に取り入れることができる。

様々なノルウェーの組織、国連の組織等から情報を得て、新しい変化に対応することができるだろう。

しかし、それはこれからの課題 challenge になっている。このことはクレメット教育研究大臣の発言にも現れている。

()ノルウェーの社会関係授業は、facts だけを教えるのではない。評価、立場を教えること、育てることが大切である。

()失業問題については、構造的な失業が重要な問題になっている。新教育課程でも現在と大体同じ教育内容になると予想している。国際的な競争^(注1)が重要な理由^(注2)になっている。労働・経営の合理化 *rasjonalisering* (rationalization)が失業の理由である。また技術が進歩すると人材需要が減少することも失業の理由である。

()ノルウェーは、今は石油に依存して高い経済であるが、これからのノルウェーは、高い技術で行くか、あるいは他の産業を開発するかが、どうしても必要になるだろう。

異性・伴侶の問題

()(社会科の)目標の3C、3Dに書かれているように、「寛容性」を育成することが重視されている^(注3)。

()伝統的、キリスト教的規範では結婚は重要であるが、もう、(異性間の共同生活/性的人間の共同生活において?)支配的ではなくなっている。第一ではなくなっている。弱くなっているだろう。

()*samboerskap* (英: cohabitation) は、結婚 *ekteskap* (英 marriage と) ほとんど同じ価値をもつようになっている。

()そのほかにも同性愛伴侶 *partnerskap*^(注4)がある。

()教科書には、どれがより望ましいとは書いていない。

子ども・生徒の変化

()94年改革で子どもの高校進学の特権が与えられた。これは学校の変化・社会の変化と関連している(「変化に繋がっている」? - 未確認)。(94年当時以前のように)そんなに早くから職に就くと問題が生じると政府が考えて、すべての者が高校教育を受ける権利を与えた。

()高校には、必ずしも高校に行き高等教育進学コースを選ぶことが適しているとは言えない生徒が多い。昔の高等学校 *gymnas* (独: Gymnasium、英: gymnasium) は、アカデミックで進学向きだった。そっちの方がある面では良かったかもしれない。

()また、94年改革以前に中学校にあった状況が、改革後は高校で現れてきた。

生徒が授業中、喧しい。それほど学習にモチベーションがない、集中できないという学習上の問題がある。

() 高等教育段階でも総合大学 *universitet*, 専門大学 *høyskole* に入ってくる学生のレベルが低すぎる。どうするかが大きな問題になっている。

() 2006 年からの新しい改革は、各個人に適応した学習 *tilpasset opplæring, tilpassa opplæring* を定めているが、これもとても難しい課題 *challenge* だ。

(注1) ノルウェーは EEC (*European Economic Community*) に入っているが、この参加諸国との経済競争が結構、ノルウェーに浸透してきているようである。

(注2) 「事由」、「原因」、「要因」などと言うべきか、あるいは通訳すべきか、未確認。

(注3) 社会科 *samfunnslære* の教育課程 *læreplan* は、「2.4 共同生活、個人及び社会」で次のように定めている。

目標 3

生徒は、共同生活及び共同社会における課題と責任について論ずることができなければならない。

学習要目(抄)

生徒は、

3c 共同生活のための性役割と規範についての知識をもつこと。

3d 共同生活に入ることの倫理的側面及び共同生活破綻の結果について論ずることができること。

3e 結婚、同棲、同性愛伴侶 *partnerskap*(注4)、離婚及び子どもの権利に関する法規を知るようになること。

(注4) *partnerskap* は、字義通りでは伴侶(英語の *partnership*)、「同性愛伴侶」と訳したのは、訪問時の通訳、および教育管理庁による英訳上記 3e 項が次のとおりであることによる。

3e (Pupils shall) be familiar with legislation concerning marriage, cohabitation, homosexual partnership, divorce and children's rights

本章の結びに代えて

2005 年 9 月 ノルウェー調査研究旅行の全行程の見聞ノートの本報告書への掲載を目指した。しかし、概ね前半に関するノートを書き起こしたところで、残念ながらこの「成果報告書」提出期限が迫った。残余の見聞ノートとその関連事項の発表・発刊は他日を期したい。

2005 年度末

ノルウェーの高等学校

- - 1999年、2000年視察を踏まえて - -

Den Videregående Skolet i Norge

北川邦一

はじめに

本稿は、1999年及び2000年の現地研究旅行による見聞及び収集資料を踏まえて、ノルウェーの高等学校について解説する(注1)。

(一)後期中等教育・高等学校制度

(1)後期中等教育・高等学校の課程及び学科

「基礎学校及び後期中等教育に関する法律(教育法)」(1998年法律第17号) Lov om grunnskolen og den videregående opplæringa (opplæringslova) av 17. juli 1998 nr.61 は、次のように定めている(注2)。

「基礎学校又はこれと同等の教育を修了した者は、申請に基づいて3年間の全日制の後期中等教育 videregående opplæring を受ける権利を有する。15歳に達した少年は、後期中等教育の受け入れ先を自分で探す。生徒 elever と職業実習生 lærlingar はこの法律とこの法律による規則に必ず教育を受ける権利を有する」(§ 3-1第1項)。「後期中等教育は、学業資格 studiekompetanse、職業資格 yrkeskompetanse または部分的資格 delkompetanse へと導くものでなければならない。/学校の教育は、基礎課程 grunnkurs と複数段階の上級課程 videregående kurs を含む。各課程 kurs の期間は、通常1学年間とする。/職業教育 fagopplæringa は、通常、2年間の学校における教育 opplæringa 及び1年間の企業における教育を含む。企業における教育が企業における生産労働と結びついている場合には、企業における教育は2年以上に延長することができる。/県 fylkeskommune が希望する生徒に対して企業における生産的労働の教育を設定することができないときは、その教育も学校で行なわれなければならない」(§ 3-3第1-4項)。

10年制の基礎学校を修了した進学希望者は、これらの規定によって高等学校 videregående skole に設けられている1年間の基礎課程(GK。2000年度で15種類)の第3志望までを申請しそのうちのいずれかに入学し、引き続きその上級課程(VK)で学習する権利を有する。上級第1課程(VK)への進級に際しては約90種類の小学科へ、さらにそれに続く第2課程(VK)への進級では約200の職種と結びついた学習コースへ分属してゆく。表で、普通科系学科の3つのGKの上級のVKを修了すれば、総合大学及び専門大学への入学要件である学業資格(注3)を取得する。職業教育系の12のGKの上級のVKの修了に際しては職業資格試験が行われ、これに合格すれば各種の職業資格を取得する。

上記の後期中等教育を受ける権利には企業内における職業教育VKも含まれている。教育法によって、この企業内職業教育には、国の労働生活における職業教育評議会及び県が任命する職業教育委員会 Yrkesopplæringsnemnder 等の公の機関が関与する(第12章)。職業教育委員会は、職業教育を行う教育企業 lærebedrift の承認 (§4-3)、職業教育(実習)生と企業との教育契約(職業実習契約) lærekontrakt の承認 (§4-5)、並びに、企業における教育の監督、職業資格の試験委員会の任命及び職業免許状の発行 (§12-4)等を行う。以上のように

な企業内教育も含めて「県はすべての住民に対して教育法による後期中等教育の権利を充足しなければならない」(§ 13-1) (注4)。

2000年現在、高等学校基礎課程の学科 studieretning (学習方向)とその上級課程の在籍生徒数は表1の(A)欄、企業内職業教育(実習)生数は同じく(B)欄のとおりである。

表1 挿入

また、図1はそのうちGKの普通科、経済及び管理学科の進路概略図、図2はGKの機械科の進路概略図の約三分の一部分である。

図1及び図2 挿入

(2)高等学校の科目

高等学校及び後期中等教育の授業時数・実習期間、教育課程、生徒・職業実習生の評価、試験・職業試験等に関する規則は、教育研究省(UFD)Utdannings- og forskningsdepartementet が定める(教育法§3-2、§3-4、§14-1)。主なGK及びVKの各学科の共通一般科目 felles allmenne fag と学科専門科目 stdierefningsfag の履修単位数は表2～表7のとおりに定められている(注5)。

表2～表7を挿入

(3)高等学校の学校管理委員会

教育法§11-5で次のように定められている。

「各高等学校に職員及び県の代表並びに生徒評議会によって選出された2名の代表で構成される学校委員会 Skoleutvalg を置く。校長は、県の代表でなければならない。/委員会は当該学校に関するあらゆる事項について意見を表明する権限を有する。/県は学校委員会を地方自治法第11節の定める学校の理事会(styre for skolen)と定めることができる。県が委員会以外の学校理事会を定める場合は、2名以上の生徒評議会代表が理事会に席を有しなければならない。生徒評議会代表の集団、職員代表の集団のいずれも単独で理事会議席の多数を有することがあってはならない。/校長は出席し話し提言する権限を有する」(注6)。

(4)高等学校に関する地方教育行政

【ウストフォル県】当県では、県議会の下に委員会 Komiteer の一つとして9人で構成される教育委員会 utdanningskomiteenがおかれている。高校の学校委員会は、当県では、校長 rektor (県の代表)、各学校に3～6名配置されている inspektør (視学、副校長、教頭乃至主任)の中の3名、教職員組合の代表2名、生徒会代表2名で構成することとされている。県の規定は未確認であるが、この委員会は学校現場では 'samarbeidsutvalget' 協同委員会と呼ばれており、事実上学校の意思決定機関と見なされているようだった。票決権は校長が2票であり inspektør も含めると管理職が過半数となるが、事項によって教職員組合は管理職と交渉を行なう(見解の対立がある場合の詳細は未確認)。)。当県では高校の教員は、校長は県執行委員会 fylkesutvalget が採用し、inspektør は当県の常設委員会の一つである行政委員会 administrasjon utvalget (3人の政治家を含む)が採用し、一般教員は学校委員会が選ぶ(注7)。

【オスロ市】当コムーネでも13の基礎課程GKへの入学者は成績順で選ぶ。高校1年次GKの願書(基礎課程)はすべて学校部 skoleetaten に出す。2年、3年の職業課程は毎学年毎に市に願書を出す。体育科、普通科、経済科は、入学した基礎課程の学校で3年過ごす。オスロ市

では生徒は、まず学科を決め、その学科のある学校を3つ選ぶことと定めている。この点他の県では学校を選ぶ。理論的にはコースも3つ選ぶことができるので、 $3 \times 3 = 9$ つ選ぶことができることになる。実際には殆ど選んだ学科に入れる。中学校の教育相談教員 rådgiver も入学できる現実性のあるコースを志願するよう指導する。成績順に取るので学校差ができる。街の中心にある学校が人気がある。職業課程は規模が小さい方が人気がある(注8)。

【スル・トロンデラグ県】当県の議会の常設委員会である教育委員会 hoved utvalgtung for utdanning は11人の議員と2人の生徒代表で構成している。生徒代表は発言権はあるが決定権と選挙権はない。教育問題で県議会や教育委員会が取り上げるのは大きな問題だけで、後は行政組織である教育部 divisjon utdanning に任されている。当県は県組織では例外的に職業教育部 avdeling for yrkesopplæring を教育部から独立に設置している。教育部長を含め行政機関の各部の長は県執行委員会(当県は13議員)を選ぶ。教育部の職員は教育部長を選ぶ。28の県立高校の校長は応募者の中から教育部長を選び、学校の職員は校長を選ぶ。

教育行政の内容に関しては、低学力生徒の問題が発生している。今の高校は教会教育研究省(Kirke-, utdannings- og forskningsdepartementet。以後KUFと略記。なお2002年1月以後は、省庁再編によってUtdannings- og forskningsdepartementet教育研究省、略称UDF)の方針によって「みんなのための学校 inkluderende skole」(KUF)という考え方をとっている。法律では生徒のニーズに応じて教育をしなければならず、みんなを受け入れる学校の教授法ができなければならないが、教員養成課程でそのような教育を受けてこなかったのが困っている教員がいる。「保護者のような役割を果たすための教育は受けてこなかった」「高校は高校らしい教育を果たすべきだ」という意見があり、県ではKUFの方針を実施するためプロジェクトをつくって議論している。又、人材事務所 Ressurs kontor が公立20校の施設を用いて産業界の講習を行なっている。この事務所は独立採算制で運営され、その講習は成人教育法に基づくものではないが、学校が収入を得られ地域と結びつくことができるので行なっている。2004年以降16-19歳人口の急増が見込まれ県では2004年までの教育計画を作成した。予算の全体枠では地方債がやや大きすぎた、という(注9)。

また、前出のオーラ・モー氏によると、当県の高校では第一希望に93%が入っており、約7%の200人が第一希望に入れない。造形と体育学科が難しい。生徒は県に願書を提出し、その入学調整が県教育部の仕事であり職員26人のうち4人が係りをしている。中学校の内申書によって決める。生徒は学科を選ぶというこの県独特の方式を県の教育委員会が決めており、これは北ノルウェーに1県か2県あるだけで、他の県では学校を選ぶ。高校の学習上の問題としては、県の高校生の約20%が勉強について行けない、つまり職業資格又は学業資格の取得に至らない。そのため、履修内容の部分的修得にも証明書を発行している。後にこれに上乘せして勉強が出来、資格取得に至る道を開いている。高校に行っていない子に対しては、県が呼び出して面接して聞く。高校を辞める子については、書類に記入し、フォローアップしている。本当に学校に来ないのは4~5%である、という(注10)。

(二)各高等学校の状況

(1)ハルデン高等学校

この学校は、1997年、4つの学校を統合して出来た。現在それぞれが、次の avdeling(部、分校)になっている。

ポシュネス Porsnes 分校 床面積約9000㎡ リースム Risum分校 6000㎡ クリムセン分校 5000㎡ Tosterodberget分校（特殊教育分校） 1000㎡。

生徒数は例年400～450人。今年は少ない。教員、管理人や食堂用員も含めて教職員は70人。職業科は1学級の生徒15人、普通科は30人である。殆どの生徒はハルデンから来ている。全てのタイプ、階層、社会的背景の違う生徒を受け入れている。

入学は、生徒は願書を県の教育部に出す。その際、中学校の成績証明書を伴う。過年度卒業生は、労働証明がポイントにプラスになる。今年の入学では90%が第一志望で入った。造形は第一志望で入れない子が多かった。在籍者の5%弱は外国人。多くは元ユーゴスラビア、パキスタン、ベトナム。70年代にはパキスタンから労働力が入ってきた。この学校には体育科と建築関連技術科の二つの学科がない。前者は15～17人が6km離れたサブスブルグの学校へ、後者は4、5人が他地域へ行っている(注11)。当校の生徒の95%は家から通っている。薬局技術科と機械プロセス科は県下ではハルデン高校だけにある。

学校は、すべての分野における教育の質の向上、いじめ、麻薬、アルコール対策、生徒参加、を年度の主要課題にしている。生徒たちは、学校及び教員についてアンケートを企画している。1000人に10人くらいの割合で留年がある。機械科の場合、1年間で学ぶべき事に2年間で当てる生徒が現在30人のうち5人いる。学科の学習課題の全部を修了しなくても、一部(例えば溶接)を身につけたらそれについて証明書を出している。20～30%が学科の学習内容全部の修得は出来なかった。職業科を選んだ生徒も1年追加の勉強をすれば大学進学が出来る。そのための選択科目の提供もしている。職業コースでも理論だけで終わるコースもある。成人向けの席を25%設けている。1番年長は50歳である。

生活指導では、いじめ問題に取り組んでいる。生徒規則(校則)問題では、麻薬とアルコール問題を重視している。その対策のため各市及び県の専門家が職域を超えて学校と一緒にプログラムを作った。違反者を見つけて罰するのではなく修学できるようにするのが目的である。いじめに対するプロジェクトもある。学級に1人づついじめ問題を担当する生徒がいる。なお、9月12日の地方選挙を控えて学校では生徒による模擬選挙投票をした。

機械プロセス科の教員によれば、就職の心配は要らない、むしろ人手が不足しており、学業さえしっかりすれば仕事には充分就ける。生徒の学習では、数学とノルウェー語をもっと充実させたい。ノルウェー語はレポートを書くにも資格試験への準備としても重要である、試験は全部、記述式である、という。

電気科1年生15人の受講生全員男子の授業中の学級で質問した。第一次志望で電気科に入った者ばかりで学科の勉強に満足しているという。学級の生徒会代表は決まっていたが新学期早々でまだ何もしていなかった。パレスティナやユーゴ問題の質問にはこれという意見は出なかったが関心はもっていると応えた。EU加盟問題については2人の生徒が、「ノルウェーとは規準の異なる質の悪い商品が流通するのは自分は嫌だ」、「加盟によって経済発展の遅れた国と市場を共有すればむしろ良くないことの方が多いので反対」のなどと答えた。

VK の**薬局技術科**は薬剤師の資格又は薬剤事務の資格を修得する。後者のVK の「職業と社会」という内容の授業は女子だけだった。化学は学習せず処方箋の扱い、薬局(全て公立)での3週間の実習、英語しかしゃべれない人への対応など職務に応じた英語等を学習するという。勉強は、「3年生はすごく大変」、「2人の子どもを寝かしつけてから1～1.5時

間、予習復習をする」、「予習復習をするときは2時間ぐらいする」などと答えた。学級代表は、麻薬をやっている生徒はこの学校にもいると思う、生徒会はいじめ、麻薬・アルコールの、発展途上国の開発援助のための募金活動にも取り組んでいる、と答えた。

ホテル・食料科の基礎課程GKの調理実習を見学した。GKは12人の学級が2つ、VKは14人のホテル・レストラン科が1つあり専門教員は3人。8時-3時半の実習(理論も含む)が週に2回。3,4年次は企業内で学習するという。

造形科は歴史が古く、日本の裁縫学校のようなものから発達した記念の展示をしていた。その学舎でホテル・食料科の学生が作った昼食サンドイッチをご馳走になった。造形科の説明の途中で校長が窓の外を指した。見ると、建築科の生徒が実習授業で自然利用科の農機具等の収納庫の屋根を修理していた。

特殊教育分校は県で唯一の特殊学校で生徒は27人である。校長によれば、普通の学校では学べない生徒を対象にしている。現在、女子8、男子19の計27人が在籍。中学生の段階で乱暴をする生徒、社会生活に問題のある生徒、情緒生活に問題のある生徒たちである。大きな機能障害は無い。全県から来ている。この近くの子たちは殆どいない。全寮制にしている。多くの子供たちは愛情不足で両親と一緒に住めない。学校には1年単位で願書を出す(5年間まで教育を受ける権利がある。)。最高4年居た生徒がいるが平均3年。長く居すぎるのは良くないと考えているという(注12)。

(2) グレメン高等学校

生徒数1000人、3万㎡の敷地(サッカーコート10個分)、職員240人、内170人が教員である。校長によれば、学校の5つの基本精神は、快適、安全、安心、協力、積極性(ポジティブ)である。「教員、生徒一人ひとりの精神を良くするしかない。上からの監督ではだめ」。県が行なったアンケート調査では当校の生徒の95%の生徒が授業に満足しており、学校生活が楽しい、教員のレベルが高いと思っている。しかし、学校に居場所を求めて来る約5%の生徒生への対応も重視している。普通科は1学級生徒数30人。職業科の専門科目は最高15人、12-15人の授業が普通である。1つの学校の中にいくつもの高校があるような状態になりかねない。それを防いでみんなで一体感を作ることが学校の重要課題だという。

当校の**造形科** Formgivingsfag の上級VKには描画・造形・色彩 Tegning/form/forge 科が有り第3年次のVKは広告、写真、印刷等に細分科していた。説明によると、VKはやり直しがきく、経費は学校の負担で授業料の個人負担はない。生徒は、(学校での教育3年又は学校での教育2年と企業内教育2年)+(1年間のやり直し)の学習の権利を有している。広告 Reklame のVKには13名が在学しており、様々な高校の描画・造形・色彩のVKから進級してきて第3年次で修了し専門大学 høyskole に進学するという。

この学校はグアテマラとの**文化交流センター**になっており、たまたまグアテマラ大学の教授がそのために来校していた。御一緒した昼食会は、ホテル・食料科のコック科の生徒が調理した料理をホテル・レストラン科の生徒が給仕するという実習授業を兼ねていた。

(3) フレデリク高等学校

自然科学系の inspektør の Bjørn Andersen 氏によれば、概ね生徒1200人、教員100人、他の職員30-40人の学校であり、自然科学と経済学系の2つとも普通科の生徒である。数学と言語、経済学の二つの敷地に分かれており元々2つの学校であったが2年前に統合したという。

図書室は蔵書約1万2000冊、コンピュータ検索が可能になっていた。コンピュータ室は大小7部屋、生徒用のコンピュータを150台備えており、情報処理が1年生で必修だという。

天文学専攻の Andersen 教諭によれば、**物理学**は2年生で選択する。週5時限の授業である。物理学履修生は自然科学系生徒300人のうちの78人。94年教育改革のあと物理学選択学生が半減した、数学と物理学は良い点数が取り難く、そのため大学入学に不利になるからだという。それで物理学履修で入学点に加点するようにしているという。彼は翌日(99年10月11日)50歳になるがウストフォル県の物理学修士の学位をもつ高校教員では最年少であるという。もっと授業時数があれば多くの生徒が物理学が分かるように、また物理好きにしてやれるのに、と授業時数の少ないこと、後続の物理学教員が少ないことを嘆いていた。

(4)ソグン高等学校

在校生徒数約1600人、企業実習に行っている生徒約400人を合わせると計2000人で、ノルウェーで一番大きい職業高校である。また移民生徒が約30%を占める学校でもある。

当時13種の基礎課程では、普通・経済・管理科、音楽・演劇・舞踏科、体育科がない外、職業学科では化学・加工科、木工科が設置されていないだけで、残りの8学科が設置されていた(その後、追加された2学科の中、メディア・コミュニケーション科が設置され、販売・サービス科は2002年11月現在未設置。)

GKで6学級ある**ホテル・食料科**は、VK では、2学級がパン・菓子職人、3学級がコック、1学級がホテルの給仕科に分科する。

機械科のGKの上級のVK に**自動車科**生徒72人がおり、そのうち自動車機械科 bil mekanikk は4学級48人、専門科目の直接担当教員は6人である。主任によれば、施設設備は生徒の学習用自動車として使えるものが8台乃至9台有り、実習作業場が5つある等ほぼ足りている。学級当たり4台、合計16台あればより望ましい。トヨタの車を寄贈してもらって使っている。トヨタは評判が良くノルウェーではよく流通している。この学校では自家用車のみ扱っている。材料費だけを取って一般の自家用車の修理も行なっている、という。

建築のGKは3学級、**建築関連技術科** tekniske byggfag のGKは4学級あった。後者は、屋根・煙突工事、壁塗装、配管工事などを学習する。比較的簡単に建て直しの効く小部屋がいくつも用意されていて壁塗装の実習などが行なわれていた。ペンキ塗りなどの壁塗装のVK1は30人用の実習設備があるが、この年度は生徒は10人しかいなかった。学科主任によると、業界は人手を求めているが、生徒の多くは職人になるよりも高い教養をつけることを求めており希望者が少ない、この仕事は実社会では厳しいので出欠管理等は実業界と同じシステムを取っていると言うことであつた(注13)。

(5)ストーヴナ高等学校

案内役の女性主任教員は、始めに前々日実施された地方選挙結果について触れ、私立学校の問題が出てきた、オスロでは私立学校賛成派の保守党 Høyre が伸びた。競争を利用して学校全体の質を上げるという考えだ。遠距離通学の問題が生ずる。自由党 Venstre や左翼社会党 Sosialistisk Venstreparti は反対しているという。また当校はオスロ市の北東部にある、普通科は近くから来ている生徒が多い、職業科はソグンとストブネルの地域が当校に来る、生徒の35~40%が外国語が母語だ、という。

当校で印象的だったのは、VK、VK の**スキンケア hudpleie(肌の手入れ)科**、俗に言えば工

エステ科である。当校の基礎課程には普通科、保健福祉科、建築科、建築関連技術科、機械科、造形科がある。エステ科は保健福祉GKの上級で、オスロ市では当校だけにあり、市全ての保健福祉GKから進級希望があり、当校に3学級ある同GKからの進級者は数名である。同科のVK、VKは連続の課程で専門教科の教員は6名、生徒は、定員各学年15名の学級が2つ合計60名、全員女子だった。この科は実習も総て学校で済ませVKを2年間でフッドプライア hudpleier の資格を取得する。同科の生徒負担は、VKで4000~5000クローネ(NOK。1NOKは約16円)、VKで約2000NOKである(注14)。hudpleierは、マッサージもするが医学的ではなくて精神的なものであり、理学療養士の資格とは別物である。後者は高校普通科3年のうち専門大学 høyskole で取得する。当校のエステ科は20年前に既にあった、この科は希望者が多くて入学が難しく就職も良いという。

エステ科及びそのGK保健福祉科の専門科目は次のように定められている(注15)。

Hudpleier **VK1** 2. år(高等学校の第2学年)

専門科目 25時限/週。内訳 皮膚病学皮膚科学 Dermatologi8 スキンケア科目 Hudpleiefag8 応接と道徳 Service og etikk4 装置・製品学習 Apparat- og produktlær5

Hudpleier **VK2** 3. år(高等学校の第3学年)

入学資格 VK1 hudpleier。 **専門科目** 29時限/週(Sovner 校3年は週30時間。内13時間は実習)。内訳 環境学習 Miljølære2 皮膚病及び病理学 Dermatologi og sykdomslære4 企業学習 Bedriftslære3 メーキャップ及び色彩学習 Make-up og fargelære5 スキンケア科目 Hudpleie fag15。

Hudpleier科の選択科目 4時限/週

保健福祉科GK(高校第1学年)の専門科目は22時限/週。内訳は 保健科目11 社会福祉及び心理学6 人間生物学5。

当校には**美容師** Frisør のVK、VKがあるが、そのGKの造形科は当校に無く、全員他校から進級してくる。見学時はVKの12人が髪を使って実習していた。次には校内でモデルを使って実習、VKでは実費で客を取って実習するという。偶々教育大生が見学実習していた。

ホテル・食料科GKの上級のVK パン職人菓子職人科の実習を見学した。VKではパンと菓子に分かれ2年間学校外企業で実習する、もし適切な企業が無い時は学校で1年間実習する、両方の資格を取る生徒もいる、という。

当校は**海外交流プロジェクト**(普通科が4学級)を実施している。ロンドンの学校とエステ科の交流から始めた。スコットランドでは同科は断られた。生徒が入学に際してこの学校を選び易くするためであり、経済的に平均よりやや下のこの地域の階層の子どものために学校が機会を開くものだ、という(注16)。

担当教員の説明を受けた後、VK2の生徒で職業教育修了後、高等教育に進学志望の生徒に対する**数学の授業**を見学した。普通課程の数学は5単位、職業課程の数学は3単位の差2単位分を埋める補習授業で授業内容は、 $3x - 4$ $5x + 8$ を解く。これを

$$y = 3x - 4 \quad \text{及び} \quad y = 5x + 8$$

座標グラフと合わせて考えるもので、教員はゆっくりと説明し、生徒は分からないところを伸びやかに質問するという授業風景であった。他校の授業と同様、生徒各自が関数電子計算機を使っているのが印象的だった(注17)。

(6)オスロ商業ギムナジウム

当校は第二次大戦中ナチスが占領した時、司令部を置いた立派な建物の学校で4階建て、吹き抜けの大広間の壁面には豪華な浮き彫りがある。校長は日本に来たことがある年輩者2000年の創立125周年記念カップをくれた。

2年生と3年生には、高校ではベルゲンと当校だけという**日本語の授業**があり両方の授業を見学した。3年生の7人の授業は、「本が何冊ありますか」「何処にありますか」など初歩であった。うち2人は日本の学校との生徒交換で訪日の予定だと言っていたが、その後実際に来たと言った。なぜ日本語かという質問には、親が日本にいた、祖父が日本人、西欧とは異なる日本文化に興味を持つ、日本は経済的に活発で魅力があるなどの答えがあった。

見学した化学実験の授業は、粉末を過熱・化合させて生じる微量物質(実は0.91mg)を計る、又、途中でガスが発生する時の温度も測るもので概ね次のような化学変化だった。

図3を挿入

実験室は、安全のため各実験台の上に有毒ガス排気のための集排気装置が設置されていた。実験途中で一人の生徒の器具が熱で割れたが、教員は落ち着いて指導していた。担当教員の持ちコマは前期18コマ、後期10コマ。3年生10人の授業で普通科としては化学は必修科目ではない。この学校に化学の教員は3人いる。2年の授業では実験が15時間くらい、3年生の授業では教員にもよるが30~40時間くらい、この国では物理、化学などの自然科学では総時間の25%を実験に充てている。以前は知識の学習が多かったが94年改革後、生徒が自主的にする学習が増えた。新教育課程は実験重視で良いが、自分は多くの知識も必要だと思い葛藤している。教えたいことを教える授業時間が足りない、という説明だった(注18)。

見学したGKの数学授業は教員が「新学期で中学校の復習だ」と言っていたが、幾何では、対向角、同位角、(三角形の面積) = $1/2(\text{底辺}) \times (\text{高さ})$ 、正方形 ABCDの外側に点Eをとって正三角形 CDEを作り、二等辺三角形 CBEの底角 CBEを求める。代数は、1次方程式 $3 - X = 2(18 - X)$ を解くという具合であった。3年生の数学は、 x, y 2次元グラフ上で $\log\{(x - 2)/x\} > 0$ の領域図示を求めることを含むものであった(注19)。

(7)ハイムダル高等学校

Inger J. Kristiansen 校長によれば当校は1977年創立、例年生徒数650~700人、うち普通科約300、音楽舞踊演劇75、体育科175、電気科GK2学級、VK 電気1学級、VK 電子科1学級、機械科GK4学級、VK 機械科1学級、保健福祉科GK2学級、VK介護1学級である。失語症のリハビリ施設及び精神病患者の特殊教育施設を付設している。教員は全日勤務換算で98名、校長、副校長(非教員職員管理)1名、外国語・社会科学、理科・数学・経済、音楽・体育、職業科目、付属施設、手話通訳教員の管理主任 avdeling leder 6名計8名の管理職を含め従業員は140名、予算は概ね年5000~5500万NOKである。

体育科のスキーと複合は特別で施設費、経常費とも国が負担している。外に種目としてはクロスカントリー、スケート、フィギュア・スケート、アイス・ホッケー、バイアスロン、ハンドボール、水泳も教えて居る。表8は当校体育科の教育課程である **表8挿入**

電気科ではノルウェー船を作っていた石川島播磨重工に電気機器を納めるノルウェー企業に勤めていた Henrik Henriksen (VK 電気)、鉄道の電気信号配線をしていた Kåre Sundsfjord (VK 電子) 両教諭から説明を受けた。電気、電子どちらも人気があって生徒の学力水準は高いが、生徒の学力には差がある。障害生も受け入れなければならない。体育科でも本来2年間の過程を4、5年かけて特別の選手養成をしているが電気電子に読み書きの良くできない人が2、3人おり、彼らは数年かけて卒業する。低学力者のために特別の教育をしなければならない。聾啞の生徒が電気のVK1に1人おり手話通訳がついている。電気は学校で2年学習し企業で2年半実習して卒業するか、又は学校で3年間学習して卒業する。電気実習は大型の機器を要するので企業で実習、学校では機器をあまり用いない理論学習という傾向になってきたが、学校で実際の企業での作業に触れないことに生徒の不満がある。その点、電子工学の方は実習、実践学習はやり易いが反面VKで実習企業の席がない。殆どの人は学校で3年間学習する。運が良ければ2年の学習の後、実習の席を確保できるが、今の所それがあるのは電話機の組み立てだけである。学校の3年の勉強で卒業資格を得るが、その資格は仮資格のようなもので、あと1年半実習が残って居る。就職すれば1年半後、正規の資格を得るが、その実習をしなければ無資格に終わってしまう。GKは電気、電子あわせて2学級で $12 \times 2 = 24$ 人である。この中で申し込んだうちのうち半分はVKに残る。電気、電子のVKともVK1学級上限15人一杯いる。VKに行けなかった人も電気・電子を学ぶ権利を持っており、県の教育部の責任で長い時間を掛けて、完全な資格には達しなくても勉強するようにし、例えば店のレジ係等、部分的資格証明書を取得するよう指導している(注20)。

社会科 samfunngslære 授業について、普通科 GK の毎週2単コマ (= 45分 × 2を1年間) の担当の Henry Notaker 教諭は次のように述べた(注21)。

教科書は第1章で、国、コミュニェ、県の各段階におけるノルウェーの政治の仕組み、議会制民主主義、政党政治を扱っている。今は政治意識が変化しつつある。どちらかといえば右傾化である。地方裁、最高裁、国際政治のこと(戦争と平和、国連、人権)、家族、家庭、男女、人権、道徳、子どもの権利、労働市場、労働と経済についても教える。

失業防止がノルウェー政治の大きな課題。生徒は労働に関する個人の権利、義務を学ぶ(労働紛争、労働組合、雇用者組織、職場における民主主義、職場の社会環境・自然環境など)。生徒は起業家になることを学ぶ。企業の作り方。他文化、他宗教との出会いも取り上げる。社会問題を取り上げると生徒は関心を持つ。生徒は政治にあまり興味がない。多くの生徒は木、土にアルバイトをしている。20年前は政治問題に関心をもち、関連する新聞記事を読んでいた。今は、マテリアリズム materialisme 物質主義だ。私の子供時代は10~15人に1つのサッカーボールで嫌でも集団で遊んだが、今はみんなもっており必ずしも集団性は自然には育たない。

[教育内容について政治的に非難・攻撃を受けることはないかとの質問に] 社会科については客観的な事実の教育とその上で教師が自分の意見を言うこととの二重の教育が必要だと考えている。この基準は大多数が受け入れるものと思う。教科書の承認は大きな問題ではない。将来は、生徒が自分で選べる状態にする(事実、あとで見学した介護科では生徒に選ばせていた。)(注22)。30年間社会を教えているが、教育内容について一度も非難を受けたことがない。色んな立場の人を学校に呼んで話をしてもらっている。ノルウェーでは政治家が教師を非難することは非常に稀である。ナチスに近い教育をして裁

判になった事例が数少ない事例である。ノルウェーの教師は、異なる見解の政治家等を学校に招いて話をしてもらう慣行がある。政治家は学校のあり方を納得している。また、政治家に教師出身者が多い。高校で親の意見を聞く機関がない事は問題かもしれない。

普通科の必修科目 Religion/Etikk 「宗教/倫理」についても Henry Notaker 教諭に話を聞いた。

[道徳や秩序を教えることと宗教教育との関係、自然科学、科学的認識と宗教との矛盾はどうするか、宗教間の争いについてはどう教えるか、についての質問に対して] 道徳と宗教は区別して教えている。道徳と宗教は伝統的に結びついている。宗教心が落ちると道徳も落ちるということにならないように留意している。宗教に共通の道徳や人間のあり方があるということが宗教の時間の内容になっている。又、1800年代のキリスト教と社会主義の問題を取り上げて共通点が多いことを示している。科学と宗教については、自然科学的な世界観も取り上げているが、他方で、自然科学とは違う側面も取り上げる。

宗教間の争いに関しては、宗教に対する寛容を教えている。他方、例えば結婚相手を親が決めるなど、宗教による人権に違反する行動があれば、是認すべきでないと教えている。

当校のVK 介護科 Omsorgsfag を見学した。学科主任によれば、保健福祉のGKから進級し修了後は企業実習2年を経て介護士 omsorgsarbeider の資格を取得する。12人の学級で3人ずつの班に分けて学習する。見学時は2班6人が一緒、うち2人が聾啞者で各人に1人の手話通訳がついて学科の勉強をしていた(注23)。あと2班は生徒が相互に介護者と被介護者の役をし洗髪の実習をしていた。1週間のうち3.5日は専門科目、1.5日は一般科目を学習する。専門学習は系統的というよりは様々な介護場面を想定して問題解決的に行ない、教員はその質問や課題に応じて教える場合が多い。理論と実習を教える専門科目担当教員が4名、別に手話の教員が2名いる。中学校迄に基礎として重要なのは第1に人に接する態度、次にノルウェー語、生物学である。生徒は介護の学習は難しくないと思っているが、実際は保健、衛生、栄養学等多くの知識が必要になる。当県では5校に介護科があるが労働力の需要に養成が追いついていない、という(注24)。

(8)アドルフ・オイェンス学校

Kjell Jensen 校長及び Per Mehus 副校長 Vice President の説明によると、この学校は従来普通科高校だったが、ノルウェーは政治目標として複合学校 kombinert skole を目指しており、4年前から職業学科VK が加えられた。VK は7学級、うち普通科4、販売・サービス科、情報通信事業科 Informasjons- og kommunikasjonsteknologidriftsfag (IKT)、旅行・ホテル受付科が各1学級である。GKは普通・経済及び管理科 AØA Allmenne, økonomiske og administrative fag が4学級、うち3つは普通科 Allmene fagVK 、1つは販売・サービスVK に進む。後者は自然科学と数学の授業が少ない。職業科と販売・サービスのVK は、どれもその後2年の企業実習を経て職業資格を取得する。IKTのVK へはどのGKからも進級することができる。また、職業科VK には他の学校からも進級してくる。

トロンハイムでは一般教育を重点にする当校、Gerhard Schönings skole、トロンハイム大聖堂学校の3校が協力機構を作って普通科目の交換授業をしている。当校はスペイン語、隣接のカテドラル校はラテン語、イタリア語、GS校はフランス語、ドイツ語を専門にしている。現在当校の100人が大聖堂校の授業、大聖堂校の生徒100人が当校の授業を受けている。

当校の普通科GKへは平均定員の2倍くらいが応募する。それで今年は減ったが収容入力を20~30人超過している。当校に来る生徒は優秀なので殆どの生徒はこの学校のVK に上

がれる。大学・カレッジへの進学的能力は充分持っている（数学、情報を教えている教員の言）。数人の生徒は他の学校に変わる。VK 進級への申請は、各校で数人が入れ替わるほかは、殆どは自分の学校のVKに進む。この学校では約10人が、外国との交換留学や違う学科、違う内容へと変わる。当校では6、7割が物理を選ぶが、物理を選んでいる女生徒は約3割である。自然科学(数学、物理、化学)の国際オリンピックがある。当年は韓国で行われ当校代表が参加したという(注25)。

宗教・倫理の授業に関して、年輩の女性教諭 Anne Randi Kvan は、次のように述べた。人間の認識の中に宗教的問題がある。人間の実存的なことを取り上げる学問が必要である。高校の宗教の時間には世界の宗教の勉強をする。ノルウェー社会は益々、多様な宗教になっている。互いの宗教を知る必要がある。ノルウェーでは昔の倫理的基準に問いを投げかける人がいて、非難する人がいて、それを討論する状況が出ている。10代の生徒は自分の未定の事柄、倫理における問いに関して基準を探している。それを学級で討論して助けるのが倫理の時間の仕事である。倫理を勉強してより確かな意見に達するのである。

また、社会科教育について、社会科授業担当もしている Per Mehus 副校長は、次のように述べた。事業家的態度、起業家・企業の作り方など、プロジェクトの学習で地域、地元の経済、政治を学習すること、及び、民主主義。18歳の青年の投票率は低いので、選挙、民主主義について考えることを重点にしている。諸国の社会科教育を比較研究する参考文献として、ドイツの機関がヨーロッパの歴史及び社会科の教育内容と15歳の若者の歴史意識等を研究をした本：'Youth and History', Körber stiftung, 1997がある(CD-Romもある)。ノルウェーの学校は国が管理していて中央政府的であるが、民主主義を社会生活の中で具体化する時には多様な見解があり、国の教育理念とそれに対する批判とが矛盾しうる。

(9) トロンハイム大聖堂学校

当校はニダロス大聖堂 Nidarosdomen に隣接しており、1987年に創設200周年を祝った。普通・経済及び管理科、造形科、音楽・舞踊・演劇科があるほか、国際バカロレア科 International Baccalaureate (IB) fag がある。

IBは、1962年に設立された制度で、スイスのジュネーブにある国際バカロレア事務所が管理し、その定める課程を学習すれば、英国のAレベル、フランスのバカロレア、ドイツのアビトゥーアをはじめ、これと同等な協定国・大学等の高等教育機関入学資格として認定される。親の事情等で諸国を移動する生徒及び国際的な生徒を育てることを目的としており、ユネスコも認めている。当校の課程では次の6科目群の学習をする。【母語(言語A)】ノルウェー人生徒はノルウェー語、英語を話す生徒は英語。【外国語(言語B)】ノルウェー人生徒には英語、ノルウェー語が母語でない生徒にはノルウェー語。代わりにフランス語又はドイツ語も選択可能。【社会科】歴史。【自然科学】物理学、化学。

【数学】数学、数学的方法、数学的学習。【次の科目から1つ】上記又はの特別科目。

そのIB科のVKの選択科目の化学の実験授業を見学した。生徒はノルウェー3人、ロシア2人、ニュージーランド、オランダ各1人の7名。下記のような化学変化によってフラスコ内の与えられた未知の液体の濃度(解答は 0.105mol/dm^3)を測定する実験であった。



当校では、もう一つ、普通科のVKの選択科目の物理の実験授業を見学した。IB科ではないが、この授業は説明も応答も配布プリンも全て英語で行なわれていた。机の上に設置した器具を用いて、下記の式で表されるテープの先端のおもり物体の落下距離、落下速度の変化(変化率)を測定するという実験だった。

$$\text{落下距離 } s = 1/2gt^2 \quad (g: \text{重力常数}, t: \text{落下時間})$$

$$\text{落下速度 } v = gt$$

微小変化時間 t_n における物体の位置 h_n をテープに針穴で記録する実験装置(2、3人当たり1台)がうまく考案されていた(注26)。

おわりに

以上を通じて、調査訪問時点でのノルウェーの高等学校について、概ね次のように述べることができると思われる。

学校でGKとVK合わせての2年間に加えて学校で1年間又は企業で2年間のVKの公教育を無償で受ける権利が希望する全ての生徒に制度として保障されている。

それだけでなく、手話で教育を受ける権利の保障、後期中等教育から外れた者のフォローアップや部分的資格取得の工夫、ハルデン高校「特殊教育」分校の社会的不適応生徒の教育、補充教育によって大学進学への進路希望変更に応える普通教育科目の設定など、教育を受ける権利保障に対する強い志向性が見られる。

生徒の希望と学年(学習段階)進行に合わせて学校を超えて県段階ぐるみで柔軟かつダイナミックに学科ないし教育課程編成を行なっている。

原則企業内2年の公的職業教育や25%を実験に当てている自然科科目学授業などに見られるように学校教育は極めて実践的な傾向を有している。

学級活動や生徒会活動、並びに、学校の管理運営や県の教育政策決定機関への生徒代表参加などを通じて生徒を権利主体として育成している。

本稿では説明していないが94年後期中等改革の理念は共通一般教育を重視している。しかし、理数科目で管見する限り、そのための授業時数・その教育内容は、そんなに多くなく高度でもない。大学入学後に理数科目の補充教育がされているようであるが、科学技術の発展に応えるため、ましてグローバル競争に耐える人材育成に応じるためには問題や課題も顕在化してくることもあるかと思われる。みんなのための平等な教育を受ける権利の保障と高度な科学・技術、文化発展に応じる教育の必要とがどのように調整されているのか、又、調整されてゆくのかを見届けることは、私のノルウェー教育研究の課題である。

上記と関わって、中学校、高等学校における教員の複数教科担当制や理数科教員の一般技術職に比しての低賃金など、ノルウェーにおける教員のあり方は、問題ないし課題を残していると見られる。

グレメン高校のグアテマラとの文化交流、ストヴナ高校のロンドンの私立学校との交流、オスロ商業ギムナジウムの生徒の日本留学、トロンハイム大聖堂学校の国際バカロレア課程導入など、ノルウェーの高等学校は国際交流を積極的に進めている。

青少年の価値意識・規範意識の変化は、ノルウェー社会の伝統的価値意識・規範との

乖離ないしは葛藤を生じていると考えられるが、好調な経済発展のせい、顕在化していないようである。

オスロの高等学校学科志望制度・入学状況やハルデン高校、フレデリク高校が近年の複数校統合を経ていることなどには、経済の民营化や効率化、さらにはグローバル経済の影響かと思われる節がある。近年の労働党支持率の漸減傾向や規制緩和を主張している右派政党：Fremskrittspartiet（ノルウェー大使館訳：「進歩党」Progress Party）の躍進と考え合わせてゆく必要がある。（2001年選挙による国会議席165の配分は、労働43、保守党H38、進歩党Frp26、左派社会党23、キリスト教民主党KrF22、中央党 Sp10、自由党V2、沿岸党 1。現在の政権はKr、F、H、の中道右派3党連立内閣。これにFrpが事項によって閣外協力。）

以上は、直接的見聞と若干の資料に基づく本稿叙述の一応のまとめである。ノルウェーの高等学校のより本質的で総括的な評価には、少なくとも教育内容及び生徒の学習実態並びにノルウェーの政治社会経済の研究に基づく論及を要する。それには他日を期したい。

注

（注1）本稿は、平成 11 年度 - 平成 13 年度科学研究費補助金助成研究『ノルウェーの 94 年・97 年初等中等教育改革の概括的調査研究』（課題番号 11610298。基盤 C(2) 研究成果報告書 2002 年 3 月）における「ノルウェーの高等学校（中間まとめ）」（2001 年、日本比較教育学会研究大会発表）を再構成・補充するものである。

1999 年、2000 年の研究旅行による訪問先は、下記のとおりである。

【1999 年 9 月】 6 日(月)10 時-3 時、サプルスブルグ sapsborg 市所在のウストフォル Østfold 県教育部(教育次長他) 7 日(火)9 時-10 時半 Harden 市教育部(教育部長他) 11 時-14 時同市 Sturupe 中学校見学 8 日(水)8 時-15 時、ハルデン高校 Harden videregående skole(以下高等学校を「高校」と略記) 9 日(木)8 時-11 時、Folkvang 小学校 11 時-14 時 Risum 中学校 10 日(金)10 時-13 時 Frederikstad 市在のグレメン Glemmen 高校 13 時半-15 時半、フレデリク Frederik 高校 14 日(火)8 時半-12 時、ソグン Sogn 高校 13 時半-15 時 オスロ Oslo 市教育庁(高校教育部長) 15 日(水)8 時半-13 時ストヴナ Stovner 高校 16 日(木)8 時半-14 時半、オスロ商業ギムナジウム Oslo Hnandelsgymnasium(高等学校)。

【2000 年 9 月】5 日(火) 教会教育研究省 KUF ソル・トロンデラグ Sør-Troendelag 県教育局(Ola Moe 局長) 6 日(水)クラブ町 Klæbukommune 庁(青少年課学校担当次長 Asbjørn Stjern) 午後同町 Sør-Borgen 小学校(校長、教員、生徒) 'Ivar skei クラブ町長 7 日(木)トロンハイム Trondheim 市 Huseby 中学校(Per Egil Toldnes 校長、生徒) 8 日(金)Sør-Trøndelag 県教育部長 Ragnhild Engeness 他 '午後、職業実習担当部次長 教授学-心理学相談所(所長他) 11 日(月)スル・トロンデラグ県立ハイムダル Heimdal 高校(Ingrid Kristiansen 校長他) 12 日(火)午前中同県立アドルフ・オイエンス学校 Adolf Øiens skole(高等学校)(Kjell Jensen 校長他) 午後、同県立トロンハイム大聖堂学校 Trondheim katedral(高等学校)。

（注2）「/」は原文の改行、すなわち「項」の変更を示す。なお、公用ノルウェー語にはブックモル bokmål とニーノルスク nynorsk の二つがある。本稿は原則として使用頻度の大きい前者を用いるが教育法は後者で書かれている。そのため法規名など固有名詞の場合、本稿で同じ日本語の原語の綴りが異なる場合がある。

(注3) Lov om universiteter og høyskoler, Lov nr.22 av 22. mai 1995, §37

(注4)このような企業内における公教育について、教会教育研究省 Kirke-, utdannings- og forskningsdepartementet (KUF) の Sør-Trøndelag 県地方事務所教育局長オーラ・モー Ola Moe 氏は、要旨次のように説明した。

「94年後期中等教育の大きな目標は、できるだけ多くが高等学校ないし後期中等教育を卒業することであった。職業教育について、原則として学校で2年の学習の後、企業で実践及び理論学習2年としているのは、世界的にもノルウェー独特の制度と考えている。従来は、ノルウェーもドイツのような dual system だったが、VK1、VK に進むことが困難だった。94年の改革で企業内教育と高等学校教育を組み合わせた。県の義務、生徒の権利を定めてこれを克服した。企業での実習と、企業にゆけないために学校で行う実習とでは、実数は前者の方が多い。スル・トロンデラーク県では、93年の2倍以上の見習い実習ができるようになった。94年改革前は、年長者が職業教育に入っていたが、94年改革は、16歳の青年に教育を受ける権利を与えた。今度は逆に成人の職業教育の機会が不足したのでそれを解決するために、今年(2000年)6月1日教育法を改正し、1978年以前に生まれた人の後期中等教育を受ける権利を定めた。

このように企業実習を重視する理由ないし背景の第1には学校と経済界の協力の必要性があるという考え方がある。人間性の育成を重視すると協力が難しくなる怖れがある。義務教育と企業との連携をも進めようとしたが、これはやや行き過ぎという問題を生じた。第2に、生徒には活動を通しての学習の方が楽しいし、その方が効率だということがある。第3に、企業では最新の機器を使うが、学校で最新の機器を整えるには費用がかかる。経費を節減するためということがある。」(2000年訪問)。以下、科研費研費旅行は(注1)記述の年度及び番号で示す。なお KUF は 2002年1月から省庁再編で Utdannings- og forskningsdepartementet 教育研究省(略称 UDF)になった。

(注5) KUF, 'Videregående opplæring' 1993, Gyndal Norsk Forlag. なお、KUF は、94年教育改革に際して各学科の「教育計画」に共通するべき一般共通教育理念を重視した 'Læreplan for grunnskole, videregående opplæring og voksenopplæring generell del', Januar 1994 (『基礎学校、後期中等教育及び成人教育のための教育計画 一般篇』)を示している。

なお、高等学校の教育課程 plan は、一旦職業学科に進んだ生徒も、進学に必要な普通科修得科目を補充履修することによって高等教育への進学資格取得が可能ないように編成されている。

これに関する数学教育の場合について、蔵原清人氏は、次のように説明している(蔵原清人「ノルウェー上級中学校の数学カリキュラム」・『工学院大学共通課程研究論叢』第39-2号 133頁、2002年)。

高等学校の「共通一般(普通)教科としての数学」には「3時間コースと5時間コースがあり、後者はさらに基礎と理論に分かれる。しかしこれが日本のようにべつの科目として用意されているのではなく、モジュールの組み合わせで区別している点に特徴がある。いわゆる共通教材としてはモジュール1であるが、取扱はコースによる違いが認められる。組み合わせとしては、モジュール1だけ、モジュール1と2A、モジュール1と2Bの3通りがある。これは進路による対応である。...特にこのカリキュラムで大切なことはこの3時間コースを進学上の袋小路にはしていないで、すべての生徒が学習すべき内容としているこ

とだ。」(実例後述ストブナ校数学授業)

(注6)引用中の「/」は改行すなわち「項」の更新を示す。なお、「コムーネ法」(1992年法律第107号。翌年1月1日施行。Lov av 25 september 1992 nr. 107 om kommuner og fylkeskommuner) 第11節第1項は「コムーネ議会及び県議会は、自らコムーネ又は県の企業、施設等の固有の理事会 eget styrets を設立することができる。これらの理事会は少なくとも3人の構成員を有しなければならない。」と定めている。

さらに、高等学校制度に関して次の諸点を補足しておく。 教育法「第11章 学校における利用者参加組織 Organ for brukarmedverknad i skolen」中に、高等学校に関して他に「§11-6 生徒協議会及び生徒総会 Elevråd og allmøte ved videregående skolar」「§11-8 県の委員会における生徒代表 Elevrepresentantar i fylkeskommunale nemnder」の規定がある。 県は、総ての住民の後期中等教育を受ける権利を充足する義務を負う外、権利を有しない志願者にも教育の機会を与えなければならない。また、刑務所における後期中等教育に責任を負い、国の目的、志願者の要求、社会の必要並びに刑務所、福祉・医療施設における教育に対する責任及び特殊教育の必要を考慮して後期中等教育の提供を計画し施設を立てなければならない。公的な高等学校 offentlege videregående skolar は、原則として、県のものである(教育法 § 13-3第1、2、3、5、6項)。

UFDは県の後期中等教育行政に関して教育法 § 14-1に基づく監督と統制を行なう外、後期中等教育に関する若干の規則を定め、訓令を発し(§ 13-3第3項)、特別の場合、国又はコムーネは高等学校を運営することができる(同条第6項)。オスロ・コムーネは教育法において県のものと同様に定められている権限を有し義務を負う(同法 § 13-8)。 私立基礎学校及び後期中等教育を行なう私立学校への補助金に関する1985年6月14日の法律第73号によって私立学校の設置が認められ補助金が支出されており2001年10月1日現在、高校生162,920人の5.4%8,832人が私立校に在籍している(2002 Statistics Norway http://www.ssb.no/english/subjects/04/02/tutelstud_en/tab-2002-10-04-07-en.html . 2002.11.17)。

(注7)前記(注1)記述99年訪問聞き取り。なお県の政治行政制度に関してコムーネ法 §6、§8-§10は、要点次のように定めている。

県議会 fylkestinget は、県の最高機関であり、法規又は権限委任決定による他の定めのない限り、県に代わって決定を行なう。特別に「議会執行制」を導入した県以外では、県議会は、5名以上の県執行委員会 fylkesutvalg を選ぶ。県執行委員会の委員は、県議会の委員の中から任期4年で選ばれ、その選挙は一人以上の議員が望めば比例代表選挙で、さもなければ多数決で行なわれる。県執行委員会は、経済計画、年間財政及び税決定の提案を処理する。その他について県議会は県執行委員会の活動分野を定める。県執行委員会は、法による別の定めのないすべての事項について決定権限を与えられることができる。県議会は、県執行委員の中から県議会議長及び副議長を選ぶ。県議会議長は、県議会及び県執行委員会を主宰し、県を代表する。県議会は、自ら県の目的のため又は県の活動の部分のために県の常設委員会 faste utvalg を設置することができる。この常設委員会の委員は3名未満であってはならない。県議会は業務の予備的討論のため又は特別の機能の負担軽減のため委員会 Komiteer を任命することができる。このような委員会はその委員会が直接に関与する個々の事項に関して決定権限を与えられうる。各県及びコムーネは行政の最高責任者として行政長 administrasjonssjef を雇用しなければならない(コムーネ法 §22)。行政長は実際には県では fylkesrådmann、コムーネでは rådmann (これらを「助役」とする訳例もある。)と称して

いる。

(注8)99年訪問の際の聞き取り。繰り返すが、Oslo kommune(オスロ市と表す。)は教育について、県と同じ権限と責任を有する。さらに、次のように説明してくれた。高校制度は市政で変わる。労働党市政の時(~1995?)は地域性を重視していた。今はF+保守党 Høyre(「右」伝統的保守)と進歩党 Fremskrittspartie(最右派。規制緩和を主張)の保守的施政であり、学区は全市1区である。基礎学校については一番近い学校に行くという原則でやっている(地域性)。境界の場合は兄弟がどちらに行っているかが考慮される。基本精神は、地域で子どもを育てるということである。希望者が特定の学科・学校に集中する時の調整に関して。高校基礎課程入学については、2回に分けて希望を取っている。1回目の希望提出は7月10日、2回目は8月5日。しかし外国に行く、私立学校に行くなど1回目の希望から抜けてゆく人がある。希望の多いところから成績順に決めてゆく。ホテル・サービス学科は希望が多くて入学定員を増やした。こうして調整して99年8月、7793人に入学許可したが、新学期が始まった時にその課程に出てこない人が400人いた。海外に引っ越した、両親はオスロだが他県の高校に行った、GKをもう一回やり直すつもりだったけれどもやっぱり止めた、等。既に入学コースが決まっている者は、変えることが出来ない。400人の欠員部分にはそれまでの2回の決定で入れなかった者が入学できる。オスロに24高校がある。年取った人のための入学の別枠がある。夜間学校もある。高校生活調査によれば90%の教師も94年改革に満足している。学校間格差に関してはオスロ市の西の方が学力が高い傾向がある。概して子どもは親の職業に応じた職業に向かうコースを選んでいる。ノルウェーは機会均等であるが実際は親の社会階層に応じている。自然利用科や化学過程科はオスロの環境ではその方面の就業可能性が小さいので希望が少ない。生徒の希望と市が提供できる学科との調整が難しい。

(注9)以上、2000年訪問の際の教育部長からの聞き取りによる。

さらに、次のような説明を受けた。県の主たる機能は、病院の管理運営、道路整備、高等学校の設置運営、産業開発である。県の従業員は9321人であり平均的な規模の県で平均的な雇用者数である。これには高校教員、医者・看護婦、管理公務員が含まれ、うち1500人が高校教員、500人がその他の高校職員である。高校生及び見習い実習生が約10,000人いる。県議会(議員53名)の下に4つの常設委員会が設置されている。その各委員長は議員選挙後の議会で決め、各委員会の委員は議会の構成に応じて各委員長が決める。保健福祉委員会(11名)及び産業通信文化委員会(11名)の委員は議員であるが、行政委員会は6名の議員と3名の県職員代表で構成している。当県の行政長 fylkesrådmann は公募して応募者の中から議会が選任する、職は身分保障があり、任期は無い。その下に行政部局の一つとして教育部 divisjon utdanning が設置されている。予算については県議会の承認が必要であり、地方債等の予算については国の県事務所長官 fylkesmann が関与し、予算を認めないことがある。

(注10)さらに氏によると、県は県の収入と国の補助金を財源とする教育費を学校に配分する。学校の主な支出は、教職員の給料(約90%)、教材及び設備である。学校は予算を申請する。その総額は県予算の総枠で定められる。また高校進学時の中学校の内申書は11科目について0~6の7段階評定するもので、方式は法規で定めている。

(注11)建築関連技術科 tekniske byggfag は、塗装、配管工事、屋根工事など建築に伴う技術

科。なお小中で 4km 以上、高校で 6km 以上離れているとコムーネ、県に国から補助金がでるといふ。

(注12)さらに説明を付加する。学習内容は、3週間を単位とし、出席と社会性を重視する。クリアした子は、その出身の町で実習することを目指している。実生活を重視しており、生徒は 24 時間の監督付き、夜の監督、普通の生活の 3 段階に分かれる。農場が周囲にある。次の教育課程がある。コース 1。自然を使ったコース。農場はあるが酪農はしない。コース 2。木工 4 人。家を建てるのではなく家具など小さな物を作る。コース 3。機械 6 人。コース 4。保健福祉科 6 人。1 週間に 2 日、近くの幼稚園児と保母がこの学校に来る。また、1 週間に 1 回、老人センターにゆく。週間に 1 日は、学校で売店を作って売り、食事の世話をする。AOA コース。経営・コンピュータ・市場開拓人を目指す。コンピュータが 1 台あり、学校のニュースレターを作る。どの課程も基礎課程に戻れるよう数学、ノルウェー語、社会、英語をやっている。食事を一緒に作ったりもする。半強制的に課すこともある。この学校のアドバイザーと出身コムーネの担当者が連携して卒業後の仕事と住居と友人関係連絡網を保障するよう努めている。殆ど 100%の生徒がこの保障を受けた。追跡調査によると、4、5 年たっても仕事と住居は続いていたが、友人関係は追跡調査が不可能である。人間関係が淋しい。卒業生は「学校の寮が良かった」と言う。この特殊教育分校のスタッフは 44 人で、うち教員は校長、副校長 2 と主任を含む 11 人。職員 31 人にはインタネット係り、調理員、清掃員、夜間管理人を含む。教員は全て 1 年で取得できる特殊教育教員資格を有しており、2 年間の学習をした人もいふ。

(注13)なお、例によってコック科の生徒が作ってくれた昼食をご馳走になったが、案内の女性主任 inspektør によると、**コック科**の生徒は料理実習でフランスに行くといふ。また当校教員は約 300 人だがフルタイム換算で何人になるかは宙ではわからない。高校の教員には養成課程が 7 年で修士相当の学位がある lektor と養成課程は教職課程を含めて 4 年～5 年の adjunkt の別があるが、当校は職業課程だけなので adjunkt が多くて 70～80%、他の職員が 50 人、校長と 18 人の inspektør で指導部を構成している。一般企業の方が給料がよい。例えば職業科の教員は大工より給料が安く、教員のなり手不足だ、ちなみに基礎学校教員の大半は全教科を担当する lærer で国立 høyskole の教員養成課程で養成されている。この国では公務員、私企業従業員を含めて定年が 67 歳である。生活指導面では、放置すれば生徒間の暴力事件も起こりかねず、校内パトロール職員が常駐している。一度、移民の男生徒同士が恋人を巡って争い携帯電話で仲間を呼び合って集団同士の騒擾になり警官を呼んだことあるといふ。ノルウェーでは公共建築の際、一定比率を美的経費に充てなければならぬといふ法律があり、他の学校同様、この学校も学生食堂や廊下が絵画や彫刻、展示物で美しく飾られていた。

(注14)ノルウェーでは授業料は無料であるが教科書・教材費等は徴収できることになっており、例えば美容師科の「かつら」なども生徒の負担である。なお、マッサージ産業は全部私企業で卒業して hudpleier になると時給にして約 450-500NOK の収入が得られるといふ。

(注 15)Nork Skoleinformasjon, 'Din viederegående opplæring ? 2000-2001', side 74., 70.。この学科選択手引は全 160 頁、高校全学科の履修科目を記している。

(注 16)EU の学校との交流を利用して教員の交流もしている。日本の 17、18 歳の生徒が教師と来ていたことある。99 年 3 月からは短期交流のプロジェクトに取り組んでいる。生

徒は3万5000クローネの経費を国からもらえる。2000年8月からの経費の申請を今だしているところで、学校教員はOKをもらえると見通している。オスロ市教育局はこういう企画にポジティブである。当校は学校増築計画をもっている、2003年8月の入学者になると(オスロで?)2000人の高校定員が不足する見込みで、2000㎡の教室面積を増築する計画である。海外交流のこのプロジェクトをやると1年間に45人の生徒(20~30人が普通科。15人がスキンケア科)が海外にでるので毎年その間の生徒数を増やせる。2006年8月に5000人の入学生徒増が見込まれるという。なお、HPを見ると、2002年11月現在、Hammersmith & West London College 当校普通科VK のが設けられている。

(注17)教育研究に日本に来る予定をしていた Unni Kjus Aahlin さんが私に会うためにこの学校で合流していたので尋ねると、この国では生徒数名が練習問題の解答を黒板に書いてそれを教員が点検するという方式の集団教授は行なわれていないと述べた。なお、当校は、生活指導面では、毎月1回学級担任と生徒の会合をする。案内の女性教員は生活指導担当主任であり毎週2時間学級担任教員たちと会合をしている、学級代表生徒と校長の会合が毎週1回約1時間、今は月曜の1時限を定めて行なっている、一般の生徒はその間、自由である。生徒間紛争・暴力や麻薬で問題を起こす生徒もいるが、早い目に対応しており、退学になる生徒は年に1人くらい、inspektør等のリーダー教員は校長を含めて毎日会合しているという。

(注18)なお、大学の入試は、全国共通で選抜は総合点による。学部、学科で高校での履修科目を指定することがある。今は心理学、メディア、ジャーナリズム、国際関係が難しい、不合格になると半年待たなければならない、とも述べた。

(注19)過去10年間にOsloで数学のlektor(修士相当学位)を取得した人は10人だけ、と両授業を担当した教員は昼食休憩時に話した。

(注20)県教育部がそういう生徒をフォローする責任を負っている。当校では教育相談教員の1人が担当している。他方、1学級のうち2、3人が高等教育を目指す。最近、一般教育及び技術科TOF(Tekniske og Felles)というのができた。学校で4年間学習をする。GKは学校で週3日の学習、企業で2日の実習をし、4年の途中で証明書を取ってさらに物理、一般科目を学習をし技術の資格を取る課程だという。

(注21)教育内容の詳細は国の教育課程基準及び教科書内容にまつとして省略し、周辺状況に関する特徴的な聴取り内容を記した。

(注22)ノルウェーではこの時点では教科書は国のKUFの承認を得なければならない制度があったが、その後、廃止された。

(注23)聾啞者に対して2000年8月教育法改正で後期中等教育を含む手話による教育を受ける権利を保障した。高校の手話教育は全国3つの高校で管理しており当校はその1つでトロンハイム以北の全地域を担当している。全国で200人くらいが手話による教育を受けている。当校では聾啞の生徒18人に手話通訳11人がついて教育を受けているという。

(注24)なお、当校校長は、社会科について、高校での職業科生徒の社会の時間は2単位だけで少ない、生徒はそもそも興味を持っていない、もう少し実習で社会に関連したことを教えた方が良く考えていると述べた。又、生徒の学力について、トロンハイムの理科大学NTNU Norges teknisk naturvitenskapelige universitetの教授たちは、高卒の生徒の数学の学力が落ちているといっているが、自分はそうは考えない。優秀な生徒は昔と変わらない水準に達

していると思う。しかし生徒は難しい学問をしなくなったと言えるかもしれない。大事なことは、実習を組み合わせて実践と理論を結合させること、現実的な問題を学習する態度、発案する能力、生涯にわたって学習する態度を育成することだと考えている、と述べた。

(注 25)なお、当校の校舎の延べ床面積は6000㎡、うち3900㎡が教室面積、残り2100㎡は事務室、廊下などである。多い時は650人の生徒がいたがその後青少年の減少で今は約350名である。2004年から生徒数増が見込まれ、ビーヨーセンに新しい学校を建造中である。VK、VKの普通科目学級生徒数の上限は27人であるという。

(注 26)なお、ノルウェーの数学・自然科学教育について、実験授業後の女性自然科学主任の Åse Eidem、物理実験を担当した中年男性 Knut H. Bodsiberd、化学授業を担当した若い男性 Åsmund Wættens と意見交流した。彼らの発言は、概ね次のようであった。ノルウェーでは高校の自然科学教科(物理学、化学、生物学)は75%は理論学習、25%は実験と決まっている。[授業時間以外に自宅での予習や復習を課すか、との問いに]Eidemは生徒が自らの責任で自主的に学習することを重視している、多くは自宅学習をしているだろうが中にはしていない者もいるだろうと答えた。Knutは予習を要求する教員もいるが自分は求めない、むしろ討論を求めると述べた。Åsmundは実験のあと宿題を出していた。ノルウェーの大学、カレッジは3年間数学の学習をしていることを前提にしている。高校で3年間数学を学習していれば一応充分のはずである。しかし、他国に比べて数学の学習レベルは、やや低いかもしれない。数学の学習を2年でやめている生徒もいる。大学・学部によっては補足授業をやっている。大学に入った学生たちに数学の入門授業をしている。理系の高等教育機関は高校では物理か化学を修得していることを前提にしている。しかし、選択必修で必修ではないから物理や化学の勉強が大学の勉強に不足の場合がある。主任の Åse は、一部には進学しない生徒もいる。そういう生徒のニーズにも応える必要もある。一般的な学習を広く保障するのがノルウェーの高校の考え方である。それで知識・能力が足りないならば大学で補足教育をすることも仕方がないと思う、と述べた。[科学技術の発展の必要にノルウェーの高校の科学・数学教育は応えているか、という私の問いに]Åseは'yes'、概ね問題ないと答えたが、Åsmundは次のように述べた。今のままでは大学での補足コースをもっと拡大しないといけない。現状では若い時に取らなかった人のために大学でもっと多くの自然科学の授業が必要である。小学校からもっとしっかりした理科教育が必要である。ノルウェーの教員養成制度では数学、自然科学を大学で学んだ者が1年間の教育専門大学での心理学、教授学等の履修で教員免許を得られるがその免許では小学校第1-4学年は教えられない。この学年の授業は教育専門大学で学んだ全教科担当教員が授業を担当しているので数学や自然科学の専門性は弱い(なお、ノルウェーでは高校でも複数教科担当が一般的である。又、最近の改革で、今は義務教育教員養成専門大学で第1-10学年の教育免許が得られる。-北川)。逆に数学や自然科学ができる人が小、中学校教員に志願しない。教員の給料が一般企業に比して良くない。自分は化学の修士号をもっており中学生を教えたいと思ったが、中学校教員になると週20時間の担当授業のうち化学を教えるのは1時間だけである。これではあまりにも自分の専門が生かせないので高校教員になったが、物理や生物も担当しなければならない。

■■■2002年12月1日■■■

(初出：『大手前大学社会文化学部論集』第3号・2003年3月発行)

表8 ハイムダル高校スポーツ科（履修科目）

Fag	教科	1. ar 1年	2. ar 2年	3. ar 3年	4. ar 4年	Totalt 合計
Sum fellesfag	共通教科計	23	9	7	7	46
Studieretningsfag	専門教科					
Treningslære	トレーニング	4	3	3	0	10
Aktivitetslære	活動学習	6	9	8	0	23
Idrett, kultur, samfunn	スポーツ、文化、社会科	0	0	3	3	6
Ledelse og instruksjo	指導及び教授	0	0	2	3	5
Fag til valg	選択教科	2	3	-	10	15
Sum timer	合計時間	35	24	23	23	105

資料源： <http://www.heimdal.vgs.no/>、2002.11.28

表1 学科別課程別高等学校生徒数、及び、学科別見習い実習生数

(A) 学年別学科別高等学校生徒数 (教育法に基づく生徒、2000年10月1日)						(B) 見習い実習生数(2001年10月1日)
基礎課程 GK の学科	合計	基礎課程	上級第1課程	上級第2課程	その他、法律に基づく教育	見習い実習生
総計	163 478	63 169	54 374	42 854	3 324	29 680
普通科系学科合計	94 431	30 802	28 447	34 935	247	1 695
Allmemfaglige studieretninger i alt 普通・経済及び行政科 Allmenne, økonomiske og administrative fag	83 797	26 906	25 002	31 622	247	
音楽・舞踊及び演劇科 Musikk, dans og drama	4 443	1 608	1 424	1 339	-	
体育科 Idrettsfag	6 191	2 216	2 001	1 974	-	
職業科系合計	66 240	32 394	25 927	7 919	-	27 985
Yrkesrelle studieretninger i alt 保健・社会福祉科 Helse- og sosialfag	15 940	6 657	6 546	2 737	-	3 582
自然利用 Naturbruk	3 938	1 655	1 328	955	-	575
造形科 Formgivingsfag	12 891	5 817	4 757	2 317	-	2 749
ホテル・食料科 Hotell- og næringsmiddelfag	5 972	3 472	2 473	27	-	2 906
建築科 Byggfag	4 791	2 684	2 079	28	-	4 293
建築関連技術科 Tekniske byggfag	1 913	954	735	224	-	1 519
電気科 Elektrofag	8 711	4 292	3 317	1 102	-	5 592
機械科 Mekaniske fag	9 769	5 262	4 007	500	-	5 819
化学・加工科 Kjemi- og prosessfag	772	400	372	-	-	341
木工科 Trearbeidsfag	729	377	313	29	-	612
メディア・コミュニケーション科 Media og kommunikasjon	295	295	-	-	-	
販売・サービス Salg og service	529	529	-	-	-	
技術学校 Tekniske fagskole	3077				3077	

(原注) (A)欄：技術学校は、職業学科に含まれない。

(注) Statistisk sentralbyrå 2001, Elever under opplæringsloven, etter kurstype og studieretning. 1. oktober 2001 及び Statistisk sentralbyrå 2002, Læringar, etter kjønn og studieretning. Forebelse tal. 1. oktober 2001 を合体した。

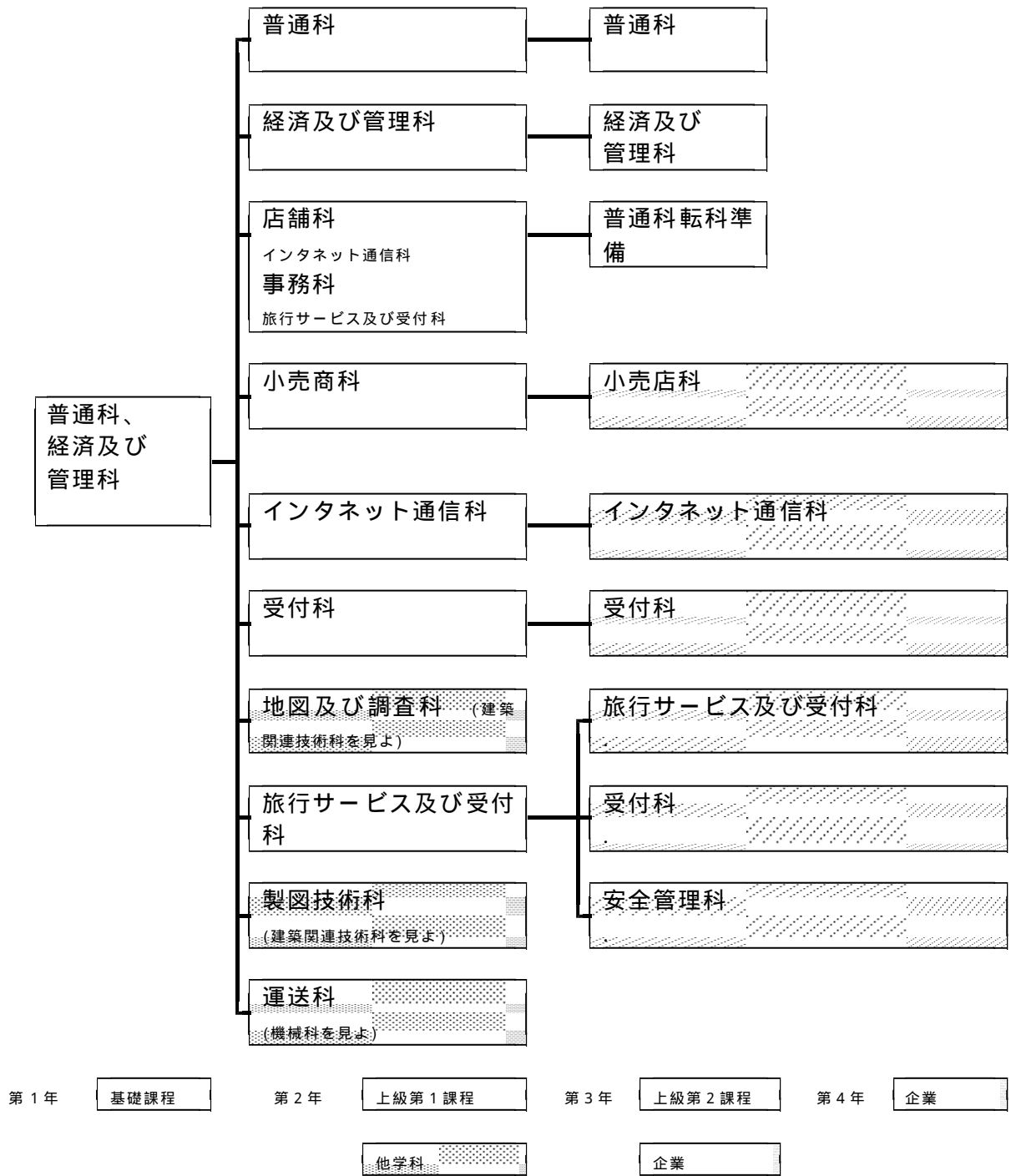
「-」は原表、(B)欄の数値のない欄は原表にない欄。

資料源：http://www.ssb.no/aarbok/tab/t-040230-185.html 及び http://www.ssb.no/emner/04/02/30/utlaering/tab-2002-03-01-01.html

表8 ハイムダル高校スポーツ科(履修科目)

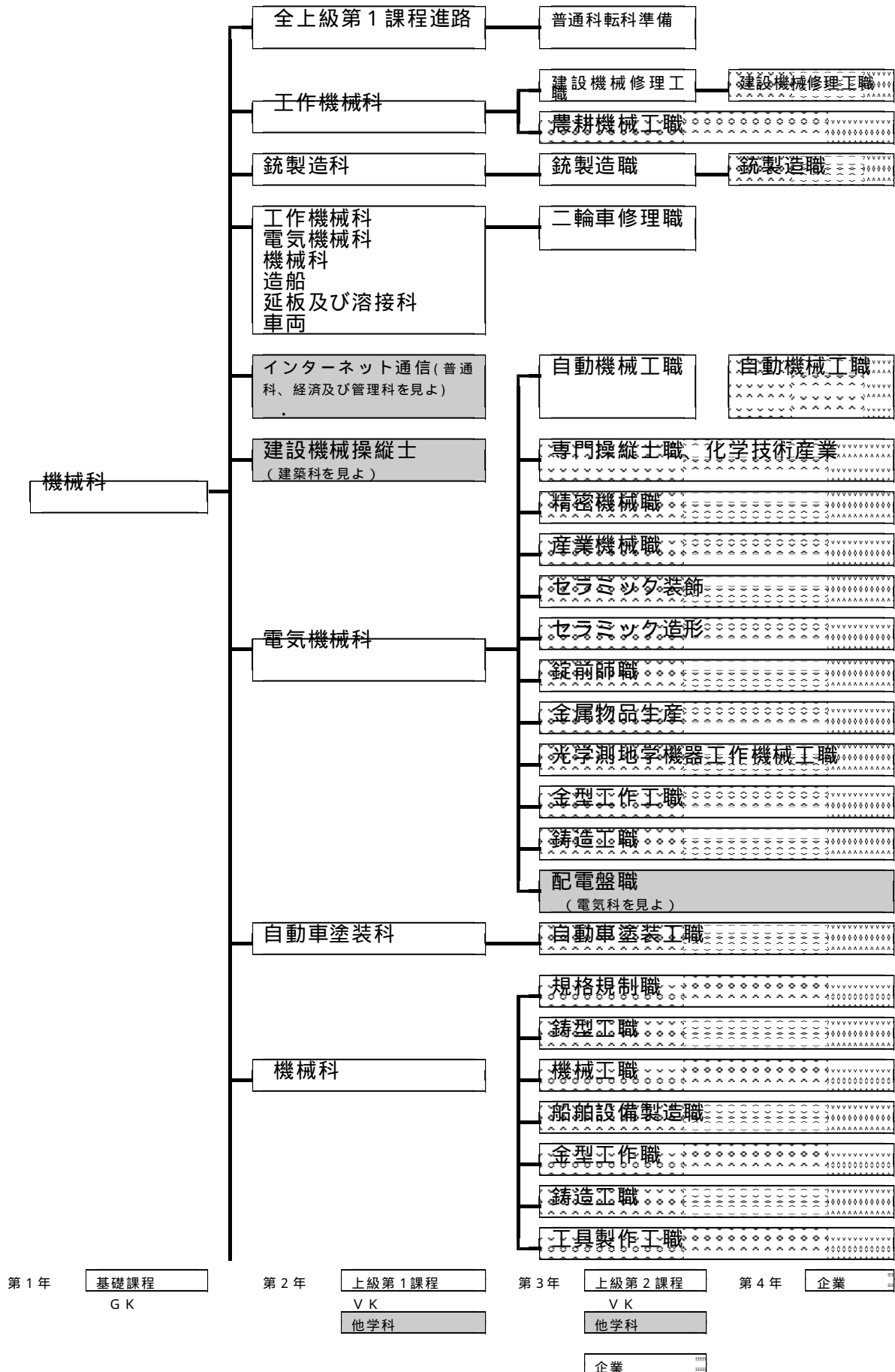
Fag	教科	1. ar 1年	2. ar 2年	3. ar 3年	4. ar 4年	Totalt 合計
Sum fellesfag	共通教科計	23	9	7	7	46
Studieretningsfag	専門教科					
Treningslære	トレーニング	4	3	3	0	10
Aktivitetslære	活動学習	6	9	8	0	23
Idrett, kultur, samfunn	スポーツ、文化、社会科	0	0	3	3	6
Ledelse og instruksio	指導及び教授	0	0	2	3	5
Fag til valg	選択教科	2	3	-	10	15
Sum timer	合計時間	35	24	23	23	105

図1 普通科、経済及び管理科進路概略図



資料源：Nork Skoleinformasjon, 'Din videregående opplering ? 2000-2001', side 25.

図2 機械科進路概略図(部分)



引用者注) 1.本図は原図の約 1/3 を抽出したものの。原図には、上記の他に、ポーリング技術、車両、製本、防寒機械、機械加工、延板及び溶接科、プラスチック科、車両予備部品科、造船科、船舶技術、輸送科、路面電車 を合わせて、17のV K と、基本的にはそれに続く合わせて79の職種等が示されている。
 資料源：Nork Skoleinformasjon, 'Din videregaende opplaring ? 2000-2001', side 90.-94.

第4章 ヘンリー・ノタカー著『社会科』教科書

第一部「政治制度」の抄訳と注

[収録に際して] 本稿は次の発表の際のプリント刷り配布資料である。

北川邦一「ノルウェーの歴史、社会科の教育課程と教科書記述 H・ノタカー著『社会科』第一部『政治制度』の抄訳と注」日本教育学会第63回大会発表(2004年8月26日・北海学園大学)。
本書への収録に際して内容をよりの確に表すため当初の副題を章題目とした(2006.3.16記)。

はじめに ノルウェーの教科書制度

ノルウェーの初等学校教科書の国による承認制度は1889年に設けられた。その後、この制度は1984年1月13日の規則(regulations)第3520号によって定められていた(Approval of classroom text book、2004年8月3日、Danuta Ciemska)。国による教科書の承認制度は、「基礎学校及び後期中等教育に関する法律」(1998年7月17日法律第61号。略称「教育法」)の§9-4でも継続されていたが、2000年8月1日の同法改正によって廃止された。したがって現在では、日本で言う意味での「検定」に類似の「教科書」制度はない。

しかし、ノルウェーは、1397年の「カルマル連合」以来デンマークの敗戦による1814年のキール条約に至るまでデンマークの政治支配を受け、その後、スウェーデンの支配からの独立(1905年)に至る過程を含めて、国民文化的アイデンティティの確立にも取り組んできた。その結果、公用国語としてブックモルとニューノシュクという2つの言語形態ができ、その関係で上記改正後の「教育法」§9-4においても、学校における教科書 lærebøker その他の教材に関して下記の定めが置かれている。

「§9-4 教科書及びその他の教材

ノルウェー語以外の科目においては、教科書 lærebøker 及び他の教材は、それらが同じ価格においての両方で同時に利用可能であるとき、使うことができる。特別な場合、省はこの規則の例外を設けることができる。

学校で用いられるノルウェー語の教科書は、ノルウェーの公的施設におけるノルウェー語の使用に関する法令に定められている学校教科書のための標準的なノルウェー語正書法 læreboknormalen に従わなければならない。ここで教科書について述べることは、該当するシラバスで学年あるいはコースのために定められている目的と学習目標の本質的な部分を包括している、生徒の通常の使用を目的としたすべての印刷された学習材料に当てはめられる。

基礎学校（小、中学校－北川注）のノルウェー語の読本は生徒が Bokmål と Nynorsk との両方を読むことを学ぶように、両方のノルウェー語の形態に十分な材料を含まなければならない。

学校で使用する単語リストは、ノルウェー語評議会による認可に従う。

省は、いかなる教材が第二項で述べられた必要条件による影響を受けるべきであるかに関して、規則を定める。」

なお、ノルウェーは、一般に教育の平等主義が強いが、高等学校については教材費の生徒負担可という法律の定めがあり、出版部数は多くないので一冊あたり数千円掛かるといった問題が生じている。

以下の抄訳は、ノルウェーの高等学校共通科目「社会科」（概ね週2時限の通年1年間）用教科書 Henry Notaker, Samfunnslære, © Gyldendal Norsk Forlag ASA 1998, 1. utgave, 3 opplag（ギルデンダル・ノルスク出版有限責任会社、1998年第1版第3刷）ISBN:82-05-26095-8 の1-70頁からのものである。

（一）まえがき・抄（内表紙裏頁記述）

「本書は、ヘンリー・ノタカーの著作『社会科』であり、一般教育科目の教育課程制定後、1998年6月、全国（Nasjonal）教材センターの承認を受けた（godkjent, approved）。この承認は、教科書承認（検定）制度が行われていた期間中、有効であった。

本書は、国立教材センターの支持を受けて出版されている。」

（二）ノタカー著『社会科』目次(全256頁)

社会科について 4	
(一)政治制度 7	政治 8 コムーネ 17 国 26 政党 43 権力と民主主義 52
(二)国際社会 71	戦争と平和 72 世界経済 89 いかに地球は持続するか 106
(三)共同生活、個人及び社会 119	社会における人間 120 共同生活の諸形態 126 法と共同生活 132 共同生活と倫理 137 子ども - 社会の未来 145
(四)労働生活及び産業生活 151	経済 152 失業 16 組織 170 平等 180 労働環境 186 労働と道徳 191 自分自身で始める 197
(五)文化理解 207	文化 208 宗教とアイデンティティ 216 一つの共通の倫理? 228 ノルウェーの多様性 234
語義説明 251 要語索引 254	

(三)「第一部 政治制度」細目次

【政治 8】選挙の夜 - 政治の全国選手権試合 8 「私は政治に関心がない」 9 ギリシャの理念 8
誰が馬鹿か 10 負担と利益の分配 10 優先(順位)と影響力 11 政治とは何か 11 何を負担するか 12
誰が私に影響を与えるか 12 規範と影響力 12 社会化 12 世論調査 - ミニ選挙か 14 選ばれた人
による選択 14 集計の誤差 14 統計、表及びグラフ 15 まとめの質問 16 宿題学習課題 arbeidsoppgave 16

【コムーネ 17】地域的民主主義 17 二人のコムーネ友達 18 指名 - 候補者リストの作成 19 投
票用紙で何をするのか 19 コムーネの政治 20 地域政治における女性 21 コムーネ執行委員会に代
わる都市議会(Byråd) 21 コムーネの課題またはコムーネの財政用途 22 コムーネと国 22 コムーネ
の収入 23 コムーネへの国の財政支援 23 県 - 国とコムーネの間で 24 まとめの質問 25 討論 25

【国 26】最高権力 26 権力と三権分立 27 議会主義 - 及び国会の新しい権力 28 政府と国家行政 28
内閣 29 政府は何をするか 30 どのような種類の省か 30 官僚の権力 31 産業環境における国家行
政 31 ある官僚との会見 32 環境省 33 議席は居心地良いか - 165 議席内の一人との会話 34 誰が
国会の議席を占めるか 36 県間の不平等(ulikhet) 37 政党間の不平等 37 社会集団間の不平等 38 両
性の間の不平等 38 空の席 39 国会とは何か 40 国会は法律を採択する 40 国会は金の(支出を)承
認する 41 国会は政府を見張る番犬である 42 まとめの質問 42 学習課題 42

【政党 43】どのように政党はつくられたか 43 新しい政党 44 組織としての政党 44 政党の構造 45
政党の管理(administrasjon) 45 政党と価値 46 イデオロギーが生じる 48 キリスト教 48 ヒューマ
ニズム - 人間中心主義 48 自由主義と保守主義 48 社会主義と社会民主主義 49 社会民主主義 49
中間政党 50 労働者の共産主義政党 50 ファシズムとナチズム 51 「緑」のイデオロギー 51 ま
とめの質問 51 討論 51

【権力と民主主義 52】組織 52 聞き取りと選択 53 非公式の接触 53 圧力手段としての政治活動 54
活動が目覚めさせる 54 マスメディア - 第四の国家権力 55 役者としての政治家 55 民主主義と法
治国家(rettsstaten) 56 法治国家と法の支配(rettssikkerhet) 56 法律(lov)と道徳 57 ノルウェーの民
主主義は危機の中か 57 無関心と無力 58 政治的関心と活動性(アンケート結果表) 58 政治家(へ
の)軽蔑? 58 知識は必要 59 まとめの質問 60 討論 60

【法律と裁判所 61】司法権力(den dømende makt) 61 裁判所 61 民事事件と刑事事件 62 刑事事件 62
都市裁判所と地方(田舎)裁判所 63 高等裁判所(Lagmannsretten) 64 争訟審議会(Konfliktråd) 64 民
事事件 65 刑罰 66 なぜ刑罰か 66 刑罰は効果があるか 66 ノルウェーにおける犯罪(kriminaliteten)

(四)「政治」・抄訳(12-13頁)

【誰が私に影響を与えるか】(以下、【 】内は原文の見出し)

ある人々はすでにできあがった政治見解を有している。ある人々は政治組織で活動している。ある人々は何より第一に個人的事項にとらわれている。ある人々は自分自身以外の他人に関心がない。

私たちはどうだろうか。ある人々はなぜ他のことよりも政治に関心を持っているのだろうか。

すべてのことが、君の周りの人から影響を受けている。そのことは政治だけでなく生活の他のこと、例えば自分はどのような映画が好きだとか、どのような衣類を自分は買うか、どれくらいの時間を宿題に使うか、どのような組織に属するか、などにも当てはまる。

【規範と影響力】

私たちに影響力を及ぼすものは、親、兄弟姉妹、教師、組織の指導者など、多い。最も私たちが影響を受けているのは、私たちが直接に接しているものからであり、しかし、多くがテレビや CD、新聞及び少なくとも広告を通じて影響している。私たちは、これらの影響者を好んで規範送者と呼ぶ。それらは私たちにどのような規範が重要かを話してくれる。

法律に書かれているようないくつかの規範は、窃盗、赤信号での運転、麻薬商い、等に対するものである。法律を私たちは正規の規範と呼ぶ。それを破ると、私たちは罰、賠償、または収監を受ける。

しかし、正規でない規範もあり、それをわたしたちは文書で書かれていなくても容認している。それは、友達のことを告げ口するべきでないこと、他国民をいじめるべきでないこと、通りにゴミを捨てるべきでないことなどである。

【社会化】

正規でない規範には、君は既に早くも子ども時代に出会っている。君は書棚の磁器の人形を壊そうとする時、兄弟姉妹をたたく時、制止される。君は社会の規範に適応することを少しずつ学ぶ。

君が成長し友人を持って後、君は彼らに自分を合わせる。君は、君が何をでき、何をできないか、また、何を言え何を言えないか、知っている。子どもが遊ぶとき、それは適応のための一形式である。彼らは一定の境界を受容しなければならない。もし誰かが奇妙なものをつくったら、いじめられ、打たれ、「僕(わたし)等は、君(あんた)は嫌い」という残酷な言葉とともに追い出される。正規でない規範を破ることに対して、他の言葉も使われ得る。「サンクジョン」 *sanksjoner* について話したい。

父親または教師が、君のした何か馬鹿げたことを叱るとき、それがサンクションである。しかし、肯定的なサンクションもある。賞、賞賛、あるいはちょっとした賞与は、その例である。

以上に述べてきた全体を、私たちは「社会化」*sosialisering* と呼ぶ。君は他の人たちと交流するとき責任ある態度をとるべきである。家族と友達は社会化において最も重要であるが、他にも非常に多くの人がいる。君は、学校の中で、楽団やスポーツクラブで、あるいは教会で、また仕事場における全生活を通じて、実際、社会化される。君は社会にある規則や規範を学び、そうして、そこで君が働き生活すべき大人の社会に次第に出会えるようになる。

また、そうして私たちは「政治的問題において何が最も私たちに影響を及ぼすか」と問うことができる。

(五)「コムーネ」

【二人のコムーネ友達】(この項、原文18頁の全訳)

私には、ある中規模のノルウェーの都市に二人の「コムーネ」友達がいる。一人はそのコムーネの従業員で、そこで彼は様々な交通間の技術的問題に関する仕事をしている。彼は、駐車場、一方通行運転、道路及び信号の計画をたてている。彼は計画を立てるとき、専門知識を使う。

一時期前から街のセンターの便利な空き地に新駐車場の計画が立てられ、建築技師と一緒にその建設計画を立てたのが、その友人だった。しかし、その場所を駐車場に使うよう決めたのは彼ではない。

建設の決定は、コムーネ議会で特別多数決で採用された。そこに私のもう一人のコムーネ友達が議席を持っている。彼女は、環境保護名簿の中で選ばれ、決定に反対の票を投じた。彼女はその場所はむしろ公園と幼稚園として使うべきだと考えた。

それがコムーネ議会の問題になる何日も前に、市庁舎で署名運動とデモの両方が行われた。私はその二人の友達と会合し、熱心に議論した。環境保護者たちは、その時、街には新しい駐車場の必要はないから駐車場はセンターから離れたバス・ルートにつくる方がよいと考えた。技術者は、自分は専門家であり、どちらにせよ直ぐに新しい駐車場を得ることが問題を解決すると思うと答えた。小さな通りの駐車は将来やめなければならない。「コムーネ議員は、時には、もう少し専門家の意見を聞いてもよいと思う」と彼はいらいらして言った。

環境保護派の意見は、これは技術的専門の問題として考えるのでは十分ではないということだった。「私たちは草かアスファルトのどちらを望むのか、異なる価値の間で選択しなければならない」。そして、彼女は付け加えた。「その外、あなた自身、専門家であるとしても100%中立ではないわ。あなたは結局、保守党(Høyre 右)の一員よ。」

そしてそれは正しかった。彼は保守党の党员だった。しかし、彼がそれゆえにコムーネの仕事を得たのではない。コムーネに職を求めるときは、どの党に賛成かを言う必要はない。だから問題は、人が自分を中立に保つことをはっきりさせるかどうかである。

二人目のわたしの友人は、もう一つ問題を持っていた。彼女は、あらゆることに注意を払わなければならなかった。というのは、コムーネ議会は、単に交通の提供をすることだけが必要なのではなかった。コムーネは、基礎学校の建設や養護ホーム、保健所、児童福祉及び青年クラブ、映画館及び文化センター、水及び水流供給の運営をも議論しなければならないからである。人間は、どのようにこれらの分野すべての問題解決を追求すべきだろうか。

(六)「政党」(43~)

私たちに政党は必要か。多くの人が政党政治と政治家について嫌悪すべきものとして話す。不明瞭に答え守らない約束をする政治家を批判することは、良い時もあり、浅薄なときもある。しかし、代わりになるものは何か。英国の政治家ウィンストン・チャーチルは、民主主義は悪い国家形態だが、我々がもち得る最善の国家形態だと言った。このことはあらゆる組織について少しは見られるが、しかし、ノルウェーにおいては、政党が政治において役割を果たすべきことは最大限に同意されている。それゆえ、私たちは、今や政治家が君や私のように人間であることに進んで耐えて(heller tåle)ゆこう。

【どのように政党はつくられたか】

ノルウェーは1814年に憲法と国会を持ったが、1869年になって3年毎に数ヶ月、国会議員が集まった。国会のない間は彼らは日常の仕事をしていたので、議員は今日のような職業政治家ではなかった。彼らは政党は持たなかったが、物事を自分たちで判断した。人々 folk が重要な事柄について合意して集団で力を合わせるようになって後、政党が始まった。

政党制度は、国民が国会でどのように票決するかの多くを政府が知るようになっている。

国会議員は、彼ら自身の政党が定めた大きなセットを追求する。もし、すべての議員がこの事案について独立に票決するならば、私たちは多くの政府危機を招くであろう。

1884年以来、私たちは多くのノルウェーの政党を得た。(以下、省略)

政党の成立 (欄外注) 自由党V 1883 保守党H 1884 労働党Ap 1887 中央党Sp 1920
共産党NKP 1923 キリスト教民主党KrF 1933 ナチスNS 1933 - 45 左派社会党SV
1974 進歩党FrP 1977 労働者共産党AKP(m - l) 1973 (Spは1959年まで農民党)

(以上,43頁)

【政党と価値 政党の綱領】(以下、46-47 頁に示された各政党の綱領的文書の抄の全訳 - 北川)

労働党 Arbeiderpartiet 「ノルウェー労働党は、民主主義的社会主義の原則に基づいて政策を立てる。社会主義は、一つの状態ではなく一つの過程である。私たちは、伝統的な自由主義 liberalismen に反対する。それは、自由活動 fritt spill (free play)を市場の力に委ねるからである。しかし、私たちはレーニン主義のモデルをも拒絶する。それは、あらゆる権力を『プロレタリアの独裁 diktatur』 実際にはプロレタリアの上にある独裁に集中するからである。

進歩党 Fremkrittspartiet 「FrP は、自由主義の政党である。私たちは、キリスト教の信条に基づき、ノルウェー憲法、ノルウェーの文化、伝統及び西欧の文化遺産 vestlig kulturar に則っていく。それゆえ、FrP は、例えば、ファシズム、共産主義、国家社会主義(ナチズム)、及び社会主義を目指すような全体主義的、権威主義的国家権力及びイデオロギーのあらゆる形態から離れている。」

保守党 Høyre (右) 「保守党は、キリスト教の文化背景、法治国家及び国民統治に則って政策を立てる。保守主義は、その基礎を人間への信頼に置いている。

保守的政策は、一人ひとりの人間への信頼に基づき、自分自身とその仲間たちに対する応答責任 ansvar の可能性と意志を強める。」

キリスト教民主党 Kristelig Folkeparti 「KrF のあらゆる政治的仕事は、キリスト教の人間観、博愛のメッセージ、奉仕の使命及び行政責任に基づく。

聖書は、人生に対する及び人間間の共同に対する明らかな基礎的基準を与えている。社会は、人の権利が守られて生きることができるように組織されなければならない。

KrF は、あらゆる生活領域と社会領域をキリスト教的展望の中に見る。」

赤色選挙同盟 Rød Valgallianse 「RV は、非教条主義的なマルクス主義の理論と方法を今日の現実に基づいて用いてゆく革命的マルクス主義政党である。」

中央党 Senterpartiet 「中央党は、ノルウェーがキリスト教の基本的価値、そこに約束されたヒューマニズムの価値、及び生きた国民統治に基づいてその未来を打ち立てることを求める。」

自由党 Venstre (左) 「自由党のイデオロギーは、社会的自由主義 sosial-liberalismen である。私たちは、人間に焦点を当て。キリスト教及びヒューマニズムの価値に基づいて私たちの政策を立てる。」

左派社会党 Sosialistisk Venstreparti(社会主義的左) 「SV の目的は、正義と国民統治及び連帯に基づく社会主義的社会をつくることである。社会主義は、連帯と平等との原理にしたがって社会を変える。

マルキシズムは、永久不変の答えを与える一組の教条ではなく、変えられるべき社会を分析するための一つの道具であり、かつ、この変化を助長する一つの優れた着想 inspirasjon である。」

(七)「法律と裁判所」・抄訳

【高等裁判所】Lagmannsretten(この項、全訳)

高等裁判所では、大多数の刑事事件では3人の判事dommereと4人の陪審員meddommereが席に着く。被告が刑を宣告されるには、7人のうち5人以上が有罪と考えなければならない。殺人や強姦のような重大事件では、10人の高等裁判所陪審員による陪審を伴う専門裁判官の裁判が行われる。被告が有罪とされうるためには、陪審員10人のうち7人以上が被告が罪を犯したと確信していなければならない。予期される刑は、3人の常任判事embetsdommerneと、くじ引きで選ばれた4人の陪審員によって決定される。さらに要求される場合は、その事件は最高裁判所に行くことがあり得る。しかしその時は、はじめに最高裁判所上告委員会がその事件を十分重大だと決めなければならない。かつ、最高裁判所は刑を宣告された者を無罪放免する権能を有しない。最高裁判所判事は、訴訟手続きが正しかったか否か、及び裁判官が法律を正しく解釈したか否かだけを判定vurdereできる。なおかつ量刑をも判定できる。その時にはその事件は高等裁判所における新しい扱いにされなければならないこととなって終わり得る。

【争訟審議会】Konfliktråd(この項、全訳)

この数年来、多数の比較的小さな雑な事件が争訟審議会で解決されている。この新しい組織は特に若い法律侵犯者lovbrytere及び初犯の刑事侵犯者のために考えられたものである。事件が裁判所の代わりに争訟審議会で解決される場合、法侵犯者に関して警察の文書には實際上、何も来ない。法侵犯と事件終結との間の時間が短いことも一つの利点である。その外、このことは司法機関rettsapparatetがより大きな犯罪に集中できることをも意味する。

ノルウェーのある町でのこの制度の例を見よう。若い男がこの町で家と庭を持っていた。彼は隣人に対して腹を立てた、というのは隣人の庭のたくさんの樹が日当たりを悪くしたからである。隣人は樹を切るのを拒否した。それである日、男は行動に出て、30の樹を鋸で切り倒した。隣人は直ちに彼を警察に通報し、若い男は尋問に呼び出された。しかし、警察は事件を争訟審議会に送ることを提案し、男は直ちにそれに合意した、というのは彼は警察の文書に載りたくなかったから。争訟審議会で彼は隣人と会い、審議会での彼らの会合は、審議会委員によって指導された。この委員は法律専門家としての教育を受けていないuten juridisk utdanning、地域の人person fra lokalmiljøetである。審議会の要点は、両者が良い解決を見つけることである。ここでは若い男が隣人の代わりに片づけ、木を切り払い、土地の間に垣をつくり、1000 NKOを支払うことで合意ができた。このようなやり方では、事件は裁判事件の全く外にあった。

1991年の法律によって、すべてのコムーネは争訟審議会を持つべきこととなっている。

(八)「法律と裁判所」 - まとめと課題、等

【まとめの質問】(この項、全訳)

- 1) どのような裁判所がノルウェーにあるか？
- 2) どのように刑事事件は進行するか？
- 3) 起訴の権利の放棄とは何か？
- 4) 何のために拘留されるのか？
- 5) 陪審とは何か
- 6) 争訟審議会 konfliktråd の利点は何か？
- 7) 何のために権力 myndighetene (authority, power) は罰するのか？
- 8) どのような犯罪がノルウェーでは最も普通 vanlig (ordinary, usual, common) か？

【メディア課題】(この項、全訳。ただし次頁票との関係で、次項と前後を入れ替え)

学級は3つに分かれる。グループ1はテレビのニュースを見、グループ2はラジオのニュースを聞き、グループ3は新聞を読む。特にそれらの政治的素材 stoffet (matter, stuff , subject)を見なさい。あなたが理解できない言葉を全部メモし、それが何の意味かを探しなさい。

- a) その政治問題は理解すべき重要問題と思われるか。
- b) その政治問題は、重要な位置を占めているか。
- c) その政治的主要人物はその事件 sakene よりも重要か。
- d) 教科書のマスメディアについて他の言葉と概念を知ること。
- e) その問題はあなたが通常注意を払っている問題か。

【討論】(この項、全訳)

- 1) 67頁の一覧表(下記-訳注)は統計年鑑から採られたものである。
 - a) 数の多いもの順に並べ替えよ。
 - b) あなたが重大だと思ふ犯罪の順に並べ替えよ。
- 2) どのような犯罪について、記録されていない事件数が最も多いか。記録された窃盗は女性虐待よりも軽い lettere か。
- 3) 刑罰の理由について討論せよ。
- 4) 交通法規の侵犯はどのように深刻 alvorlig (serious, grave) か。交通法規は、非常に些細な bagatellmessig ことで、その結果、少ししか前進運転させず、赤信号に反して運転し、機内に小さなグラスを持って運転するように、機能することがあり得るか。交通違反は生じる最初から深刻か。

一つの「些細なこと」の理由について、どのように私たちは子どもに対してひとりのドライバーとしての自分を位置づけるか。みんなが生じるであろう結果を知っているにもかかわらず、なぜ交通法規違反が起こるのか。

1999年法律違反記録統計 (Notaker67頁)

Vold mot offentlig tjenestemann	公務員に対する暴力	853
Innbrudd	家宅侵入	4 777
Narkotikaforbrytelser	麻薬犯罪	17 820
Falsk forklaring	虚偽説明	541
Pengefalsk	偽造(特に通貨)	1 483
Dokumentfalsk	文書偽造	2 916
Sedelighetsforbrytelse	性的侵犯	2 988
Forbrytelser mot den personlige frihet	個人の自由侵害	7 175
Forbrytelser mot liv, legeme og helbred	生活身体健康侵害	13 269
Ærekrenkelse	名誉毀損・中傷	897
Underslag	横領	2 184
Utpressing og ran	ゆすり及び強奪	1 964
Bedrageri og utroskap	詐欺及び背信	1 290
Forbrytelse i jeldsforhold	債務に関する犯罪	1 579
Skadeverk	財産の破壊	23 357
Åger og lykkespill	高利貸し等	13
Heleri o.l.	盗品故買等	5 343
Tyveri	窃盗	188 027

北川発表【あとがき】本発表は 2003-2005 年度科研費「ノルウェーの社会科、宗教・道徳教育及び生活指導に関する比較教育的調査研究」の一部である。なおノルウェー教育に関して下記拙稿参照を願う。『ノルウェーの94年・97年初等中等教育改革の概括的調査研究』1999-2001 年度科研費報告書 2002年・全 203 頁。「ノルウェーの高等学校 - 1999年、2000年視察をふまえて」『大手前大学社会文化学部論集』第3号 2003年 1-28 頁。「現代ノルウェー教育制度の国民的背景(1)」同前論集第4号 2004年 1-22 頁。「ノルウェーの憲法及び教育法における教育目的の法定について」(翻訳と解説) 教育学関連 15 学会共同公開シンポジウム準備委員会編集『教育理念・目的の法定化をめぐる国際比較』2004年4月、つなん出版、要点解説 173-175 頁、法規条文翻訳 176-192 頁。

以上

第5章 学習指導要領に基づく高校「政治・経済」の授業・ 教育内容の特徴と課題(ノルウェーとの比較考察)

羽山 健一

はじめに

このたび、ノルウェーの教育制度の調査研究を行っている大手前大学の北川邦一氏より、日本とノルウェーの社会科の教育課程について比較検討をするよう依頼を受け、ノルウェーの高校「社会」の教育課程に触れる機会を得た。これを一読すると、国家的政策意図が強く感じられる特徴あるものであり、これとの比較によって、日本の教育課程の特質が浮かび上がってくるのではないかと興味をもち、依頼をお引き受けすることにした。検討の対象としたのは、ノルウェー教会教育研究省(KUF)が法的拘束力あるカリキュラムとして定めた「後期中等教育 教育課程 社会(1994年版)」[注1]である。

ノルウェーの後期中等教育は16歳から3年間の教育で日本の高等学校にほぼ相当する。また、「社会」というのは日本の「政治・経済」に最も近い科目である。したがって、ここでは、この「後期中等教育 教育課程 社会」と日本の「高等学校学習指導要領 政治・経済」を比較検討する。もちろん、この教育課程にもとづいて現実の授業がどのように展開されているか十分に把握できていないため、今回の検討は教育課程の上での比較にとどまる。また、本稿はノルウェーの教育課程そのものの分析検討を目的とするものではないので、それを簡単に紹介するにとどめる。そのうえで、ノルウェーの教育課程をとおして日本の学習指導要領の課題や問題点を検討することにする。両国の間で、学校制度、国の定める教育課程の性格、教育課程全体のなかでの当該科目の位置づけなど、異なるところが多くあるため、両者を単純に比較することは意味をなさない。しかしそうであるにしても、日本の教育課程の記述を他国のそれと比較することによって、日本の教育課程の特徴や課題をあぶり出すという意義があるように思われる。

1. ノルウェーの教育課程における「社会」の特徴

「社会」は後期中等学校(以下高校)の全学科において、2年生で必修の科目である[注2]。日本における「現代社会」「倫理」「政治・経済」に類似する科目として、この「社会」以外に、普通科では1年生で必修の「経済・情報処理」、3年生で必修の「宗教・倫理」がある。「社会」の授業時数は年間75時間(1単位時間は45分)で、日本の基準でいうとおおよそ2単位に相当する。

(1) 民主主義と「社会」の授業の意義

科目「社会」の教育課程は大きく、「第1章 総則」、「第2章 目標と内容」、「第3章 評価」から構成される。

まず、総則において、この科目と民主主義の関係について述べている。すなわち、「民主主義は、市民の批判的思考、参加および関わり合いの能力に依存している」として、学校が果たすべき課題はその能力を発展させることであると捉え、「社会」の授業の意義は、生徒が「未来を形成することに寄与する」ための知識を獲得することにあるとする。

(2) 目標とする人間像

総則からは、「社会」の教育がめざす人間像が明確に読み取れる。それは、「知識を持ちそれらを使うことのできる人」、「ノルウェー国内において、また国際社会において、未来を信じ起こりうる多くの挑戦に直面する勇気を持つ人」というものである。そこには、国家や社会の形成に積極的に貢献する能力と責任を備えた、活動的で能動的な市民を育成しようとする強い意志が伝わってくる。

文化的意識については、「自分自身の文化的・宗教的ルーツ」について知るとともに（学習要目）「自分とは異なる文化の人々に対する寛容」を学ぶこととしている。そして、「集団と国境を越えた連帯」を求める人間を求めている。このことから、文化的な所属意識を育てるとともに文化的多様性を尊重する精神を養うことによって、社会の求心力を保ちながら全体主義を避けるというバランスをとろうと努力していることが理解できる。

(3) 「社会」の目標

科目「社会」の主要な目標は、生徒が「成人社会で生活し働くときに要求されるであろうものに対する認識を与える」というものである（総則）。この科目の教育内容は大きく5つの項目から構成されるが、すべての項目に共通する目標として、「政治的影響力を獲得する手段を知る」、「民主主義を発展させるための洞察力を持つ」、「批判的思考の能力を発展させる」、「倫理的展望をもって社会問題を評価できる」などの知識、能力を得させることがあげられている（社会の共通目標）。

この科目を構成している項目は、政治制度、産業・労働生活、家庭・地域生活、文化意識、国際社会、の5つである。それぞれの項目ごとの目標は次のとおりである。

目標 ノルウェー政治の構造と機能についての知識を持ち、どのようにその発展に影響力を及ぼすことができるかを知る

目標 ノルウェーの産業と労働生活についての知識を持ち、どのように職がつくられるかを知る

目標 他人と家族を築くこと、社会に参加することに関する課題と責任について論ずることができる

目標 共同体における宗教や倫理の重要性を理解し、異なる文化や宗教についての知識を得る

目標 国際貿易、資源配分、地球環境問題、平和の脅威について知る

これらの項目は、一定の学問的分野を大枠として定めたものではなく、かなり限定された学習内容を具体的に列挙したものである。したがって、実際に教える教師にとっては、この科目で何を教えるべきかが具体的に明確にされているため、教授のうえでの自由度は狭いといえる。また、国家が教育内容を強く拘束し、教育活動が中央集権的に行われていることがうかがわれる。

(4) 学習内容の特徴 - - 課題達成型、実践的・実用的教育

それぞれの項目ごとの目標のあとには、そこで扱うべき内容が「学習要目」として記述されている。それによると、この科目が極めて実践的、実用的な知識能力を重視していることが分かる。たとえば、「どのようにして政治的影響力を獲得するか」、「どのように企業を起こすか」、「どのように家庭を築くか」という課題に対して、制度的、法律的、倫理的な側面から知識や能力を持たせ、その課題を達成することができるようにする教育を行うこととしている。知識を単に暗記するものとしてではなく、現実に活用し、生活の向上に役立てる実践的・実用的なものとして位置づけている点が特徴的である。

日本においても、1955年までの学習指導要領ではこれと同様の特徴がみられた。すなわち、「われわれは民主主義を、どのように発展させてきたか」「われわれは、どのようにして世界の平和を守るか」等の単元が例示され（「一般社会科」）、実生活のなかで直面する問題を取りあげて、問題解決学習を中心とする経験主義的な教育課程が「試案」として編成されていた。

(5) 学習内容の注目点

この学習要目には、日本のものに比べて、さまざまな注目すべき学習内容が含まれている。まず、政治制度の項目において「政党の政策に通暁する」ことがあげられている。政党政治のもとで、各政党の政策を理解していることは必要不可欠のことであるが、日本では、授業で各政党の政策を具体的に学ぶことはほとんどない。

次に、産業及び労働生活の項目において「労働組合及び労働協約の機能について記述できる」ことがあげられている。このことは、労働組合が重要な機能をはたしており、将来の労働生活に入っていくにおいてその知識が欠かせないという認識を示している。日本では教科書に労働組合の記述はあるが、学習指導要領にはこの言葉は現れない。

その他にも、「同棲、同性伴侶、離婚」に関する法規、「故国を逃れる人」「難民」に関する国家及び国際社会の関与についての知識を持つこと等の学習内容があげられている。これは現実にこれらの社会問題が生起していることを意味しており、それに対応するための準備をさせようとするものであ

ろう。これらの社会問題のなかには、日本においても教育内容として取りあげるべきものが含まれている。

また、民主主義を脅かすような「排外主義」や「人種差別主義」については、これと「戦うことができること」と記されている。ここには、民主主義を維持発展させるための実践的能力を育成しようとする強い政策的意図が感じられる。

(6) 評価

評価の目的は「教育を国の基準に従わせ、すべての者に満足で平等な教育の供与を確保する」ことである。評価は、生徒が教育課程に定められた目標をどの程度、達成したかを示すものである。総合評点は、プロジェクト学習、集団学習、学級発表および筆記試験の点をもとに付けられる。

(7) プロジェクト学習

プロジェクト学習とは、生徒が一つの問題領域や現実的課題を設定し、その具体的結論や実践的解決をめざして行われる学習形態である。プロジェクト学習の計画、実施および評価は、生徒と教員との綿密な協同のなかですすめられ、生徒の自発的学習や探求活動が促される。

この科目「社会」では、生徒は一つ以上のプロジェクト学習を遂行しなければならない。プロジェクト学習のテーマや問題設定は、科目の枠内で選ばれる。プロジェクト学習の評価は、生徒の自立的思考、批判的思考の習熟および能力を優先して行われる。このようにプロジェクト学習は各科目の中に組み込まれて実施されるが、プロジェクト学習のうち少なくとも一つは科目横断的でない。

日本において新しく導入された「総合学習の時間」は、このプロジェクト学習にその性格が似ているが、各科目の中で実施されるものではなく、各教科から独立した特別な時間として設定されたものである。したがって、学習の大部分を占める教科学習にはプロジェクト学習的な要素が多いとはいえない。

2. 日本の学習指導要領における「政治・経済」

(1) 学習指導要領の改訂

高等学校の学習指導要領は1999年に改訂され、2003年4月から年次進行により段階的に適用されている。ここでは、新学習指導要領の「政治・経済」の記述を検討の対象とする。学習指導要領の改訂は教育課程審議会の答申に基づいて行われるのが慣例となっているので、まず、同審議会答

申〔注3〕から「政治・経済」に関わる改訂の特徴をみておく。

同答申は、2002年度から実施する完全学校週5日制を円滑に実施するために、教育内容を大幅削減するとともに、「学校裁量の時間」（ゆとりの時間）を正式に廃止し「総合的な学習の時間」を創設することを提起した。そして同答申は「改善のねらい」の一つとして「自ら学び、自ら考える力を育成すること」をあげ、次のように述べる。

多くの知識を教え込むことになりがちであった教育の基調を転換し、・・・知的好奇心・探究心をもって、自ら学ぶ意欲や主体的に学ぶ力を身に付けるとともに、試行錯誤をしながら、自らの力で論理的に考え判断する力、自分の考えや思いを的確に表現する力、問題を発見し解決する能力を育成し、創造性の基礎を培い、社会の変化に主体的に対応し行動できるようにすることを重視した教育活動を積極的に展開していく必要がある。また、知識と生活との結び付き、知の総合化の視点を重視し、各教科等で得た知識・技能等が生活において生かされ、総合的に働くようにすることに留意した指導も重要であると考え。

つまり、主体的に学ぶ力、論理的思考力、判断力、表現力、問題解決能力、社会の変化に対応する能力の育成を重視するべきであると述べている。これをうけて、「社会、地理歴史、公民」の「改善の基本方針」の箇所では次のように述べる。

（ア）小学校、中学校及び高等学校を通じて、日本や世界の諸事象に関心をもって多面的に考察し、公正に判断する能力や態度、我が国の国土や歴史に対する理解と愛情、国際協力・国際協調の精神など、日本人としての自覚をもち、国際社会の中で主体的に生きる資質や能力を育成することを重視して内容の改善を図る。

（イ）児童生徒の発達段階を踏まえ、各学校段階の特色を一層明確にして内容の重点化を図る。また、網羅的で知識偏重の学習にならないようにするとともに、社会の変化に自ら対応する能力や態度を育成する観点から、基礎的・基本的な内容に厳選し、学び方や調べ方の学習、作業的、体験的な学習や問題解決的な学習など児童生徒の主体的な学習を一層重視する。

「知識を教え込む教育」から「自ら考える学習」へと大きく転換していくという答申の方針が、新学習指導要領によって容易に実現されるとは考えられない。網羅的知識偏重の教育から、思考力、判断力、表現力等を育成する教育へと転換するという改訂の視点は重要である。しかし、思考力、判断力、表現力の育成には多くの知識の理解が不可欠であることを忘れてはならない。生徒が十分な知識を持たずに思考、判断、表現しようとするれば、独断に陥る危険性があり、また、教師が生徒を一定の方向に誘導してしまう結果を招く危険性もある。

また、学び方や調べ方の学習や、作業的、体験的な学習を取り入れることが必要であるにしても、それにかかる所要時間を考えると、その導入は部分的にならざるをえない。

(2) 目標の特徴

「政治・経済」の学習指導要領は、「1 目標」、「2 内容」、「3 内容の取扱い」から構成される。その目標は次のとおりきわめて簡単なものである。

「広い視野に立って、民主主義の本質に関する理解を深めさせ、現代における政治、経済、国際関係などについて客観的に理解させるとともに、それらに関する諸課題について主体的に考察させ、公正な判断力を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。」

この記述の大半は「民主主義」「政治、経済、国際関係」などと、科目の内容を並べて、それに「客観的」「公正な」などの当たり前の修飾語がかぶせているだけの（無意味な）もので、目標としてはよいうするに「良識ある公民として必要な能力と態度を育てる」ということに尽きる。この表現は公民科に属する「現代社会」「倫理」のそれと同じものである。また、この表現は教育基本法第8条第1項の「良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。」という規定を受けたものであると考えられる。教育基本法の前文には「民主的で文化的な国家」の実現は「教育の力にまつべきものである」という理念が掲げられているが、「政治・経済」の目標には特にこのことは触れられていない。

(3) 内容の構成

「政治・経済」の内容は、現代の政治（民主主義の基本原則と日本国憲法、現代の国際政治）、現代の経済（経済社会の変容と現代経済の仕組み、国民経済と国際経済）、現代社会の諸課題（現代日本の政治や経済の諸課題、国際社会の政治や経済の諸課題）に分類されている。

についての記述は、教えるべき事項を列挙したというより、教えるべき分野を示したもので、体系的、網羅的な指定である。は、今回の改訂で新しく盛り込まれたもので、日本の課題（9項目）と国際社会の課題（6項目）のそれぞれにおいて「課題を選択して追究させること」と規定されている。

各項目の名称は体系的分類に基づいたものであり、1955年までにあった「われわれはどのようにして世界の平和を守るか」というような課題提起的な単元の名称を用いていない。そして科目の内容についての学習指導要領の記述は全体としてかなり大綱的、網羅的であり、その説明部分についても、「必要な能力を育てる」「望ましい政治の在り方について考察させる」「望ましい解決の在り方を考察させる」「適切に表現する能力を育てる」という記述にみるように、特定の理論や観念を教育するよう指示するものではない。したがって、教師が学習指導要領に沿って授業をすすめるにおいて、広範な裁量の余地が残されていると考えられる。

とはいえ、学習指導要領に独自の解釈や価値判断がまったくないわけではない。歴史的にみて、学

習指導要領は政府の教育内容政策を色濃く反映しているからである。政府の教育内容政策について、これまでの学習指導要領の変遷過程や教科書検定における検定意見などから、次のような傾向が読みとることができる。 国民主権よりも象徴天皇を重視、 基本的人権よりも公共の福祉を重視、 平和主義よりも国防・安全保障を重視、 権利の主張よりも責任の自覚を重視、 政治は代表者による議会政治。現在の学習指導要領もこれらの視点から検討する必要がある〔注4〕

（４）議会制民主主義の強調

民主政治の学習に関して、「議会制民主主義を尊重し擁護することの意義を理解させる」「議会制民主主義について理解させ、民主政治の本質・・・について探求させる」と記述されており、議会制民主主義に重点が置かれていることが分かる。現在の政治制度において議会制民主主義が基本とされていることは論をまたないが、これが強調されるところに一定の価値判断が埋め込まれているように思えてならない。それは議会制民主主義が民主主義の本質であると捉え、主権者である国民の意志は国民の代表者である議会によって決定されるものであるから、国民が直接に意思表示することを抑制し、議会で決定したことに異議を唱えることを認めないとする立場である。また、それは、選挙を行い代表者を選出した後は、国民は政治を代表者に「おまかせ」し、政治に口を挟まないで見ているだけという「おまかせ民主主義」、「観客民主主義」の立場ともいえよう。

政府を初めとする政官財の人たちがこの立場をとることは、2000年1月23日に行われた徳島市の住民投票をめぐる発言からも明らかになった。これは建設省の可動堰建設計画の是非を問うものであったが、その結果は反対派が90%と圧倒的であった。投票結果が出てからも、当時の小淵恵三首相は「建設相が判断することであり、投票結果によって中止するとは聞いていない」と述べ、森喜朗自民党幹事長は「なんでも住民投票で決めるのなら議会はいらなくなってしまう」と発言している。当の中山正暉建設相は「住民投票は民主主義の誤作動だ」と発言し、氏が民主主義の本質を理解していないことを露呈しひんしゅくを買った。圧倒的多数の住民の声を無視することが民主主義であるなどとは到底いえない。

（５）体制順応型人間の育成

学習指導要領は、社会の形成者あるいは主権者としてどのような人間像を描いているのであろうか。「政治・経済」の目標には、「良識ある公民として必要な能力と態度を育てる」とある。「公民として必要な能力と態度」という表現は抽象的で、その具体的な意味を理解しかねるが、『高等学校学習指導要領解説・公民編』（以下『指導要領の解説』）によると、「自らの個性を発揮、伸長しつつ、文化と福祉の向上、発展に貢献する能力と、国家・社会の一員として平和で民主的な社会生活の実現、推進

に向けて主体的に参加、協力する態度」を意味しているようである〔注 5〕。主権者に関しては、「望ましい政治の在り方及び主権者として参政の在り方について考察させる」(内容)、「主権者としての政治に対する関心を高める」(内容の取扱い)という記述がある。これだけでは学習指導要領のめざす人間像は明らかにならないが、以上の記述を総合すると「政治について、客観的な理解と高い関心、公正な判断力を持ち、国家・社会の形成に主体的に参加、協力する態度を備えた人間」ということになる。

これらは至極当然のことであるが、いま一つ充分とは考えられない。ノルウェーの教育課程にみる「政治の発展に影響力を及ぼす」「民主主義を維持、発展させる」「未来の形成に寄与する」という表現と比べれば、その違いが浮かび上がってくるであろう。つまり、学習指導要領は「体制に適應できる人間」に重点をおいているのであり、「より望ましい新しい社会をつくる能動的な人間」という視点が希薄なのである。

「良識ある公民」という言葉は、教育基本法第 8 条第 1 項の規定を踏まえて用いられたものであるが、この言葉の意義について、同法制定当時の有権解釈ともいえる教育法令研究会『教育基本法の解説』は次のように説明する。「公民というには社会団体の単なる消極的な一員でなく、積極的にみずから社会団体を形成してゆく、社会団体の運命はみずからが荷っているのだという自覚をもった者でなくてはならない」〔注 6〕。残念ながら、こうした公民観は学習指導要領には受けつがれていない。

(6) 批判力の育成

学習指導要領には「公正な判断力を養い」という表現はあるが、「批判的思考の能力」ないし「批判力」という言葉は現れない。見事に、「批判」という言葉はいっさい使用されていないのである。

現実の政治に対する健全な批判力は、主権者として民主政治の発展のために必要な能力であることは多言を要しないところであるが、さしあたり、前掲の『教育基本法の解説』では、同法第 8 条の「良識ある公民たるに必要な政治的教養」の一つとして、「現実の政治の理解力、及びこれに対する公正な批判力」をあげている〔注 7〕。また、学校教育法 4 2 条にも高校教育の目標の一つとして「社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、個性の確立に努めること」が挙げられている。

学習指導要領において「批判力」という言葉が意図的に忌避されたのか、あるいは偶然に用いられていないのかは問題ではない。いずれにしても、このことは、文部科学省の体質を如実に物語るものであるといえよう。それは、現政権に対する批判を嫌悪する体質である。

前述の、目標とする人間像について表現や、「批判力」という用語についての問題は、単に表現の問題にとどまらない。これは、学習指導要領には「現体制を発展・変革する」という視点が希薄で、「現体制に適應させる」という視点が中心となっていることを示すものなのである。

(7) 実践的な能力

政治的教養は単なる知識として覚えるものではなく、実践する能力に方向づけられて総合的に身に付けるものでなければならない[注8] また、良識ある公民とは、選挙権を行使するだけでなく、自分の政治的見解を主張する手段や方法を知り、表現する能力を持っていなければならない。さらに、自分の権利が侵害された場合にそれを排除する手段と方法を知らなければならない。

ところが、学習指導要領にはこうした実践的、実用的な知識・能力を育成することを重視する姿勢はみられない[注9]

この点につき、ノルウェーの「社会」の教育課程には「政治的影響力を獲得する手段を知る」「人種差別主義と戦うことができる」などの定めがあり、実践的知識・能力を重視していることが分かる。

(8) 経済分野の問題点

経済の学習について、学習指導要領は「マクロ経済の観点を中心に扱うこと」(内容の取扱い)とし、また、「経済活動の在り方と福祉の向上との関連を考察させる。」(内容)と定めている。

マクロ経済の観点を中心に扱うのは、『指導要領の解説』によれば、中学校社会科における経済学習がミクロの視点から構成されているのを踏まえたものと説明されている。しかし、経済の学習においては、国民経済全体の視点よりも生活者の視点から経済をとらえるアプローチを重視するべきであると考えられる。そうしてこそ、より実践的で実用的な授業が可能になる。実生活の中で直面する経済問題は数多く存在し、そこで要求される知識や能力の学習が必要であるとすれば、それは生活者の視点から行われなければならない。

国民経済と福祉の関係について、「その関連を考察させる」とあるので、様々な観点からこれを取り扱うことも可能であるが、そもそも、こうした組み合わせ方自体が、「国民経済の発展が、個人の幸せや経済生活の向上をもたらすのだから、日本経済を発展させようとする意欲や態度を養うことが重要である」という立場を導きやすく、結局、個人の経済生活の向上よりも国民経済の発展を優先させ、資本へ個人を服従させようとするものとなる。

(9) 現代社会の諸課題

さきに見たように、「現代社会の諸課題」の学習は、日本の課題(9項目)と国際社会の課題(6項目)として列挙されたものの中から、それぞれ選択して、その望ましい解決の在り方を考察させるというものである。列挙された諸課題は次のようなものである。

ア 現代日本の政治や経済の諸課題

大きな政府と小さな政府、少子高齢社会と社会保障、住民生活と地方自治、情報化の進展と市民生活、

労使関係と労働市場、産業構造の変化と中小企業、消費者問題と消費者保護、公害防止と環境保全、農業と食料問題などについて、

イ 国際社会の政治や経済の諸課題

地球環境問題、核兵器と軍縮、国際経済格差の是正と国際協力、経済摩擦と外交、人種・民族問題、国際社会における日本の立場と役割などについて、

この学習指導要領の規定は諸課題の例示というよりは、限定列挙に近いものとなっている。なぜなら、教科書は列挙された課題のすべてを掲載せざるをえず、それ以外の課題を掲載する余裕がなくなっているからである。また、これまで各社ごとに工夫された学習テーマ設定を競ってきた資料集（補助教材）も学習指導要領にしたがい画一化してしまっている。当然、大学入試問題もこれらの課題の中から出題されることになる。「課題を選択して追求させる」といえば、学習の多様性が広がったように理解されるむきもあるが、実際には、画一化したなかで限定された選択肢が残されているにすぎない。

その具体的な諸課題のテーマを見ると、注意深く論争的なテーマは避けられており、偏向教育になりにくい題材が選ばれて、さらに『指導要領の解説』においてその取扱い方法が説明されている。そのため、たとえば「自衛隊と憲法9条」、「労働者保護と規制緩和」という類のテーマは見あたらない。このようにして教科書や資料集が画一化されてくると、文部科学省によって、授業で扱うよう指示され公認された課題だけが「現代社会の課題」として学習されるようになるであろう。

【注】[1] Ministry of Education, Research and Church Affairs, Curriculum for Upper Secondary Education

Civics, oslo September 1994

[2] 北川邦一「ノルウェーの高等学校 1999年、2000年視察を踏まえて」『大手前大学社会文化学部論集』第3号 2003年3月

[3] 教育課程審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について」(平成10年7月29日)

[4] 学習指導要領には「戦争放棄」や「平和主義」の言葉は用いられていない。それにかわって「我が国の防衛を含む安全保障」という表現は使われている。

[5] 文部省『高等学校学習指導要領解説・公民編』1999年12月

[6] 教育法令研究会『教育基本法の解説』113頁(1947年)

[7] 教育法令研究会『教育基本法の解説』(1947年)。教育基本法第8条の良識ある公民の「『良識ある』というのは単なる常識をもつ以上に『十分な知識をもち、健全な批判力を備えた』ということである。」(113頁)。「良識ある公民たるに必要な政治的教養にはいかなる

ものがあるであろうか。第一に民主政治、政党、憲法、地方自治等、現代民主政治上の各種の制度についての知識、第二に現実の政治の理解力、及びこれに対する公正な批判力、第三に民主国家の公民として必要な政治道徳及び政治的信念などがあるであろう。」(114頁)

[8] 森英樹「政治教育」永井憲一編『基本法コンメンタール 教育関係法』別冊法学セミナー 115号56頁(1992年)

[9] 単純に第三者に伝えるという意味での表現力については、内容の取扱いの項目に次のような記述がある。「政治や経済について考察した過程や結果について適切に表現する能力と態度を育てるようにすること。」

資料源：<http://osaka.cool.ne.jp/kohoken/lib/khk212a1.htm>。 200402KHK212A1L0376CH

TITLE: 学習指導要領に基づく高校「政治・経済」の授業・教育内容の特徴と課題(その1)

AUTHOR: 羽山健一 SOURCE: 大阪教法研ニュース第212号(2004年2月)。

WORDS: 全40字×381行。

北川付記

筆者は、本・科研費研究の一環として、2004年1月17日、大手前大学社会文化学部北川研究室で日本とノルウェーの社会科関係科目教育の比較研究会を主宰し、高等学校教諭、中学校教諭に御参加頂いた。本稿は、この日、羽山健一さんがプリント・アウトした要旨に基づいて発表され、同氏が自ら主催しておられる「大阪教育法研究会」のインターネット記事として入力・掲載されたものである。同氏の許諾を得てここに転載した。章題目の副題は北川が補足した。

また、同年2月21日にも北川研究室で研究会を主宰し、松村光庸さんのご報告を頂いて歴史教育の比較研究をした。両研究会には、羽山さんの外、杉山雅さん、岩本賢治さんも御参加下さった。

ここに感謝の意を表します。

第6章 高校社会科学関係3領域教育課程（翻訳）

翻訳まえがき

以下に、ノルウェーの高等学校において2005/2006年度現行の「社会科」、「宗教及び倫理」、「旧時代史・新時代史」の3つの領域の教育課程の邦訳を掲載する。

(1) 訳語（*fag*：科目、*læreplan*：教育課程）

翻訳に際しては、訳語の問題がある。まず、ノルウェー語の *fag* は日本語では、教育に関連深い意味に限っても、「科目」ないし「学科」、「職業」、「専門（職）」、「専攻」、「分野」など相当多様な語に当たる意味を有する語である。本書でその教育課程 *læreplan* を訳出するものうち、「社会科」*samfunnslære* と「宗教及び倫理」*religion og etikk*、それぞれ学習領域の修得単位及びその成績評価の単位として扱われている。その意味で、日本の高校の「科目」の語を当てて良いと考えられる(注1)。

他方、「旧時代史・新時代史」'*Eldre historie* , *Nyere Historie* 'の教育課程 *læreplan* (単数未知形) に関しては、原文の表紙題目では *Eldre historie* (「旧時代史」) と *Nyere Historie* (「新時代史」) がこの順に上下2行で並列する形で記されている。また、この記述内容の冒頭では、この教育課程 *læreplanen* (*læreplan* の単数・既知形) は、旧時代史と新時代史の両 *fagene* (*fag* の複数・既知形) に適用すると記されている(注2)。さらに、訳出のとおり、「旧時代史」、「新時代史」のそれぞれが学習領域の修得単位及びその成績評価の単位として扱われているので、これらそれぞれを「科目」と考えて良い。

本訳出の標題で「3領域」としたのは、このように訳出内容が「3科目」ではなく「4科目」だからである。

次に、*læreplan* の訳語の問題がある。この語は字義通りの直訳では「教育計画」であるが、本報告書では、「教育課程」と訳した。

それについては、一つには、訳出する3領域のそれぞれは、その文書内記述において単数・既知形の *læreplanen* で表現されていることが関係している。そして、3つの各 *læreplan* はその他と合わせて「一つの教育課程」*én læreplanen* の部分として位置づけられるという記述もある。

もう一つは、「教育課程」の語は、本来的には「教師や学校が教えそれを受けて生徒が学ぶ教育・学習課題の内容と方法を配列し順序づけた教育と学習の行程」の「計画」、「予定」などの意味だと考えられる(注3)。計画や予定などである以上、一義的に確固不動の内容を決め得るものではない。この「計画」には、公教育制度の組織・編制に当たって国や地方公共団体が計画する、教育的学問の見地から教育者・研究者やその集団・団体が考案・計画する、各学校や学校集団が計画するなど、いくつかの位相・レベルがあり得る(注4)。

以下に訳出する社会科、宗教及び倫理、旧時代史、新時代史に限って言えば「教科課程」とした方が的確

かもしれないが、ノルウェー語、日本語の両語の意味・用法・語感等を総合考慮して、*læreplan* に「教育課程」の訳語を当てる次第である。

(2) ノルウェーの後期中等教育制度

つぎに、ノルウェーの高校に多数ある社会科関連領域・科目の中でなぜ、この3領域4科目に絞ったかに関して、その前提として、この国の後期中等教育制度について最小限の説明をしておく。

この国では、1994年の改革 *Reform94* によって、6歳-16歳の義務制基礎学校修了後、希望者は高等学校の第1学年に設けられた基礎課程 *grunnkurs* (GK) に入学する。GKには、13の学習コース *studieretning* (注5) が設けられ、申請した第3志望までのコースの中のどれかには必ず入学でき、その後その上に設けられた上級課程 *Videregående kurs* と合わせて「3年間の全日制の後期中等教育を受ける権利」が認められている(注6)。

2005/2006年度現在では、GKは次の15コース(*fag* 専攻、分野、学科、科目)となっている。普通、経済及び管理、建築、電気、造形、保健及び福祉、ホテル及び食料、体育、化学加工、メディア及びコミュニケーション、機械、音楽、舞踊及び演劇、自然利用(農業・土木・水産など)、販売及びサービス、建築関連技術、木工業。(この内、 が後に追加されたコース)

基本的には、このうち、 の3コースが高等教育機関への進学資格取得コースであり、残りは職業資格取得コースである。高校第2学年の上級第1課程 *Videregående* (VK)及び高校第3学年以降の上級第2課程 VK への進級に際して、コースはさらに細分化する。後期中等教育修了で取得し得る職業資格は約200種にわたる。職業コースの VK は、原則としては、企業内での職業見習い実習と理論学習とを概ね半々に含むので2年かかる。したがって後期中等教育修了には都合4年かかる。前記の「3年間の全日制の後期中等教育を受ける権利」には、職業コースの VK の2年間の内の半分が「後期中等教育」という意味が含まれている。なお、見習い実習には月給が支給され、その VK 期間の2年間合計は、そのコースで取得見込み資格の職に就いた場合の初年度給1年分に相当する金額となっている(全国的労使協約による)。

もう一步詳述すると、GKの普通・経済管理コースは、高校2年次の VK では普通コースと经济管理コースに分かれ、後者には進学しないで受付やレジ係の資格を取得し就職を目指すコースも用意されている。また、一旦職業コースの VK に入った生徒も、一定の共通一般科目単位を修得すれば高等教育進学資格を取得できる(注7)。また、職業コースの VK も、時代変化に応じた新規業種の場合、旧来の業種でも見習い企業が無い場合、その他や特殊な場合は、高等学校での1年間で修了する場合がある。さらに、職業コースでも高等教育機関に進学するコースもある(注8)。

(3) 「社会科」「宗教及び倫理」「旧時代史・新時代史」

以上のようなことから、ノルウェーの高校において、「社会」に関連する「科目」*fag*には、「地理」*geografi* は勿論、ほかにも多数ある。例えば、「普通及び経済・管理」コースの「専門コース科目」*Studieretningsfag*には、科目として、「企業経済」*Bedriftsøkonomi*、「政治思想史」*Politisk idéhistorie*、「法学」*Rettslære* 等がある(注9)。本報告書では、日本との比較教育的観点から最も基本的と思われる3領域 *fag* の教育課程 *læreplan* を訳出した。これらは、当時国の教育所轄庁であった教会教育研究省 *Kirke-, utdannings- og*

forskningsdepartementet が定めた教育課程の国家基準である(注 10)。

このうち、「社会科」*samfunnslære* は、すべてのコースの高校生が学ぶこととされている週 2 コマの通年科目である。ノルウェーの高校の 1 授業時限単位は 45 分で 1 学年は 38 週であり、「社会科」は日本流に言えば概ね 2 単位である(「単位」数について以下この計算による)。「宗教及び倫理」*religion og etikk* は、上記の進学向きの 3 つの GK を選んだ生徒がその上級の VK で課される 3 単位科目である。既述のように「旧時代史・新時代史」領域の教育課程は一つの文書で示されているが、「旧時代史」と「新時代史」の 2 科目から成っている。内「旧時代史」は GK で コースを選んだ生徒が VK で進学コースに進んだ場合の必修 3 単位科目、「新時代史」は進学向き 3 コース GK 生徒が各上級 VK で必修する 4 単位科目である(注 11)。

(4) 2006/2007 学年度教育課程改革

前回 1999-2001 年度及び今回 2003-2005 年度の科研費補助研究で 1994 年後期中等教育改革 *Reform94*、1997 年基礎学校(初等及び前記中等教育)改革 *Reform97* を経たノルウェーの初等中等教育を調査研究してきたが、2006 年 3 月現在、ノルウェーでは 2006/2007 年度からの初等中等教育課程の全面的改革が準備されている。本報告書別稿でも述べているように、教育課程改革は、最終的には教育省 *Kunnskapsdepartementet (KD)* の管轄下で、その初等中等教育の研究・管理運営の大部分の権限を担う機関として設置されている「教育管理庁」*Utdanningsdirektoratet* の主導で進められている。2006 年 3 月現在、教育管理庁が決定したとして示している新教育課程に関するいくつかの文書を挙げてみると次のようである。

新 KRL の教育課程 *Ny læreplan for KRL* (05.8.3。以下、括弧内数字は西暦下 2 桁決定年.月.日。)

基礎学校及び後期中等教育の教育課程の移行措置 *Fastsatte læreplaner i en midlertidig trykt utgave* (05.10.3)

知識向上のための新教育課程 *Nye læreplaner for Kunnskapsløftet* (06.3.9)

これらと並んで、2006 年 3 月 17 日、教育省は高等学校社会科関係科目の歴史 *Historie*、地理 *Geografi*、宗教及び倫理 *Religion og etikk*、社会科 *Samfunnsgag* 4 領域の新教育課程をまとめて決定している。比較教育学的観点からは、新教育課程の検討が当然求められるが、その内容を本報告書に記す時間の余裕はない。

本報告書における 2005/2006 年現在の教育課程の訳出は、新教育課程を擁する 2006/2007 年度以降のノルウェーと日本との教育比較研究の基礎となると考える。

注

(注 1)なお、*fag* は、後期中等教育において資格・職業等の「分野」「専門」などと訳すべき場合もある。

(注 2)ノルウェー語の「既知形」は、英語ならばその語が定冠詞を伴う場合の意味のとき用いられる。

(注 3)広く知られているように、日本で、学習指導要領に「各学校においては……教育課程を編成する」との規定がある。以下の記述は、この規定の背景にある教育課程編成における学校の自律性を軽視する趣旨に出るものではない。

(注 4)関連して、柴田義松「教育課程の 3 層構造」・『教育課程』(2000 年、有斐閣) 117-119 頁、参照。なお教育に関する計画の中で、各教員が「当該年度の授業計画要項 = シラバス」や 1 コマ ~ 数コマの「授

業計画」を「教育課程」に含めるのは日本の従来用語に馴染まないものとして、区別しておきたい。

(注 5) *studieretning* は字義通りでは「学習方向」である。後掲文献・北川「ノルウェーの高等学校」では「学科」と訳したが、それではやや固定的な感じがする。「学習コース」あるいは単に「コース」とする方が勝ると考えるに至った。

(注 6) 「基礎学校及び後期中等教育に関する法律・1998年7月7日制定・法律第61号(略称:「教育法」)
LOV 1998-07-17 nr 61: Lov om grunnskolen og den vidaregåande opplæringa (opplæringslova) § 3-1.

(注 7) その際、場合によっては修了に1年余計かかるが、4年間までは教育を受ける権利が保障されている。

(注 8) このように、ノルウェーの後期中等教育制度とその運用は、極めて実践的で柔軟である。それについては、拙稿「ノルウェーの高等学校」で制度の基本と9校の高校訪問調査を踏まえた実態をかなり詳細に述べた。なお、本報告書の別稿での2005年9月の教育管理庁での聞き取りノートに記すように、2006/2007年度からの教育課程改革では後期中等教育のコース数の削減・統合も行われる。

(注 9) ここに挙げた3科目は高校の科目と考えると程度が高いようにも思われるが、ノルウェーの高等学校第3学年生は、日本より就学年も暦年齢も1年多いことなどもあるので、単純直接には比較し難い。

(注 10) ノルウェーでは、中央政府が事実上の拘束力を有する教育課程を決定している。これは、「地方自治体及び学校に50%くらい」などの説明のように、地方、学校に相当の自由度を認め、決定に先だって教育界・各界からのヒアリングをかなり丁寧に行っていることなどもあってか、中央政府が教科内容に相当程度踏み込んだ教育内容の基準を定めていること自体に教育界から異論が出ていることは未だ見聞していない。

(注 11) 下記北川文献(2)8頁表1中「体育科」VK の Religion/etikk の単位数「3」は誤記。正しくは「0」

資料源URL(2006年3月26日、現在)

教育管理庁 utdanningsdirektoratet の URL : <http://bestilling.utdanningsdirektoratet.no/>

ノルウェー政府及び各省情報の公式 URL : <http://odin.dep.no/odin/norsk/bn.html>

これらを通じてかなりの英文情報が入手できる。

参考文献

(1) 北川邦一『ノルウェーの94年・97年初等中等教育改革の概括的調査研究』(1999-2001年度科学研究費補助金 基盤C(2)課題番号11610298・研究成果報告書) 2002年4月、全317頁。

(2) 北川邦一・本報告書第3章「ノルウェーの高等学校 1999年、2000年視察を踏まえて 」。初出:『大手前大学社会文化学部論集』第3号(2003年3月)1-28頁。

(ア) 社会科 (翻訳)

後期中等教育課程

社会科

上級第 課程

全学科共通一般科目

教会教育研究省

1994 年 9 月 オスロ

北川邦一翻訳 2006 年 3 月 27 日

原典

Kirke-, utdannings- og forskningsdepartementet, *Læreplan for videregående opplæring Samfunnslære*

Videregående kurs I Felles allment fag for alle studieretninger, Oslo, september 1994

資料源 (2006.3.20 現在)

http://www.utdanningsdirektoratet.no/upload/larerplaner/Felles%20allmenne%20fag/lareplan_samfunnslare.rtf

序言

この後期中等教育教育課程指導書 læreplanverket for videregående opplæring は、下記の下でのすべての後期中等教育に適用される。

- ・ 後期中等教育に関する法律 lov om videregående opplæring
- ・ 労働における専門教育に関する法律 lov om fagopplæring i arbeidslivet

この教育課程指導書は次の二つの部分で構成される。

1. 基礎学校、後期中等教育及び成人教育のための教育課程 一般編。一般編は、基礎学校及び後期中等教育における総体的活動の上位目標 overordnede mål 及び指針（ガイドライン）retningslinje を与える。
2. 後期中等教育の教育課程 læreplaner*

（* læreplaner は læreplan の複数未知形（どれと特定しない名詞の複数形）。læreplan を字義通りに訳すと「教育計画」である。ノルウェーでは、国が定める学校の教育課程及びその部分としての各科目の教科の課程の基準の意味で用いられている。本報告書ではそれらを含めて「教育課程」と訳しておく。 - 北川訳注）

この教育課程は、共通一般科目・社会科に適用する。

この教育課程は、多様な教育過程 opplæringsløp のための諸教育課程の一部に含まれるものである。全過程のための教育課程が用意されたときには、個々の教育課程は、各過程に対する一つの教育課程へと併せて位置づけられる。このことは、この教育課程の適用においても同様である。それゆえ、各教育課程において互いに重複する要素があるならば、それも評価される。言語的転移は決定的教育課程が用意されるときに実施されるであろう。後期中等教育に関する教育提供の展望及びその他の情報は、別に公刊されるであろう。

省は、学校が 1994 年 8 月 1 日から 5 年の移行期間内に教育における情報技術を利用できる必要な設備を得ることを期待する。

この教育課程は、各学科の教育過程のための最終的教育課程が定められるまで暫時的に定められるものである。（現実には 2005/2006 年度まで適用されてきた。 - 北川訳注）

教会教育研究省 1994 年 9 月 9 日

目 次

第1章 総則

第2章 目標及び学習要目 Mål og hovedmomenter

- 2.1 社会科の共通目標 Felles mål for samfunnslære
- 2.2 政治制度
- 2.3 労働と産業
- 2.4 共同生活、個人及び社会
- 2.5 文化意識
- 2.6 国際社会

第3章 評価

- 3.1 評価の理由
- 3.2 評価内容
- 3.3 評価の実施方法
- 3.4 この科目に適用される特別の条件

付記1

- 1.1 授業時数

付記1に関する注

付記2

評価組織

第1章 総則 generell informasjon

ノルウェーは、維持すべき長い民主主義の伝統を有している。現代の生きた民主主義は、その住民の批判的思考、参加及び関わり合い deltakelse og engasjement の能力に依存している。ここに学校が果たすべき重要かつ魅力的な utfordrende, challenging 課題が存する。

私たちは今日、人々があらゆるところで互いに依存している国際社会に生存している。このことはあらゆる民族及び国家 folkeslag og nasjoner の協同を要求する。

今日の社会はしばしば私たちに無力さと疎外感を感じさせる。世界は迅速に変化している。情報の流れは常に増加している。地球問題はかつてなく私たちを心配させている。これらの要因は、知識を持ちそれらを使うことのできる人と単純にあきらめている人の間に隙間をつくっている。このような発展は民主主義に対する危険である。

社会科の授業を通じて生徒はどのように社会が機能し、どのように自分たち自身が未来を形成するに寄与できるかについての知識を獲得することができる。実に、彼らが生きている社会を形成することに対する責任と個人の潜在力との信念は、この課程を教える時に中心部分を演じなければならない。創造的な人は、ノルウェー国内においても国際社会においても、未来を信じ、起こりうべき多くの挑戦に対面する勇気を持たなければならない。特に環境問題と世界資源配分不均衡の増大は、私たち個々人と全てに要求を課している。

生徒たちは学校を卒業するとき、常に変化しており安全な職は決着済みの結末ではもうない労働界に直面するであろう。社会科の学習は、彼らが地域資源を利用することによって発展しつつある職場に彼ら自身で参加する可能性を指し示すであろう。

高等学校の生徒は選択責任をもつ市民 samfunnsborgere になる敷居の上にいる。社会科は、彼らが成人社会で生活し働くとき要求されるであろうものに対する認識を与えることを助けるであろう。家庭生活についての彼らの認識を向上させることは、他の人々との共同生活と結びついた困難に対して彼らを準備させるであろう。

我々の文化的伝統と宗教的原理は、人間の平等と人間の尊厳の不可侵に見いだされる。社会科を通じて、生徒は性の平等、自分とは異なる文化の人々に対する寛容及び集団と国境を越えた連帯を伸長することを学ぶ。

社会をあらゆる領域を含む教科横断的なプロジェクトに含めることは自然である。例えば、労働生活と企業創設 bedriftsetablering は、実践的スキルが理論的知識と結合されうる主題である。

第2章 目標及び学習要目 mål og hovedmomenter

2.1 社会科の共通目標

生徒は

- ・多様な統治制度及び政治的影響力を獲得する手段を知ること。
- ・私たちの民主主義を維持しさらに発展させるのに必要な政治及び市民生活についての洞察力を持つこと。
- ・ノルウェーの産業と労働生活についての知識を持ちどのようにして自分たちで企業を興し職を作るかを知ること。
- ・労働組合についての知識を持つこと。
- ・他の人と家庭を作り上げること及び共同体に参加することに含まれていることについてのより大きな自覚を得ること。
- ・宗教の役割を含めて、文化的な帰属 tilhørighet (belonging)と自己同一性 identitet (identity)の意味についての理解を発展させること。
- ・寛容性を発展させ文化的な多様性の価値を評価できること。
- ・私たちの共通の未来を保障するために国際的協同の重要諸相を理解すること。
- ・社会発展が資源消費と環境に及ぼす影響に対する洞察をより多く持つこと。
- ・批判的思考の能力を発展させること。
- ・倫理的展望をもって社会問題を評価できること。

2.2 政治制度

目標 1

生徒は、ノルウェー政治の構造と機能についての知識を持ち、自分がどのようにその発展に影響力を及ぼすことができるかを知ること。

学習要目

生徒は、

- 1a 全国的及び地域的な最も重要な政治制度についての知識を持つこと。
- 1b 裁判組織をよく知っており、犯罪行動のいくつかの理由が理解できること。
- 1c 異なる政党の政策に通暁すること。
- 1d どのように政治的影響が選挙、政党活動、組織、行動、大衆媒体及び非定型の水路をを通じて達成されるかを考慮できること

1e 民主主義を脅かす力及び民主主義を護り発展させる手段について討論できること。

2.3 産業及び労働生活

目標 2

生徒は、ノルウェーの産業と労働生活の主たる側面についての知識を持ち、どのように職が創られ得るかについて知ること。

学習要目

生徒は、

2a ノルウェーの産業構造及び混合経済の主たる側面について知ること。

2b 労働組合及び労働協約の機能について記述できること。

2c 失業の原因について論じ、かつ、それと戦う方法を提案できること。

2d 労働倫理、税倫理、性の平等及び他の社会的平等の諸形態並びに環境についての責任などの専門的倫理義務について熟知し、個人及び社会がこれらの義務を無視することの結果について論じることができること。

2e 次に掲げる基本的な手段によって、どのように企業を起こし職を創るかについての知識をもつこと。

- ・ 企業概念
- ・ 関連する法規の知識
- ・ 資金調達形態、会社の型及び企業の機能についての知識
- ・ 公私の案内業務

2.4 共同生活、個人及び地域生活^(注1)

目標 3

生徒は、共同生活及び共同社会における課題と責任について論じることができること。

学習要目

生徒は、

3a 社会化 *sosialisering* に関する知識^(注2)をもち、他の人々と協同する責任ある態度を発展させることができること。

3b 子どもたちが成育する条件についての家族及び公的機関の責任を論じることができること。

3c 共同生活のための性役割と規範についての知識^(注3)をもつこと。

3d 共同生活に入ることの倫理的側面及び共同生活破綻の結果について論じることができること。

3e 結婚、同棲、同性伴侶、離婚及び子どもの権利に関する法規を知るようになること。

(注1) Utdanningsdirektoratet の英訳では、下記のように記されている。注2、3、4も同様。

'2.4 Home and community life'

(注2) 'a knowledge in which communities function' : 「共同社会が機能する仕方についての知識」

(注3) 'a knowledge for sex roles and norms for living together with another persons'

(注3) 'be able to discuss ethical aspects of setting up home with a sexual partner and the consequences of being unfaithful' 「性的伴侶と家庭を築くことの倫理的側面及び不誠実の結果について論ずることができること」

2.5 文化意識

目標4

生徒は、共同体における文化の伝統及び自己同一性のための宗教及び倫理の重要性についての理解を發展させ、異なる文化についての知識を通じて自分とは異なる文化及び宗教に属する人々についてのより多くの知識を得ること。

学習要目

生徒は、

- 4a 個人的及び文化的自己同一性（自己同一性意識）personlig og kulturell identitet の発達における、並びに、社会規範の基礎としての、宗教及び倫理の主要な役割についての知識をもつこと。
- 4b 諸価値、態度、文化表現及び社会条件の諸前提を定めることにおいて宗教が演ずる部分について論ずることができること。
- 4c 国際的及び地域的伝統並びに今日のノルウェー社会における顕著な文化特性及び変化についての洞察力を持ち、自身の文化的宗教的根源について知っていること。
- 4d 異なる文化についての知識を通じて、排外主義及び人種差別主義と戦うことができること。
- 4e 世界人権宣言について熟知すること。

2.6 国際社会

目標5

生徒は、国際貿易、資源配分、地球環境問題及び平和の脅威について熟知すること。

学習要目

生徒は、

- 5a 特に富裕国と貧困国の関係に力点を置いて世界経済の主要 NATO 区政について熟知し、問題を認識し可能な解決を論ずることができるようになること。
- 5b 地球環境問題の原因を評価することができ、それを解決する多様な方法の結果を指摘し論じ得るようになること。
- 5c 人々が故郷や故国を逃れる様々な理由についての知識をもち、難民に対するノルウェー及び国際社会の関与について熟知すること。
- 5d 国家的及び国際的闘争のいくつかの原因について、並びに国連の活動を含む平和のための多様な先導的活動について知ること。

第3章 評価

3.1 何故評価か

評価の目的は、教育を国の基準に従わせ、全ての者に満足で平等な教育の供与を確保することである。評価は、学習の結果が教育課程に定式化された目標に基づいて評価されることを意味している。

評価は、次のような多様な目的をもっている。

- ・生徒、親または保護者、教員及び企業内実習所に、目標に対して生徒が能力（資格 kompetanse）を
発展させることにおいてどれくらい前進したかを知らせ、
- ・生徒を指導し、動機づけ、発達させ、
- ・教員がその授業を継続的に評価することを動機づけ、
- ・社会、労働市場及び高等教育機関に、生徒が到達した資格（能力 kompetanse）を知らせる。

3.2 何を評価するか

- ・教育課程総則(一般部分)において、コースの共通目標において、及びこの教育課程の各科目の目標において定められた教育の目標は、評価の基本的観点を与える。
- ・学習目標に記述された生徒のあらゆる能力が、評価されなければならない。
- ・生徒についての評価は、どの程度その生徒が教育課程の目標を達成したかを示さなければならない。

3.3 どのように評価を実行するか

評価の主な二つの型が区別される。

- ・ 途上評価 Vurdering underveis
- ・ 最終評価 Avsluttende vurdering.

途上評価の目的は、学習目標を達成するにおいて、生徒と教員に情報を与え動機づけることである。このような評価は、定型でも非定型でもあり得る。途上評価の手段は、練習帳 arbeidsbok、教育日誌 loggbok、日記 dagbok、その他学習目標と結びついたものである。定型途上評価は、最終評価の評点に反映される。最終評価は、教室学習及び最終試験における与えられる評点の形式で行われる。

3.4 この科目に適用される特別条件

学年度中に、すべての生徒は一つ以上の課題学習 project を遂行しなければならない。少なくとも一つの課題学習は、共通一般科目及び専門学科科目の両方を含んでいなければならない。

課題学習の題目及び問題設定は、教育課程の枠内で選ばれる。

評価は、生徒の自立的かつ批判的思考の習熟及び能力を優先して行われる。与えられる総合評点は、課題学習、集団学習、学級発表及びあらゆる筆記試験の評点を含む。

付記1

1.1 授業時間数

全学科の上級第1課程の生徒は、年間75時間、週当たり平均1または2時間の社会科授業を受ける。

付記1への注(原注)

授業時数の基礎は、年当たりの総授業時数である。週当たりの平均授業時数は、年当たり授業時数を38で割ったものに等しい。雇用契約において、授業は、1年190日を38週で割ると考えて定められていることを参照すること。

付記2

評価制度 Vurderingsordning

最終評点

この科目では最終評点 standpunktkarakter* が与えられる。

プロジェクト学習の最終評点は、この評点に含まれる。1

* (訳注) *standpunkt* は 'point of view, final assessment, average mark',
standpunktkarakter は 'note de l'année' (その年の評価点) の意味。

試験

生徒は口頭試問に呼ばれることがある。

試験問題は中央の指針に従って地方で用意される。

省の指針による、この科目の私的志願者向け試験 *privatisteksamen*[#] の実施が可能とされなければならない。

[#] 訳注：*privatist* は、'private/external candidate for a public examination' の意味 (iFinger ノルウェー語英語辞典)

試験の効果的実施のための指針が、省の承認する文書で与えられる。

(イ) 宗教及び倫理 (翻訳)

後期中等教育課程

宗教及び倫理

共通一般科目

教会教育研究省

オスロ 1996年8月

北川邦一翻訳 2006年3月14日

原典

Kirke, utdannings-, og forskningsdepartementet, '*Læreplan for videregående opplæring Religion og etikk Felles allment fag*', Oslo august 1996

資料源(2006.3.11現在)

http://www.utdanningsdirektoratet.no/upload/larerplaner/Felles%20allmenne%20fag/lareplan_religion_etikk.rtf

序言

この後期中等教育教育課程指導書 læreplanverket for videregående opplæring は、下記法規の下でのすべての後期中等教育に適用される。

- ・ 後期中等教育に関する法律 lov om videregående opplæring
- ・ 労働における専門教育に関する法律 lov om fagopplæring i arbeidslivet

この教育課程指導書は次の二つの部分で構成される。

1. 基礎学校、後期中等教育及び成人教育のための教育課程 一般編。一般編は、基礎学校及び後期中等教育における総体的活動の上位目標 overordnede mål 及び指針（ガイドライン）retningslinje を与える。
2. 後期中等教育の教育課程 læreplaner*

この教育課程* は共通一般科目・宗教及び倫理に適用する。

全教育過程の教育課程が用意されたときは、その各個の部分は、各過程の一つの教育課程の部分となる。このことは、第 1 章及び付記 1 における各検定 enkelte justeringer が実施されなければならないことを含んでいる。それゆえ、教育課程において互いに重複する要素があるならばそれも評価されるであろう。言語的転移は決定的教育課程が用意されるときに実施されるであろう。後期中等教育に関する教育提供の展望及びその他の情報は、分離して公刊されるであろう。

省は、学校が 1994 年 8 月 1 日から 5 年の移行期間内に教育における情報技術を利用できる必要な設備を得ることを期待する。

この教育課程は、各学科の教育過程のための最終的教育課程が定められるまで暫時的に定められるものである。

教会教育研究省 1996 年 8 月 30 日

目 次

第1章 総則

- 1.1 はじめに
- 1.2 高等学校の科目としての宗教及び倫理

第2章 目標と学習要目

- 2.1 宗教及び倫理科目の共通目標
- 2.2 目標と学習要目

第3章 評価

- 3.1 何故評価か
- 3.2 何を評価すべきか
- 3.3 どのように評価を実施するか
- 3.4 課題学習

付記1

科目当たり授業時数配分と宗教倫理時間

付記2

宗教及び倫理の評価

第1章 総則

1.1 はじめに

様々な宗教及び人生観 ulike religioner og livssyn は、人間があらゆる時代を通じて、存在の意味及び生と死の神秘に重い関心を抱いてきたことの現れである。宗教及び人生観は、現実についての、及び存在における人間の位置と機能についての全体的解釈 helhets-tolkninger を与える。それらは、個人と集団に実存的自己同一性（自己同一意識）eksistensiell identitet を与え、人格的関わりをさせ innebære personlig engasjement、人生の生活目的と実用的生活様式との形成に寄与する。若い人が人生の見通しのようなものと出会い、自分の拠って立つ標識を見つけだす課題を与えられることは重要である。

宗教、人生観及び倫理の学科領域は、後期中等教育における長い伝統がある。人生観上文化上、ノルウェー社会は最近数十年、大きな変化を経験した。世界の他の部分とのより密接な結合によって益々、多文化的になってきた。その結果、ノルウェー社会自身と世界の他の部分との両方の人生観の伝統についての知識と理解の必要が強化されている。

第二次大戦末以来用いられてきた多様な教育課程からは、どのように高等学校の宗教科目が社会変化に適応してきたかが理解できよう。1976年まで、この科目は、「キリスト教知識（キリスト教学）科目」faget Kristendomskunnskap と呼ばれ、ルーテラン国教会によって教えられる信仰告白*の科目 et konfesjonsforankret fag であった（*稿末訳注、参照）。その年、この科目の内容は、宗教と言う名前の一般的なオリエンテーション（生き方の方向付け）科目 et allment orienteringsfag med navnet Religion に変えられた。今回、この科目の名前は、宗教及び倫理に変わり、生徒が宗教 religioner、人生観 livssyn（view of life）及び倫理 etikk について学ぶ共通一般科目 et felles allment fag になった。この科目は、広範にわたる、かつ、他の諸科目と同様、教育課程の総則部分に定められた科目である。

宗教倫理科目の授業は、多様な宗教と人生観についての知識と理解を与えることを意図している。世界の私たちの部分では、人口の大部分がキリスト教に属し、キリスト教は基本的な規範と価値の創造について並びに言語と文化の発展について支配的な影響力をもっている。それ故、キリスト教が非キリスト教的宗教よりも寛容な扱いを受けるのは自然である。キリスト教信仰の基礎としての、及び私たちの文化のインスピレーションの源泉としてのバイブルに関する知識(学問)kunnskap、並びにキリスト教信仰の多様な形態がこの科目の主要な位置を占めるであろう。非キリスト教的宗教に関しては、ノルウェー社会で最も強く代表されている宗教により多くの注意が捧げられるのが自然である。イスラム教は、国際社会においてもノルウェーにおいても重要性を有しているため、この科目において他の非キリスト教的宗教以上に何ほどか大きな位置を与えられてきている。

前世紀の間に、（宗教に代わる）多くの代替的人生観 livssynsalternativer が発展した。宗教倫理科目は、この過程に関する知識を与えなければならない。私たちの文化 kulturkrets (culture group)においては、ヒューマ

ニズムと人間倫理の発展に特別の注意を払うのが自然 *naturlig* である。多様な哲学諸派が社会と自然における人間の位置に関する思想 *tenkninge* に貢献してきた。そのような問題に対するどのような接近の仕方が、今日の人生観論争 *livssynsdebatten* を特徴づけているかを理解できるようになることことは重要である。一人の人の人生観 *livssyn* は、少なからず、その人の倫理に関する思考に対して、またその個人の倫理的基礎に関する選択及び理由付けに対して重要性を有している。

人類は現在、巨大な倫理的課題に直面している。もし私たちが個人の権利が尊重される社会を創るべきであるとしたら、もし民主主義と法の支配が未来において機能すべきであるとしたら、教育制度が倫理意識を向上させることを優先することは基本的な重要事項である。宗教倫理科目は、倫理理論への導入 *innføring* (introduction) も、今日の問題を取り上げることとする。この科目の学習を通じて、生徒は、自分が行う選択を護ることができる個人的な見解を形成することを励まされながら、倫理問題を論じ多様な解決方法を考える能力を鍛える。

宗教倫理科目の教育は、生徒が実存的課題 *eksistensielle utfordringer* に対応し、彼らを刺激して宗教及び人生観の共同経験及び批判的評価をするよう促すことに役立つであろう。同時に、この科目は多様な人生観の生徒間の対話の機会を提供し、彼らが宗教的人生観的問題において自立性と自己同一性を発達させるのに役立つであろう。この科目の精神においては、人生観と宗教の出会い、生徒が自分の意見を発表すること自信を与えつつ、寛容を助長し、偏見を打ち消し、他者の見解に対する尊重をつくりだすことにある。最終的には、自分自身の前提と信念に合わせて科目内容を判断するのは生徒自身である。

1.2 高等学校の科目としての宗教倫理

宗教倫理は、一般経済管理学科、音楽舞踊演劇学科及び体育学科の共通一般科目である。

この科目は、112 時間(週当たり平均 3 時間)の単一の単位 *modul* で構成され、等しい重要度の以下の題目を含む。

- ・非キリスト教の現代宗教
- ・キリスト教
- ・人生観、哲学及び倫理 *Livssyn, filosofi og etikk*

第2章 目標と学習要目

2.1 宗教倫理の共通目標

生徒は、

- ・いくつかの現代の非キリスト教宗教及び宗派についての知識を持つこと。
- ・キリスト教知識を持つこと
- ・倫理、非宗教的人生観及びいくつかの哲学問題についての知識を持つこと。
- ・多様な宗教や人生観がどのように思想、芸術、文芸及び建築に現れているかについてのいくつかの知識を持つこと。
- ・基本的倫理に基づいて、倫理問題についての洞察力をもちそれらを論ずることができること。
- ・宗教及び世俗人生観の中心要因の比較ができること。
- ・人間的道德責任意識を発展させ、真理を求め、倫理的な自覚に基づく選択を行うこと。・宗教的、人生観的及び倫理的価値を理解し尊重する能力を発展させること。
- ・実存的問題及び宗教的問題についての自分自身の見解と立脚点を発展させ、他者との対話において自分自身の選択を擁護することができること。

2.2 目標と学習要目

目標 1 宗教及び人生観の最初の知識

生徒は、宗教、人生観及び倫理についての学習のために意味をもついくつかの問題及び主要な概念についての知識をもち、いくつかの主要な宗教及び人生観の広がりについての概観をもつこと。

学習要目

生徒は、

- 1a 例えば宗教学 religionsvitenskap、神学及び哲学など、宗教倫理科目の理論的基礎についての知識をもつこと。
- 1b 現実認識(virkelighetsoppfatning, perception of reality)、人生観(menneskesyn, view of human life / humanity, perspective on human life)、基本的価値(normgrunnlag, basic norms)等の用語を知り、信念と知識 tro og viten の関係について説明できること。
- 1c 宗教の定義のいくつかの方法についての知識をもち、多様な宗教の型についての概観的知識をもつこと。
- 1d 例えば、聖、カルト、神の概念、儀式、神話など、宗教学の基本的術語を説明できること。
- 1e ノルウェーにおける宗教及び人生観並びに世界における異なる宗教の分布についての知識をもつこと。

目標 2 現代の非キリスト教宗教

生徒は、世界の3大宗教及び4つ目の宗教または宗派についての知識をもつこと。

学習要目

生徒は、

2a クアラン、預言者ムハンマドの伝記及びスンナについての知識をもち、どのようにこれらの集おもつがイスラム教の倫理行動と省察 *refleksjon* の基本的規範をなしているかを知ること。

(^{*} 訳注：Muhammad の言行に基づいてできたというイスラムの口伝律法)

2b イスラム教の神の概念、人間観、社会観及び歴史観についての知識をもつこと。

2c 礼拝場所及びコミュニティセンターとしてのモスクの役割についての知識をもち、ムスリムの芸術、科学及び建築について知ること。

2d イスラム教の主たる宗派、西洋におけるイスラム教及びイスラム教政治について知ること。

2e ユダヤ教の聖書、口授教義(タルムード *Talmud*)、歴史、伝統、自己認識及び宗教生活について知識をもつこと。

2f その歴史観、人間観、世界観及び救いの教義に重点を置いてヒンドゥー教または仏教についての知識をもつこと。

2g 今日の現象としての新興宗教または4つめの宗教について知ること。

2h 多様な宗教による自己認識実践についての知識及び他宗教についての彼らの評価についての知識をもつこと。

目標3 バイブルとキリスト教の伝統

生徒は、バイブルについての、並びにキリスト教の源泉としての及び私たちの文化の基礎としての重要性についての知識をもつこと。

学習要目

生徒は、

3a 先史時代からその終わりの時代までのバイブルの説明の主要な特徴について知ること。

3b 例えば旧約バイブル中のモーゼの五書、預言書及び賛美歌並びに新約バイブル中の福音書及び使徒書簡などバイブルの一群の重要事項について知り、これらの文書の歴史的背景及び文学的特質についての知識をもつこと。

3c 現代のバイブル研究についての、及びバイブル理解の多様な方法についての知識をもつこと。

3d 吉スト強敵伝統における宗教生活の源泉としてのバイブルの重要性についての知識をもち、市民生活、文学、芸術、音楽及び建築についてのバイブルの影響力の例を挙げ得ること。

目標4 キリスト教の信仰及び倫理

生徒は、キリスト教の信仰及び倫理の主要な側面についての知識をもち、いくつかのキリスト教諸派について知ること。

学習要目

生徒は、

- 4a 啓示宗教としてのキリスト教自体によるキリスト教理解について知ること。
- 4b 十二使徒告白 den apostoliske trosbekjennelsen (Apostolic Creed, Apostolic confession)について知り、神、人間、キリスト及び教会に関する授業を含むキリスト教教義の主たる特性を説明できること。
- 4c キリスト教倫理及び中心的なキリスト教規範及び価値に関する基礎を知り、倫理問題を論ずるときこれらの知識を用いることができること。
- 4d ローマカトリック教会の知識をもつこと。
- 4e ルター宗教改革に関する主要事実とルター教の特徴を知ること。
- 4f 他のキリスト教教会あるいは宗派を知ること。
- 4g いくつかのキリスト教宗派を比較することができること。

目標 5 哲学及び人生観

生徒はいくつかの哲学的問題について知識をもち今日の倫理的論争において表現されている世俗的人生観と見解について知ること。

学習要目

生徒は、

- 5a 例えば世俗化、多元主義、近代主義、ポスト近代主義及び消費者文化などの用語に力点を置いて、今日の人生観論争の思想史的前提 de idéhistoriske forutsetningene for dagens livssynsdebatt を知ること。
- 5b ヒューマニズムの歴史的発展についての事実、キリスト教的ヒューマニズムと世俗的ヒューマニズムの差異及びヒューマニズムの人生観の主たる特徴を知ること。
- 5c 自然主義的な世界観、人間観及び倫理 naturalistisk virkelighetsoppfatning(perception of reality), menneskesyn og etikk について知ること。
- 5d 全体主義思想に見られる人間及び社会についての見解についての知識をもつこと。
- 5e 多様な宗教及び人生観に見られる世界観、人間観及び基礎的価値の比較ができること。

目標 6 倫理

生徒は、倫理及び倫理学説の基礎についての知識をもち、主たる倫理問題について議論することができること。

学習要目

生徒は、

- 6a 倫理、道徳、規範、態度、義務、価値、責任及び良心 etikk, moral, normer, holdninger, plikter, verdier, ansvar og samvittighet などの重要用語を知り、倫理的方法について及び人生観と倫理との関係についての知識をもつこと。
- 6b 例えば人間の尊厳や平等など基本的価値に関する倫理的問題を理解し倫理的理由付けを行い、議論することができること。
- 6c 倫理問題に関する主たる問題領域について洞察し対話に参加すること。

第3章 評価

3.1 なぜ評価か

評価の目的は、教育における国家基準を確保して、すべての者に満足のいく平等な教育ができるようにすることである。評価は、学習が教育課程に定式化された目標に照らして行われることを意味している。

評価は、次のような多様な目的をもっている。

- ・生徒、親または保護者、教員及び企業内実習所に、目標に対して生徒が能力（資格 kompetanse）を展示させることにおいてどれくらい前進したかを知らせ、
- ・生徒を指導し、動機づけ、発達させ、
- ・教員がその授業を継続的に評価することを動機づけ、
- ・社会、労働市場及び高等教育機関に、生徒が到達した資格（能力 kompetanse）を知らせる。

3.2 何を評価するか

- ・教育課程総則(一般部分)において、及びこの教育課程(科目課程)の第2章において定められた教育の目標は、評価の基本的観点を与える。
- ・学習目標に記述された生徒のあらゆる能力が、評価されなければならない。
- ・生徒についての評価は、生徒が教育課程に明示された目標をどの程度達成したかを示さなければならない。

3.3 どのように評価を実行するか

評価の主な二つの型が区別される。

- ・ 途上評価 Vurdering underveis

・最終評価 Avsluttende vurdering.

途上評価の目的は、学習目標を達成するにおいて、生徒と教員に情報を与え動機づけることである。このような評価は、定型でも非定型でもあり得る。途上評価も手段は、練習帳 arbeidsbok、教育日誌 loggbok、日記 dagbok、その他学習目標と結びついたものである。定型途上評価は、最終評価の評点に反映される。最終評価は、教室学習及び最終試験における与えられる評点の形式で行われる。

3.4 特別内容 Spesielle forhold

学年度中に、すべての生徒は一つ以上の課題学習 project を遂行しなければならない。

可能ならば、少なくとも一つの課題学習は、合科的でなければならない。

課題学習の題目及び問題設定は、教育課程の枠内で選ばれる。

* 成人のための特別課程は、もっと短期間に実施することができる(短期課程 kortere løp)。(原注)

付記1

宗教倫理の科目と時間配分

専門科目	年間授業時間	(平均週当たり授業時数)
宗教及び倫理		
目標 1 - 6	1 1 2	3

付記への注(原注)

授業時数の基礎は、年当たりの総授業時数である。週当たりの平均授業時数は、年当たり授業時数を 38 で割ったものに等しい。雇用契約において、授業は、1年 190 日を 38 週で割ると考えて定められていることを参照すること*。

* (原注) 成人のための特別課程は、より短期間に実施することができる(短期課程 kortere løp)。

集団あるいは個人が必要とするならば、授業は、より長期間で行うことができる。

付記2

宗教及び倫理の評価

最終評点

宗教及び倫理では最終評点 Standpunktkarakter が与えられる。

プロジェクト学習の結果はこの評点に含まれる。

試験

生徒は口頭試問に呼ばれることがある。

試験問題は中央の指針に従って地方で用意される。

省の指針による私的試験を行うことが可能とされなければならない。

試験の効果的実施のための指針が、省の承認する文書で与えられる。

訳注

「信仰告白」参照記述

【信条】(小学館 CD-ROM 『スーパーニッポニカ 2001』)

creed 英語、credo フランス語、Credo ドイツ語。キリスト教会で信仰を明白に表現すること。または教会が教義のポイントを簡潔に成文化した定式をいう。信仰簡条、信経(しんきょう)ともよぶ。キリスト教徒は聖書と職制と信条を重要視する。古代、イエスが教主(すくいぬし)であるとのキリスト告白が教会の関心の中心であったが、宣教活動が展開され、諸儀礼の内容と解釈が整備される過程で、異教と異端との対決の緊張が作用し、信仰の対象を明確に文章化する努力がなされた。その結果、入信者教育の場で使徒信条の最古の形が自然発生的に成立した。信条は信仰告白であるが、信徒の生活規範の役割を果たし、信徒の同志的結合を強化する統合的機能を担い、三位(さんみ)一体論の教義の確立に寄与した。だが一方では神観念を限定化した。使徒信条、ニカイア信条、カルケドン信条、アタナシウス信条などを公同信条と総称する。

宗教改革は信仰義認論の教説に関心の中心があった。多くの信条は信仰告白、信仰問答の呼称でもよばれ、信徒の信仰のあり方を主題とする信仰論が展開された。現代、信条は宣言(たとえばヒトラー政権に反対した1934年のバルメン宣言など)の呼称で制定され、国家権力に抵抗する教会論的性格を強くもつ。川又志朗

【アウクスブルク信仰告白】(Microsoft 『エンカルタ百科事典 2001』)

アウクスブルクしんこうこくはく Confessio Augustana。1530年にだされたルター派教会最初の信仰宣言。この年の1月、神聖ローマ皇帝カール5世は、宗教改革にゆれる教会問題を解決するため、諸侯にアウクスブルクに参集するようもめた。これをうけたザクセン選帝侯ヨハンは、ルターと同志たちにプロテスタント信仰を明らかにした文書の提出を命じた。文書はルターの協力者メランヒトンが書きあげ、北ドイツを中心とした諸侯の信仰告白として、6月25日にアウクスブルク国会に提出された。ラテン語とドイツ語で書かれており、国会ではドイツ語でよみあげられた。

アウクスブルク信仰告白は28条からなる。前半はルター神学の義認論、つまり神の恵みについてのルターの教えを中心とし、後半は、聖職者の独身制や秘跡などについてのルター派の考えとカトリック教会批判がまとめられている。1540年には、伝統的なニカイア信条、使徒信条、アタナシウス信条や、ルターのものとした「大教理問答」と「小教理問答」をとりいれて修正され、多少おだやかな内容になる。その後もルター派教会の問題が審議されたが、55年のアウクスブルクの宗教和議によって、ドイツのルター派教会はカトリック教会と同等の権利をえた。

(ウ) 旧時代史、新時代史 (翻訳)

後期中等教育課程

旧時代史

新時代史

共通一般科目

教会教育研究省

1996年9月 オスロ

北川邦一改訂翻訳(2006年3月22日)

原典

Kirke-, utdannings- og forskningsdepartementet, *Læreplan for videregående opplæring,*

Eldre historie, Nyere historie, Felles allmenne fag, Oslo september 1996

資料源(2006年3月10日現在)

http://www.utdanningsdirektoratet.no/upload/larerplaner/Felles%20allmenne%20fag/lareplan_eldre_nyere_historie.rtf

(旧時代史 Eldre historie と新時代史 Nyere historie の境は 1850 年とされている。 - 下記訳出「1.2」参照)

序言

この後期中等教育教育課程指導書 læreplanverket for videregående opplæring は、下記の下でのすべての後期中等教育に適用される。

- ・ 後期中等教育に関する法律 lov om videregående opplæring
- ・ 労働における専門教育に関する法律 lov om fagopplæring i arbeidslivet

この教育課程指導書は次の二つの部分で構成される。

1. 基礎学校、後期中等教育及び成人教育のための教育課程 一般編。一般編は、基礎学校及び後期中等教育における総体的活動の上位目標 overordnede mål 及び指針（ガイドライン）retningslinje を与える。
2. 後期中等教育の教育課程 læreplaner*

この教育課程は、共通一般科目・旧時代史及び新時代史の両科目に適用する。

全教育過程のための教育課程が用意されたときには、個々の教育課程は、各過程に対する一つの教育課程へと併せて位置づけられる。このことは、この教育課程の第1章及び付記1の各適用においても同様である。それゆえ、各教育課程において互いに重複する要素があるならば、それも評価される。言語的転移は決定的教育課程が用意されるときに実施されるであろう。後期中等教育に関する教育提供の展望及びその他の情報は、別に公刊されるであろう。

省は、学校が1994年8月1日から5年の移行期間内に教育における情報技術を利用できる必要な設備を得ることを期待する。

この教育課程は、各学科の教育過程のための最終的教育課程が定められるまで暫時的に定められるものである。（現実には2005/2006年度まで適用されてきた。 - 北川訳注）

教会教育研究省 1994年9月9日

目 次

第1章 総則

1.1 序言

1.2 高等学校における旧時代史及び新時代史

第2章 目的と学習要目

2.1 旧新時代史の共通目的

2.2 旧時代史

2.3 新時代史

第3章 評価

3.1 何故評価か

3.2 何を評価すべきか

3.3 どのように評価を実施するか

3.4 課題学習

付記1

旧時代史及び新時代史の授業時数

付記2

旧時代史及び新時代史の評価

第1章 総則

1.1 はじめに

歴史は、共通の文化的参照枠組みのための基礎を与え、人が自分自身の選択をするための素地を提供する文化的な科目である。歴史の学習は、各個人の自己同一性及び帰属意識 *identitet og tilhørighet* が発達できるようにする。同時に、この科目の遂行は、異なる文化と伝統との接触を私たちにもたらし、それは新しい刺激をも批判的反省のための基礎をも与える。

歴史は、遠い昔に生きた人々の思想と行動への洞察を与えるヒューマニスティックな科目 *humanistisk fag** である。それはまた、私たちの時代の出来事がどのように先の時代の人々の選択によって予め決められているかについての認識を創り出す。私たちが今日生きている時代を歴史の文脈の中に位置づけることは、人々が自分たち自身と自分たち自身の時代を理解するためのよりよい理解を得ることを可能にする。

訳注)* **ヒューマニズム Humanism** 「一般的には、人間の人間らしさ(ヒューマニティ)を尊重し、これを束縛するものからの人間の解放をめざすような思想傾向をいうが、歴史的概念としては、14世紀から15世紀にかけて開始されたルネサンス運動、つまり、古典的学芸の復興を通じて人間性の陶冶(とうや)をはかろうとする文学的文化的運動をさす。こうした意味でのヒューマニズムは「人文主義」と訳される。だが、哲学的概念としてのヒューマニズムは、人間を世界の中心におき、人間性をあらゆる存在者の意味と価値の源泉とみなす形而上(けいじょう)学的思想をさし、「人間中心主義」と訳されるのがふつうである。……」(Microsoft『エンカルタ百科事典 2001』)

歴史は、人間の生活の周りの枠組みの理解を育てる社会科学である。どのように人間が構造と過程を創りそれに参加しているかについての知識は、私たちと私たちの仲間である人間がその中に立っている関係構造についての私たちの認識を向上させる。

歴史は、生徒が問題設定を通じて科学的思考方法の中で練習を行い、原因の連関を分析し、過去についての知識を集めるための資料の批判的使用及び他の方法を適用する技能科目 *ferdighetsfag (skill subject)* である。

歴史は、態度と価値に関する科目であり、文化形態の地球的多様さと豊かさ及び時代を通じた社会条件と人間の生活方法を示す。この多様性に対する洞察は、寛容と尊重に対する強固な基礎を与える。戦争と闘争、大量虐殺の原因についての歴史学習は、困難な選択及び倫理的ジレンマ(苦渋の選択)に直面した人々の感情に移入する機会を与える。歴史はまた、時代を通じて人々が如何に民主主義、法の支配、平和及び闘争の非暴力的解決のためにあるいはそれに反対して戦って来たかを明らかにする。近年、これらの主題に対する倫理的な課題は、地球環境問題、社会的不平等、現代工学及び核戦争の脅威に対する歴史的基礎への洞察と特別な結びつきを有するようになってきた。

歴史はまた、感情的及び美的な体験を与える科目でもある。それは参加の喜びと関心と刺激を引き起こす。

1.2 高等学校における旧時代史及び新時代史

旧時代史及び新時代史は、普通・経済管理学科の生徒のための共通一般科目である。新時代史はまた、経済管理学科の生徒及び高等教育一般入学資格取得志望の生徒のための共通一般科目でもある旧時代史は、通常 112 授業時数、週当たり 3 時間の形態で上級第 1 課程で提供される。新時代史は、通常 150 授業時数、週当たり 4 時間の形態で上級第 2 課程で提供される。新時代史と旧時代史との境界は 1850 年である。

第2章 目標及び学習要目

2.1 旧時代史及び新時代史の共通目標

生徒は、

- ・世界の異なる地域で生じている重要な出来事と展開の特徴を歴史的文脈の中に位置づけることができ、如何に現在の出来事と条件が、最近の時代の人々と遠い過去の人々の両方によってなされた行動と選択に結びついているかを理解できること。
- ・歴史的展望の中で人間と自然の関係と、どのように多様な社会の人々が多様な生態学的条件の中で考え、選択し行動してきたかを理解することができること。
- ・歴史における地域的、国家的、地域圈的及び地球的結びつき lokale, nasjonale, regionale og globale sammenhenger を理解できること。
- ・地域及び国家の特徴についての知識をもつこと、並びに他文化に反省的方法で接することができること。
- ・歴史的展望の中で人間の自己同一性を形成している諸要因を評価できること。
- ・権力の性質を理解し、その知識を過去における社会現象の批判的吟味に適用できること。
- ・なぜ社会が安定し、あるいは変化するかを理解できること。
- ・人間性と社会に関する多様な見解を識別でき、歴史的展望の中で平等と同等について論じることが出来ること。
- ・ノルウェーにいる多様な民族集団の歴史についての知識を有すること。
- ・諸集団及び諸社会が歴史を理解し使用している多様な方法を評価出来ること。
- ・過去についての知識の源泉を識別し源資料をその歴史的文脈で評価できること。
- ・歴史家の題目、要因、原因説明及び記述の型の選択に影響を与える諸要因を理解できること。
- ・自立的に仕事ができ kunne arbeide、かつ他の人と協同で仕事ができること。
- ・自分の学習に責任をとることができること。
- ・主題の学習の補助として情報技術を使うことができること。

2.2 旧時代史

目標 1

生徒は北歐的展望の中でノルウェーの歴史についての基本的知識をもち、社会の安定と社会の変化に影響を与える諸要因を理解できること。

学習要目

生徒は、

- 1a 最も古い時代からの自然資源の基礎と産業の展開の特徴を説明できること。
- 1b 人口展開、定住の型の変化と社会組織を説明できること。
- 1c 社会の権力構造と闘争について、教会、裁判制度、軍事装置及び中央政府の展開と機能について説明できること。
- 1d 独立国としてのノルウェー及び国連の成員としてのノルウェーの重要事項を論じうること。
- 1e 早期の民主主義の発展過程に意味を持っていた観念と制度について説明できること。
- 1f 世界の人々の見解とその行動方法が、どのように宗教、文化及び精神構造 mentalitet によって影響されていたかを説明できること。
- 1g サーミ人及びその他の民族的少数者の生活条件と文化について知識をもち、彼らのノルウェー社会における関係について論じうること。

目標 2

生徒は、社会組織と権力の多様な型についての知識をもち、世界史の多様な時代における人間と環境との関係について地球的展望の中で論じうること。

学習要目

生徒は、

- 2a 主たる文明の発達と特徴について説明できること。
- 2b 人々がその思考と技術に基づいて自然資源を開発してきた多様な方法について説明でき、それがどのように社会の発展と、その自然環境への関係とに影響を与えてきたかを判断できること。
- 2c ヨーロッパと世界の主たる時代の文化、社会組織及び生産の主たる特徴について説明できること。
- 2d 貿易と植民から生じた世界の多様な部分の結びつきの原因と結果について論じ得ること。
- 2e どのように他の文化がヨーロッパに与えたかを説明できること。

目標 3

生徒は、歴史研究に用いられる主たる概念と方法についての知識をもつこと。

学習要目

生徒は、

- 3a 原因と結果、連続性及び変化など基礎的歴史概念について理解できること。
- 3b 歴史資料を収集、調査、分析するために用いられる方法を知り、自分の仕事にそれを使うことができること。
- 3c 歴史上の重要な主題についての例を挙げ、多様な解釈を評価できること。
- 3d 歴史的記述を評価でき、疑問提起的 spørrende (enquiring, questioning, interrogative)、批判的に歴史を使用できること。

2.3 新時代史

目標 1

生徒は、ノルウェーの主たる社会変化について、知識をもち、それを北欧及び地球の文脈の中で考察できること。

学習要目

生徒は、

- 1a 最も重要な政治的、経済的、社会的、イデオロギー的及び文化的な変化と闘争について説明できること。
- 1b 社会発展がどのように統合的に働き、それがどのように社会的経済的平等と不平等並びに文化的相互依存と乖離を創り出したかを説明できること。
- 1c 前産業社会から産業社会への移行及び第一次産業の中での近代化の過程について説明でき、社会的政治的発展にとっての、並びに環境にとってのこれらの過程の重要性を論じることができること。
- 1d 人口展開、移入及び移出について説明できること。
- 1e 定住の型、家族の型及び日常生活の変化について理解でき、どのように歴史がその自己同一性を形成したかを観察できること。
- 1f サミ人及び他の少数民族の生活条件と文化についての知識をもち、ノルウェー社会との関係について論じること。
- 1g 政治制度の変化及び社会と労働生活における民主化の過程について説明できること。
- 1h ノルウェーの他の国々との政治的経済的關係について説明できること。

- li 世界経済におけるノルウェーの位置を論じ、国際社会の成員としてのノルウェーの役割について説明できること。
- lj ヨーロッパ的及び地球的展望の中でのノルウェーの外交防衛政策の展開について説明できること。

目標 2

生徒は、世界史の基本的な社会的文化的特徴について知識をもち、経済的政治的発展に対する多様な方途を知ること。

学習要目

生徒は、

- 2a 世界史の主要な政治的、経済的社会的、生態学的、イデオロギー的及び文化的特徴について説明でき、社会の中で、及び多様な国家と世界の部分の間でどのように発展が統合的あるいは非統合的に機能してきたかを論じうること。
- 2b 歴史的過程としての産業化について説明でき、世界の多様な部分における発展の差異について説明できること。
- 2c 世界の権力構造の主要な変化の特徴について説明でき、植民地化と非植民地化による変化について論じ得ること。
- 2d 近年の歴史における国際的闘争と国際的共同について説明できること。
- 2e 人口展開、食物生産及び環境問題に関する今日の地球的課題の歴史的背景を理解できること。

目標 3

生徒は、歴史研究において用いられる主要な概念と方法についての知識をもつこと。

学習要目

生徒は、

- 3a 原因と結果、連続と変化など基本的歴史概念を理解できること。
- 3b 歴史資料を収集、調査及び分析するために用いられる方法について知り、自分自身の研究にその知識を使うことができること。
- 3c 主要な歴史的主題の例を挙げ、多様な解釈を評価できること。
- 3d 歴史記述を評価でき歴史を疑問提起的批判的に使用できること。

第3章 評価

3.1 何故評価か

評価の目的は、教育を国の基準に従わせ、全ての者に満足で平等な教育の供与を確保することである。評価は、学習の結果が教育課程に定式化された目標に基づいて評価されることを意味している。

評価は、次のような多様な目的をもっている。

- ・ 生徒、親または保護者、教員及び企業内実習所に、目標に対して生徒が能力（資格 kompetanse）を
発展させることにおいてどれくらい前進したかを知らせ、
- ・ 生徒を指導し、動機づけ、発達させ、
- ・ 教員がその授業を継続的に評価することを動機づけ、
- ・ 社会、労働市場及び高等教育機関に、生徒が到達した資格（能力 kompetanse）を知らせる。

3.2 何を評価するか

- ・ 教育課程総則（一般部分）において、及びこの教育課程（科目課程）の第2章において定められた教育の目標は、評価の基本的観点を与える。
- ・ 学習目標に記述された生徒のあらゆる能力が、評価されなければならない。
- ・ 生徒についての評価は、どの程度その生徒が教育課程の目標を達成したかを示さなければならない。

3.3 どのように評価を実行するか

評価の主な二つの型が区別される。

- ・ 途中評価 Vurdering underveis
- ・ 最終評価 Avsluttende vurdering

途中評価の目的は、学習目標を達成するにおいて、生徒と教員に情報を与え動機づけることである。このような評価は、定型でも非定型でもあり得る。途上評価の手段は、練習帳 arbeidsbok、教育日誌 loggbok、日記 dagbok、その他学習目標と結びついたものである。定型途上評価は、最終評価の評点に反映される。最終評価は、教室学習及び最終試験における与えられる評点の形式で行われる。

3.4 特別条件

学年度中に、すべての生徒は一つ以上の課題学習 project を遂行しなければならない。可能な限り、少なくとも一つの課題学習は、科目横断的 tverrfaglig でなければならない。

課題学習の題目及び問題設定は、教育課程の枠内で選ばれる。

付記1

1.1 授業時間数

旧時代史及び新時代史の授業時数

専門学科科目	年間授業時間	平均週当たり授業時数
新時代史		
目標 1 - 3	1 1 2	3
旧時代史		
目標 1 - 3	1 5 0	4

付記 1 に関する注(原注)

授業時数の基礎は、年当たりの総授業時数である。週当たりの平均授業時数は、年当たり授業時数を 38 で割ったものに等しい。雇用契約において、授業は、1 年 190 日を 38 週で割ると考えて定められていることを参照すること。

* (原注)成人のための特別課程は、より短期間に実施することができる(集中課程 intensive course)。

集団あるいは個人が必要とするならば、授業は、より長期間で行うことが出来る。

付記2

旧時代史及び新時代史の評価

旧時代史では一つの最終評点が与えられる。

新時代史では一つの最終評点が与えられる。

プロジェクト学習の評価は旧時代史の最終評点に含まなければならない。

プロジェクト学習の評価は新時代史の最終評点に含まなければならない。

試験

旧時代史

生徒は口頭試問に呼ばれることがある。

試験問題は中央の指針に従って地方で作成される。

新時代史

生徒は口頭試問に呼ばれることがある。

試験問題は中央の指針に従って地方で作成される。

私的受験者 *privatist* [#]

省の直接の指針による、公立学校外からの私的志願者に対する試験の実施が可能とされなければならない。

訳注：*privatist* は、'private/external candidate for a public examination' の意味 (iFinger ノルウェー語英語辞典。再掲)

試験の効果的実施のための指針が、省の承認する文書で与えられる。

第 部 ノルウェーの「校則」(翻訳)

磯部まどか第1次訳。北川邦一修正

「校則」翻訳について

本第 部では、ノルウェーの中等学校で生徒が守るべきとされている成文規律の幾つかを訳出する。概ね、日本で「校則」と言われているものに該当する。以下、本稿でも便宜上「校則」という。

「校則」の収集とその第一次的翻訳は、リフ・ランデさんの御紹介を通して磯部まどかさんをお願いした。

磯部まどかさんは、関西外国語大学短期大学部米英語学科を卒業され、数度のノルウェー渡航の後、オスロ大学の歴史哲学部 Historiskfilosofiske fakultetet に入学し文化学科 Kulturvitenskap を卒業、さらにベルゲン大学歴史哲部文化学科も入学卒業しその大学院 Hovedfag で修士相当学位 candidatus philologia を取得された。様々な国家的、地方的公務を経験され、今はアボン・レコーズ *Abon Records* でのアーティストを主に、ノルウェー統計局 *Statistisk Sentralbyrå* にも在職され、傍ら通訳・コーディネートの仕事もしておられる。

磯部さんには、ノルウェー全国を北、中、南東、南西の4地域に大別し、中学校については、この各地域について、大、中、小規模の *kommune* 各1つずつを任意に選び、かつ各 *kommune* において平均的規模の学校を任意に選んで、そこで生徒が学び学校生活をする上で(乃至はもしかして地域、家庭でも)守るべきとされている成文化された規則・きまり (rule、regulation) を収集・訳出するようお願いした。高等学校については、同様の4地域毎に、1)主として高等教育進学資格取得を目指す学校、2)主として職業資格取得を目指す学校、3)両者併存しているような学校あるいは特別な学校の3種類の学校各1校を任意に選んで同様の収集・訳出をお願いした。要望通りの合計24校の訳出の外、若干校の訪問に役立つよう特別の訳出も頂いた。しかし、訳文の本報告書掲載に当たっては、当面の便宜上、多様性と分量の考慮だけで選択した。

本報告書掲載のノルウェーの「校則」訳文を全面的に磯部訳とせず「磯部まどか第1次訳・北川邦一修正」としたのは、磯部訳が不正確だからではない。日本の「校則」に関しては、私はそれなりに調査研究してきた(*注)。この調査研究を踏まえて、日本の読者・教育研究者がノルウェーの「校則」・学校状況を理解し易くするには、日本の教育界・教育学の用語・用法にあった翻訳が必要だと考えた。第1次訳を頂いた後、当方の都合上、磯部さんのノルウェー理解・ノルウェー語理解から適正な教示を受ける機会も作り得ないまま、私が一方的に最少限の「修正」を加えることを磯部さんに了解して頂いた。

本稿翻訳は、ノルウェーの「校則」の本邦への紹介の稀少な試みとして、また、「校則」を踏まえたノルウェーの生活指導・生徒指導理解への手掛かりとして、ノルウェーの教育の研究に寄与し得るものとする。

(*注)関西教育行政学会『教育行財政研究』第16号、1989年4月、14-24頁。

再録・北川著『現代日本の学校改革』清風堂書店出版部、2000年、第6章、93-108頁。

(1) ニッテダル中学校

Nittedal Ungdomsskole

南東部小規模コムーネ NITTEDAL に所在。Stasjonsveien 10, 1482 NITTEDAL

資料源： <http://www.nus.skole.as/>、 *INFORMASJON FRA NITTEDALUNGDOM*

中学校のための規律規則

ORDENSREGLEMENT FOR UNGDOMSSKOLENE

君は、自ら及び他の生徒の発展、学習、及び安全性へ貢献するよう、行儀よく振る舞わなければならない。
そのため、次のことが適用される。

1. 暴力、又は暴力に関する脅迫は禁止する。
2. 他の生徒に迷惑をかけることは禁止する。もしも誰かがいじめられていることに気づけば、学校の職員へ申し出ること。
3. 他の生徒に対する軽率な非難や言及は禁止する。
4. 侮辱的言語は使用しないこと。
5. 学校の建物、設備、本や器具を破損することは禁止する。他の生徒の所持品についても同じ規則が適用される。
6. 時間や締め切りを守り、必要な器具を持参すること。
7. 学校の職員からの指示や指令に従うこと。
8. タバコや酒類は禁止する。
9. 学校時間内での菓子やソーダの飲食は禁止する。教師による許可がある場合は例外とする。
10. 学校時間内での買い物は禁止する。学校指導者による許可がある場合は例外とする。

以上に加えて、ニッテダル中学校では、特に次のことを明確にしている。

- ・遊び半分の殴り合いをしてはならない。
- ・授業中に教師の許可なしに飲食をしてはならない。
- ・雪玉を投げたり、雪を蹴ったり、雪にもぐることを禁止する。
- ・スケートボード、ローラースケートやキックボードを学校内で使用しない。
- ・授業中には携帯電話の電源を切り、鞆の中に保管しなければならない。

規則違反の結果

- ・規律規則違反は、規律及び品行成績へ影響を及ぼす。
- ・規則 5. に違反した場合、生徒は経済的弁償を求められることがある。
- ・規則 9. に違反した場合、品行記録への記載と家への連絡処置がとられる。
- ・規則 4. 及び 5. に違反した場合、その物品は没収となり、終業時に職員室にて引き取られなければならない。
- ・ノルウエー国法令に違反した場合、例えば武器の所持、暴力など、は警察への通報 処置が取られることがある。

その対処方法

上記の規則に違反した場合、学校の職員が現状改善のために問題の生徒を指導する。すべての違反は記録として書きとめられる。その他、上記の規則違反は次のような結果となることがある。

1. 関係者との口頭による懲戒乃至は会話
2. 保護者への連絡
3. 学校指導者への伝達
4. 保護者との面談/ 解決策会議/ 学級・ミーティング
5. 下校後の居残りや、授業開始前の早朝面談
6. 損傷の修理/ 経済的賠償の求め
7. 最長 3 日間にわたる学校追放処分
8. 規律乃至は品行成績の悪化
9. 警察への通報

学校は必要に応じて警察、児童養護監や学校の代表者との協議により防止対策会を開く。その手段として、対策会は生徒/保護者との面談を求める。

手続き方針

1. 規則は学校時間内、登下校、及び学校によって主催される催しや遠足などに適用される。上記以外の違反処置は取られない。身体的懲戒や他の生徒の侮辱的懲戒方法は適応されない。
2. 生徒は原則的に、規則違反処置が取られる以前に弁明の機会が与えられる。
3. 学校追放は、重大な違反や度重なる違反を犯した生徒へ取られる処置である。学校追放の決着前には他の救済策や対応方法がとられることとする。学校追放処置は校長によって決断されるが、その前に生徒とその担当教師による意見表明の機会が与えられる。
4. 罰すべき行動は警察へ通報される。
5. 規律規則は、生徒とその保護者へ公開されることとする。

- 6.規律規則は、協同委員会 Samarbeidsutvalget によって毎年その内容が検討される。
- 7.規律規則は、コムーネ委員会での認可が要請される。
- 8.その他諸事は教育法 Opplæringslovens § § 2-9 及び 2-10, 教育法施行規則 Forskriftenes § § 3-7, 3-12, 12-1 d, T J U 事件 0048/00 号「ニッテダル基礎学校のための規律規則施行規程 Forskrift til ordensreglement for grunnskolen i Nittedal 及び、行政法 Forvaltningsloven に示されているとおりである。

違反対策プラン抜粋

いじめ容疑

- 1.学級内での予防対策（例・学級内でのミーティング、親子面談でのテーマ、警察との協力、暴力/いじめ追放プロジェクトなど）

脅迫的行動、口頭的、又は身体的暴力

1. 緊急処置として、関係者との会談
2. 家への連絡
3. 関係者の保護者を交えた面談
4. 専門的会談、必要に応じて監視処置の手続き
5. 最長 3 日間にわたる学校追放処分
6. 重大な違反においては警察への通報

(2) ヴォス中学校

Voss Ungdomsskule

南西部の小規模コムーネに所在。Postboks 504, Olavsvegen 5, 5700 VOSS

資料源：http://www.vestweb.net/vossungdomsskule/Info/2004_2005/Ordensreglar.htm

規律及び行動のための規則

REGLAR FOR ORDEN OG ÅTFERD

学校が安全で快適な場所であるためには、すべての人に責任がある。尊敬の意を表し責任を取ること。私たちは学ぶためにここにいる。

- 1 全ての授業へは時間通りに居合わせる。学級や集団内の平静と良い学習状況のために努めること。
- 2 真正な学習努力を行うため、私たちは安全を感じ、級友と先生への信頼を持たなければならない。他の人々へ故意に迷惑をかけた、傷つけてはならない。
- 3 自由時間には学校内に留まるよう求める。
- 4 学校へはすべての人が安全に通うことができなければならない。
 - ・学校内では自転車を使用しない。自転車、軽オートバイやオートバイは所定の場所へ配置すること。
 - ・雪玉投げは禁止する。
 - ・ボール遊びには注意をすること。
 - ・スケートボードやローラースケートは所定の場所にて使用すること。
 - ・生徒は危険物を持ち込まないこと。
- 5 ヴァングス湖 Vangsvatne での氷上歩行、監督なしの水浴は禁止する。
- 6 損傷や破壊につながらない様、自由時間には生徒は廊下へ出ること。皆が妨害を受けることなく階段や廊下を歩けなければならない。廊下を走ることは禁止する。
- 7 十八歳未満のタバコや陶酔物の使用は禁止する。
- 8 学校では菓子、ソーダなどの飲食をしないこと。
- 9 携帯電話を学校へ持ち込む生徒は、電源を切り、鞆の中へ収めておくこと。
- 10 器具、設備や建物を大切にすること。生徒が破損を生じた場合、その生徒は全体的、又は部分的な弁償を求められることがある。学校より配給された本に対しても同じ処置がある。
- 11 学校は紛失された個人的所持物への経済的な責任を負わない。忘れ物・貴重品は職員室で尋ねること。水泳着、服類などは学校管理人 vaktmeister が管理する。
- 12 行動規則が守られない場合、校長によって最長 3 日までの学校追放処分、遠足、キャンプや他の催しなどからの除外措置が取られることがある。

(3) バルグモ中学校

Bergmo Ungdomsskole

ノルウェー中部の中規模コムーネのモルデ kommune に所在。Bergmovn 19, 6419 MOLDE

資料源 : <http://www.bergmo.no/index.php?artikkel=64>

規律と快適さのための規則

Regler for orden og trivsel

生徒は、成長と発展を促進する学習環境、的確で適応した授業、無料の学習本や学校用具を受ける権利を有する。

私達は、学校が安全で快適な場所となるよう、全ての責任を負う。私達は互い及び周囲環境への尊重と配慮を示す。

- ・暴力、身体的、及び心理的いじめ、人種差別的行動や言論は禁止される。生徒仲間がこれにさらされる場合、皆は特に教員や指導者へ通告する責任を有する。
- ・学内において陶酔物を使用することは禁止される。これは、タバコや嗅ぎタバコにおいても同様である。
- ・みんなが校舎、設備や用具を大切にしなければならない。
- ・学校時間中において、生徒は教員、副校長 inspektør や校長の許可なしに学内から出てはならない。書面願書により、生徒は長時間休憩において家へ帰る許可を得ることが出来る。
- ・みんなが時間通りに授業へ集まり、良い学習環境への責任を負わなければならない。
- ・みんなが各自の私物に対する責任を負うこと。学校時間中において携帯電話を使用してはならず、自転車、キックボード、ローラースケート/ボードや類似品は所定の場所へ置かれること。
- ・ナイフや他の危険物の所持は禁止される。

度重なる違反の結果

- ・家への手紙
- ・規律/品行成績の格下げ
- ・居残り

暴力、いじめ、陶酔物使用や人種差別的行動と言論で補導される生徒に対する対応

- ・家への手紙
- ・品行成績の格下げ
- ・当事者生徒と保護者との面談
- ・学校は、生徒を学内へ引き取りに来るよう保護者に求めることがある
- ・校長は、生徒を最長3日間まで追放することが出来る。
- ・警察への通報
- ・押収したナイフや他の危険物は、警察へ引き渡される。

破損、落書きや汚染で補導される生徒へ対応の可能性

- ・家への手紙
- ・品行成績の格下げ
- ・損傷の片付けと修理
- ・経済的賠償
- ・警察への通報

いじめ

資料源：<http://www.bergmo.no/index.php?sideID=54&side=mobbing>

昨年度の学年において、私達は「いじめに対する宣言」などを通じ、いじめ問題へ焦点を向ける試みを行った。それにも関わらず、私達が「生徒（による）視察」を通じて得た結果は十分ではなかった。その上、私達はみんな、学年を通じて生徒がいじめにさらされていることを目の辺りにしている。私達はいじめ対策計画は数年続行されているが、今後も続けられ得る。そして、「いじめ計画において、私達は何を行うか？」は、重要なキーワードである。改訂提案を行うため、ヤーン Jan、ロナルド Ronald 及びシッセル・メレーテ Sissel Merete は当計画を見直した。その提案は実行はされなかったが、彼らは当計画において私たちが何をなすかについて明確な問題を提示した。

公式、及び非公式の調査を通じ、私達は学校においていじめが起こることを認知している。いじめが発見される時、私達は大体の準備が出来ており、良い仕事を行っている。しかし、私達はその努力を高め、いじめに対する良い態度を建設できると理解しており、明白になりにくいいじめを発見するための方法を更に発展させることが出来る。これが生徒と両親との協力によって実現させられることは明らかである。

いじめに対する宣言

今学年において宣言を再活性化するか否かは、未だ確信できない。私達が計画通りに行うべき作業を行った後、学級においてその実践が可能となる。

何をすべきか？

生徒との協力

- ・学年始業時において、いじめ問題について学ぶこと。
- ・みんなの責任を研究し、互いのために立ち上がり、通告を行うこと。
- ・学年中、継続的に生徒との問題域の議論を行うこと。
- ・代表生徒、及び生徒会の責任化を行うこと。

両親との協力

- ・校長により、学級共同会議において、いじめのテーマが取り上げられること。
- ・学級の両親面談の際、そのテーマといじめ計画が議論されること。
- ・父母会執行実行委員会FAU及び学校運営協議会SU において、そのテーマが取り上げられること。

指導者、及び教員との協力

- ・私達はみんな、いじめに対して活動的で強力な理想像である責任を有する。
- ・私達は、いじめを暗示する何かを見聞きした場合、それに介入し、行動する。

私達は、いじめが不可能な社会環境を創造する。

(4) クヴァルオイスレッタ中学校

Kvaløysletta Skole

北部大規模コムーネ・トロムソ Tromsø に所在。Slettavegen 15、9100 KVALØYSLETTA

資料源：<http://kvaloysletta.tromsokolen.no/>

学校規律規則

SKOLENS ORDENSREGLER

1. 学校は、生徒、教員、学校管理人、事務職員や清掃従業員など、大勢の人々の為の職場である。ここでは身の回りを綺麗で整頓された状態に保つよう、私たち皆が各自努力すること。
2. 皆が学校において安全性が感じられること。従って、他に迷惑を掛けたり、傷つけ兼ねない事しないようにすること。
3. 学校では学習をすること。従って、皆が授業へ時間通りに集まり、必要なものを持参し、静粛にすること。
4. タバコや陶酔物は健康を害すものと皆知っている。従って、校内や学校主催の催しでの陶酔物やタバコの保持や使用は許されない。
5. 原則として、生徒は学校時間内に校内から立ち去るべきではない。生徒が立ち去ることを選択した場合、その生徒は保険や学校の責任外とされる。そうしなければ、学校の名の下の全ての活動において、生徒には事故保険が掛けられている。
6. アレルギーを持つ生徒に配慮し、校舎へ動物を持ち込むことは許されない。
7. 業中に保護者以外の人物が学校生徒に面会を願う場合、まず教員に面会すること。
8. 授業へ出席しない生徒は、両親または保護者からのサインと共に、欠席が連絡帳に記載されるよう注意しなければならない。欠席連絡は、欠席後 3 日以内に学級監督者へ提出すること。長期欠席の際には、学校は 3 日以内にその連絡を必要とする。連絡帳は、常時学校に置いておかねばならない。
9. 学校は、学校時間内に紛失した貴重品や私物に対する責任を持たない。

懲戒措置

生徒が規律規則に違反した場合の学校の対処

1.叱責

大部分の違反の際に取られる学校による最初の対応。

2.学級担任、授業担当副校長、校長への呼び出し

学級担任、授業担当副校長、校長への呼び出しが規則違反の際に行われることがある。

3.残りの時間、日からの追放 Utvisning

叱責の効果が無い場合に吟味される。専門教員が授業時間から生徒を追放することが出来る。

4.他の学級、集団への移動

授業状況改善の為、他の学級乃至集団への移動措置がなされることがある。

5.学校からの1-3日の追放

生徒が規則を完全に無視する場合や、不作法、及び下品な態度にて生徒仲間、教員や他へ悪化的に迷惑を掛ける場合に使用される。

6.遅足からの追放 - 特に非難すべき懲戒状況が原因の場合に通用され得る。

7.没収

妨害的物品、危険物品、タバコや陶酔物は没収され、保護者にのみ引き渡されることがある。

8.経済的負債

制御無い遊戯、破壊や紛失、学習本の破損など、生徒自らが原因で招いた損害は賠償義務がある。

9.家への連絡

第1項目及び第2項目に記された措置の際には行われる事がある。第3から第7項目に記された措置の際には行われる。連絡は規律品行成績 ordens/oppforselskarakterer 格下げの前に送られること。

全ての学級ルームにおける規律共通規則

1. 始業前、及び終業後には部屋が適切な状態にあること。
2. 部屋で決められた状態に机が並んでいること。机の配置は部屋にあるポスターに示されていること。
3. 次の授業前に、黒板がスポンジで消されていること。
4. クラスルームを出る前に、カーテンや備品が適切な状態であるか調べられていること。
5. その日それ以上使われない部屋では、窓とドアが閉められていること。
6. 学級責任者がその部屋を出る際、ドアが必ず閉められていること。

(5) ビャットネス高校

Bjertnes Videregående Skole

ノルウェー南東部 AKERSHUS fylkedkommune に所在。Bjertnes videregående skole, Kvernstuvn 1, 1482 Nittedal.

進学資格取得・職業資格取得の両種のコースを備えている。

資料源：<http://www.bjertnes.vgs.no/>

ビャットネス高等のための学校規則

SKOLEREGLEMENT FOR BJERTNES VIDEREGÅENDE SKOLE

§ 1 ~ § 9 は、アーケシュフス県内すべての高等学校に共通である。§ 10 は、この共通規則の法的権威に基づき、ビャットネス高等学校の学校委員会 skoleutvalget によって承認された。

アーケシュフス県の高等学校のための学校規則。

当規則は、1998年6月9日付けの教育法 Opplæringsloven の法的権威に基づいて与えられた。§ 3-7 とその規定は、1999年10月27日、アーケシュフス県議会の教育委員会会議において承認された。当規則は2004年6月17日、アーケシュフス県議会事案 58/04 番において調整された。改訂版規則は2004年秋の学期初めから適用される。

§ 1 目的

規則の目標はより良き学習習慣、及びより良き品行による、より良き学習環境作りを推進するものである。当規則は協力、成長、尊敬と責任分担に貢献されるものとする。

§ 2 適応範囲

当規則は当高等学校へ受け入れられた生徒を対象とする。当規則は校内、登下校での状況、学校時間内の学校周辺、学校主催の遠足やその他諸活動に適用される。

§ 3 権利

1. 各生徒は健康、福祉と学習を促進する身体的及び精神社会的環境を提供される権利を有する。生徒は学校における保健、環境、及び安全のための組織的努力の計画と実行を怠らないこと。
2. 各生徒は学校の取り決まりに従い、学習、補助、指導を受ける権利を有する。
3. 各生徒は他の生徒や教師との協力により、学習の計画、実行、及びその考慮に参加する権利を有する。その中には次のことが含まれる。

- ・作業、学習、考慮形式の選択
- ・学習計画内での学習材料の選択、中には承認された学習文献の選択が含まれる。
- ・学習目標、期間計画とその実行方法の表明化
- ・学級内での、より良き作業、学習環境のための計画設定
- ・学校における学習の組織化、指示と実行が、生徒、集団、学級のために取り決められた目標の達成に貢献している程度。

4. 各生徒は、個人的目標に関しての一貫的な口頭、及び筆頭による通達、監督、指導を受ける権利を有する。
5. 教育に関わる専門的、個人的、又は社会的困難が生じた場合、各生徒は、教育的 - 心理的カウンセリングを含めたアドバイス、監督と援助を受ける権利を有する。
6. 病気、又は看護責任によって欠席がやむをえない生徒は、学習と成績の損失を防ぐため、学校からの補助と援助支援を受ける権利を有する。
7. 各生徒は、教育と職業選択に関する指導を受ける権利を有する。
8. 生徒は、教育法 § 11-6 に則り、生徒会 elevråd を結成する権利と責任を有する。学校は、生徒代表のために優れた職場環境を提供する。
9. 各生徒は、学内と学習目的のために用意された備品を無料で利用する権利を有する。

§ 4 義務

1. 各生徒は、その時々に見合った法令、規則や指示に従う義務を有する。
2. 各生徒は、より良き学習環境、及びより良き協力体制に関わり、礼儀正しさと責任分担の意を表す義務を有する。
3. 各生徒は、時間を守り、学習に積極的に参加する義務を有する。生徒は各作業ごとの締め切りを正しく守ること。
4. 各生徒は、安全規則を守り、安全器具、及び、又は専門的に必要な、又は学校側が提供する特別作業服を使用する義務を有する。
5. 各生徒は、必要な学習用品と器具を持参する義務を有する。
6. 学校の敷地と備品は考慮の上丁寧に扱う義務を有する。損傷や破損は、規則 § 8 に則る対応に加え、経済的賠償を求められることがある。

7. 迷惑、いじめ、暴力や諸一般的品行規則違反は認められない。
8. 学校内での酒類の使用、保持や保管は禁止する。学校内、学校時間内、または学校主催の催しにて酒類などに影響されることは許可されない。
9. 武器や危険物を学校へ持ち込むことは許可されない。
10. 学校のコンピューターを使用したダウンロード、ポルノ関係や人種差別的なページやその他人権やノルウェー国法に違反する内容を観閲、送信しない。

§ 5 不正行為、又は不正行為の試み

コンピューターのファイルやテスト、試験最中の交信を含む許可のない補助器具、方法の使用は不正行為、又は不正行為の試みとみなされる。生徒自身のものでない作品を提出は、同様にみなされる。

不正行為、又は不正行為の試みは通常、規律、及び品行の成績に直接関わることとする。試験での不正行為と不正行為の試みは、教育法 § 4-57 によりその試験を無効とし、その生徒は試験無効から 1 年が経過後、初めて新たに試験を受けることが出来る。

コンピューターのファイルやテスト、試験最中の交信を含む許可のない補助器具、方法の使用は不正行為、又は不正行為の試みとみなされる。生徒自身のものでない作品を提出は、同様にみなされる。

不正行為、又は不正行為の試みは通常、規律、及び品行の成績に直接関わることとする。試験での不正行為と不正行為の試みは、教育法 § 4-57 によりその試験を無効とし、その生徒は試験無効から 1 年が経過後、初めて新たに試験を受けることが出来る。

§ 6 欠席

1. 各生徒は授業へ参加する責任を有する。病気や他の理由が元で授業の欠席がやむ得ない場合、学校へ早急に連絡をすること。欠席が 3 日以上となる場合は学校へ書面連絡を提出すること。
2. 担当教師に欠席理由を尋ねる権利は無いが、基本的に欠席登録が行われる。
3. 生徒が授業へ 15 分以上遅刻する場合は欠席とされる。15 分以内の遅刻は、遅刻とみなされる。
4. 高い欠席率は学期末、又は最終成績 Standpunktcharakter の専門的成績考慮の基盤に障害が生じることがある。成績の基盤は個々に考慮されるが、生徒の養育における参加にも重点が置かれる。成績考慮に基盤が明確でない場合、学校は試験の延期、提出物の要請などの措置などを行うこととする。

る。最終成績に関する考慮の基盤が欠ける恐れが生じる場合、生徒とその保護者は書面による警告提出すること。

5. すべての欠席は成績証明書、資格証明書、年次科目証明書 Aarskursbevis、及び専門技術成績証明書 Fagkarakterbevis に記載される。欠席は日、授業時間別に登録される。パートタイムの生徒は授業時間ごとの欠席のみが登録される。各生徒は、欠席理由が記載されることを要求することが出来るが、その理由報告を報告するのは生徒の義務とする。

組織的、又は個人的学習作業が、教師や校長からの許可によって学校管理業務（例えば、生徒会会議、学校代表会議など）と重複する場合、欠席とはされない。

次のような理由による 1 学年中の合計 14 日に上る欠席は欠席とされず、各生徒自らの努力による代償が学校によって認められるべきである。

- ・ 国全体に関わる組織代表者としての、地方地域、又は国にまつわる計画業務。
- ・ 生徒組織の代表者としての、地方地域、又は国にまつわる計画業務。
- ・ 文書によって証明された法令に基づいて課された会合、例えば会議や裁判など。
- ・ 文書によって証明された長期、又は慢性の病気。
- ・ 困難な状況における組織的援助活動。
- ・ 生徒がノルウェー国教会以外の宗教社会の一員である場合、最長 2 日までの宗教的祝賀。

§ 7 欠席許可

1. 欠席が計画的である場合は欠席許可の願書を提出すること。願書は書面にて理由を説明のうえ、早急に提出すること。専門的成績考慮の基盤が欠ける危険性のある場合、又は共同作業の遂行など、養育活動に支障が生じる危険性がある場合は欠席許可を与えられない。
2. 欠席期間内に各自学習作業を行う約束がある場合は欠席として登録されないこととする。各生徒は学期ごとに 2 日間に渡る学習日の権利を有する。教師は学習日の計画を承認し、生徒はその間の作業を立証すること。

§ 8 規則違反における対応

学校校則違反における学校の対応は次のとおりである。

懲戒措置

- ・ 学校関係者による口頭、又は書面による懲戒、罰点

- ・教師の決断による、残りの授業、作業における学級、集団からの追放措置
- ・校長の決断による、残りの学校日における学校からの追放措置

重大な、又は度重なる違反があった場合の特別措置

- ・校長の決断による、1 - 5 日に渡る学校追放措置
- ・県における国代表Fylkesrådmannen の承認による教育法 § 3-8 に基き、残りの学年からの追放措置。県長の決断により、生徒の学習権利を取り上げることができる。

罰点、及び特別措置に加え、規則違反は次のような処分へつながることがある。

- ・学期末、及び、又は学級活動に基づく規律、最終成績 Standpunktkarakter の格下げ。
- ・度重なる、又は重大な違反において、特別活動への参加制限
- ・学校敷地への損傷や汚染は、損害賠償法 Skadeserstatningsloven に基づき、生徒へ修理、洗浄、経済的賠償などを求める。
- ・警察への通達

§ 9 規則違反に際する対応の手続き

各生徒は、対応の決断が下される前に決断者への口頭的説明を行う機会が与えられる。罰則とその理由付けは書き留められることとする。学校は他の軽い対応や援助策の使用について、特別措置がとられる以前に考慮をする。

各対応においては、行政法 Forvaltningsloven に基づいた規則を用いることとする。残りの学校日、またはそれよりも重い追放措置については § 16 に則り、前もって生徒、保護者へ書面による通告を送ることとする。§ 18 に基づいて決断は理由を明確にし、苦情申し立て権利、苦情申し立て期限、苦情申し立て方法詳細などの情報、§ 19 に基づくケースの内容公開などの情報を加えて明確に示すこととする。罰則処分手続き以前に生徒へ対する罰則が実行される可能性がある場合、処分実行は § 42 に基づき、延期されることとする。

(6) ヴォス・ギムナス

Voss Gymnas

ノルウェー南西部の内陸交通要衝都市ヴォスに所在。Gymnasveien 12, 5700 VOSS
ヴォス校はGymnas という名称に示されているように伝統的にアカデミックな進学校。

資料源：<http://www.hordaland-f.kommune.no/vog/>

ヴォス・ギムナスのための規則

Reglement for Voss gymnas

A. はじめに

高等学校へ願書によって受け入れられた生徒は、次のような一般的権利と義務が与えられる。
教育法 Opplæringslova、及びその付属規則に常時適応された決まりに基づき、生徒は、職業指導、
計画、及び社会教育サービスの使用などを含む、授業、応答（生徒・教員会話などにおける）、援助、
助言や指導を受ける権利を有する。

生徒は、学級と学級教員との協力により、次のような権利と義務を有する。

- ・ 学校での良好な作業及び学習環境のための規則の発展
- ・ 作業、及び学習形態、方法の選択
- ・ 学習計画内での学習材料の選択
- ・ 目標設定、期間計画、及びその実行
- ・ 今日における学校と学校組織の考慮、及び目標と学習計画における計画と教育の実行

生徒は、生徒、及び学校職員によって構成される社会の一員である。

生徒は、他の学校社会メンバーとの協力により、良好な学習環境と、協力体制を創造する義務を有する。

生徒は、教育法 § 3-7 及び § 3-8 の法的正当性によって、学校乃至は県で定められた、学校の校則を含め、憲法に規定された規則、規則、指示、規律規則や保護規則に則る義務を有する。

B. 出席について

生徒は、与えられた形での授業へ参加する義務を有する。遠足、学習日、スポーツ日、コンサートや諸活動についても同様である。生徒はそのような活動において、個人費用を負担するよう指示されることがある。

生徒は、朝や休憩時間後、時間通りに授業や試験へ参加しなければならない。

C. 欠席について OM FRAVAR

生徒は、病気又はやむを得ない理由以外、授業を欠席してはいけない。3日を超える欠席の場合、学校は連絡をとらなければならない。

欠席が多い場合、その生徒は期末あるいは最終成績(評点)を得られないことがあり得る。

欠席は、最終成績証明書に記載され得る。

学校の学業と結びついた活動による欠席、及び一定の社会的活動への参加は、欠席として記録されない。

欠席規則についての詳細は「ヴォス・ギムナスにおける欠席規律」"Fråværsordninga ved Voss Gymnas"参照。

D. 一般および品行規則などについて OM ALMINNELEG ORDEN OG FRAMFERD M.V.

生徒は、他の生徒に対し迷惑や損害を与え得る行為を行ってはならない。

生徒は、学校が要求する本や授業教材を入手する義務を負う。

生徒は、本、授業用具や器具を大切に使うしなければならない。不注意による損傷や紛失は弁償されなければならない。

学級担任乃至科目教員は、教員や他の生徒と協力し、教室の規律に注意を払う規律委員を選出する。

特別教室は、自由時間に閉鎖される。通常の教室は通常は閉鎖されないが、教室又は器具の誤用がされると、短期間又は長期間、自由時間に閉鎖されるようになることがある。

生徒は各自、ごみに対して校内、教室及び廊下を清潔に保つことに参加しなければならない。

校内における不必要な又は不注意な車の運転が起こされてはならない。規則違反は、関係者がその学校の域内で運転禁止になる結果を生じ得る。全ての車やオートバイの駐車は各自の責任である。これらの規則は放課後においても適用される。

授業中、自由時間中に関わらず、生徒が器具を利用する際には、各自それぞれの規則や指針に留意しなければならない。学校のコンピューター機材を使用する際には、侮辱的となり得、乃至はノルウェーの法律に反し得る、ポルノ的な、人種差別的な、又はその他の資料のダウンロード、閲覧及び流布を禁止する。

E. タバコや陶酔物について

学校敷地内でのあらゆる類の陶酔物の使用や、陶酔状態での登校は禁止する。学校外での学校主催責任行事においても同様である。

学校敷地内での喫煙は許可されない。かぎタバコや噛みタバコについても同様である。

F. 協力について

学校は、生徒の保護者との連絡を保つものとする。成年の生徒(18歳以上)については、その生徒の承諾により、通達や情報提供を行う。

通告は次のように行われる。

- ・ 生徒の専門的見解についての成績書における書面通告

- ・ 書面通告及び電話連絡
- ・ 父母との会合
- ・ 学級担任、科目教員、生徒相談員や学校管理者との話し合い（会談時間）

G. 個人情報保護と守秘義務について

全ての生徒、教員、及び学校職員は、個人的事項における個人情報保護と守秘義務の規則に拘束される。守秘義務は、生徒及び就業の機会の終了後も同様に適用される。

H. 規則違反について

a) 処罰措置

・ どのような誤りであるかにより、口頭叱責から残りの授業追放（科目教員による）や残りの学校日追放^(*)（校長による）まで、処罰措置は様々である。その場合、生徒は口頭による弁明の機会を有する。生徒が未成年の場合は、書面にて保護者へ通告される。

*注：ノルウェー退学、停学、登校停止、授業出席停止等に亘って使われている *bortvising* を本稿では「追放」と訳しておく。

b) 個人措置

・ 処罰措置後の状況改善が無い場合、又は特に重大な規則違反の場合、個人措置がとられることがある。従って、生徒は5日間以内の追放や、規律や学習静粛へ重大な影響を及ぼす継続的行為を示したり、義務を怠る生徒に対し、残りの学年からの追放処分を受けることがある。このような措置がとられる以前に、生徒は警告を受け取ること。追放処分により生徒としての権利を損失することにはならない。

・ 追放措置の通告 / 採用前には、他の援助や処罰採用、又は他の対応方法が試みられたものとし、社会教育的人材やOTサービス乃至PPTサービスによる事情の考慮の上、意見表明を行ったものとする。

磯部注 OTサービスOppfølgingstjenesten (OT) = 事後の追求サービス。問題などの発生後に取られた解決措置が、その後どのように展開して行くかなど、その動向や状態を追求してゆくサービス。

PPT サービスPedagogisk-psykologisk tjeneste (PPT) = 社会心理サービス

・ 1 - 5 日間の追放措置の通告乃至採用前、及び残り学年からの追放措置の通告前には、生徒はその警告を受け、口頭、乃至は書面による弁明の権利を有する。生徒が未成年の場合には、その両親 / 保護者が書面にて事前警告を受け、口頭、乃至は書面による弁明の権利を有する。残りの学校日以上に長期にわたる学校からの追放、即ち 1 日から最長 5 日間は、生徒の教員との合意の後、校長の決断により行われる。

- ・ 措置採用とその苦情権利、苦情権威、及び苦情手続きに関する情報は当事者へ通告される。
- ・ 残り学年からの学校追放に関する件は、学校は勧告権のみを有し、県教育長（県教育部長）

fylkesopplæringsdirektøren にその最終決断が委ねられる。

1. 苦情申し立ての権利

- ・規則に則り、学期成績、最終成績及び試験成績へ対し、苦情申し立ての機会がある。

Voss Gymnas における欠席制度

1999年6月28日付け、教会教育研究省 Kyrkje-, utdannings-og forskingsdepartementet が定めた教育法施行規則 Forskrift til opplæringslova § 4-28で、次のように述べている。生徒の全ての欠席は成績証明書、資格証明書、年間課程証明書、及び科目成績証明書へ記載されることとする。欠席は日、各授業時間ごとに記載される。定時制生徒は、授業時間ごとのみの記載となる。欠席原因の登録は、その旨を申請することが出来る。生徒あるいは定時制生徒は、各自欠席原因を登録する責任を有する。学校管理に関する職務などを含む組織的、又は個人的学習作業は、科目教員が校長の許可により、欠席とはされない。学年内最長14日までの下記の欠席は欠席とはされず、学校によって課せられた生徒自身の自己努力によってその代償とされるものとする。

- ・国全体に関わる組織代表者としての、地方地域、又は国にまつわる計画業務。
- ・生徒組織の代表者としての、地方地域、又は国にまつわる計画業務。
- ・文書証明された憲法に基づいて課された会合、例えば会議や裁判など。
- ・文書証明された長期的、又は慢性の病気。
- ・困難な状況における組織的援助活動。
- ・生徒がノルウエー国教会以外の宗教社会の一員である場合、最長2日までの宗教的祝賀。

高い欠席率は、最終成績点 standpunktkarakter の評価に欠陥を与える基礎を生じることがある。

Voss Gymnas で適用される実用的制度

1. 普通欠席の際には書面連絡が不必要である。
2. 教員が学期評点及び最終成績評点を評価するには、欠席が授業時間の 15 % を越えてはならない。一又は二週時間のみ科目は例外とする。限界は 20 % とする。それらの率は正当な範囲である。生徒が授業や、ある科目において試験が行われる日に組織的に欠席する様子であれば、総欠席数が限界以下であっても、科目教員が成績評価をする基礎が不足することもあり得る。
3. 高いレベル（国レベル、国際的レベル）でスポーツ、文化、又は政治的活動へ参加する生徒は、限界率を越える欠席の承認が得られるよう申請することが可能である。この例外制度を利用するには、次のような注意が必要である。

学級教員会（学級教員会議）klasselærarrådet (klassestyrar) へ時間に余裕を持って願書を提出

しなければならない。願書が承諾されるには、欠席期間中の学習計画を科目教員との合意のもとに準備すること。臨時試験の吟味が行われることもある。

4. 一週間に一度、生徒は学級代表者より配布される所定用紙にて各自の欠席を記録を行うこと。
5. 欠席が3日以上となる場合、学校はその理由付けと共に事前連絡を要する。3日以上の病気欠席では、学校は欠席予想期間に関する書面、又は電話による連絡を要する。
6. 生徒の登校日には、全ての授業へ参加する義務を有する。必要な授業欠席は、事前に科目教員や学級代表者と明らかにすること。明らかにされない授業欠席は、規則違反と見なされ、規律成績へ影響することがある。
7. 次の場合は欠席として記録されない:
 - a. 学校カウンセラーや学校心理学者、及び学校医師や学校歯科による常規的診断（年次診断）呼び出し。生徒は科目教員や学級担任へ呼び出しを示しておくこと。更に、医師や歯科医による検査/診察は通常欠席として登録される。学校時間内に損傷/病気が原因で医師へ送られる生徒は、当日欠席として登録されない。
 - b. 規則に則った生徒会職務への参加や他の学校関連活動。
8. 学年当初から学級授業成績を受けられない危険性をもつ生徒は、その科目において私的受験生(注) privatist としての登録を考慮すべきである。その生徒はパートタイム生徒としての地位を与えられ、私的受験生として受験する科目に聴講生として参加することができる。私的受験生試験⁰への登録締め切りは1月15日である。

(注) 当該校に正規の生徒として在籍しない人が資格取得等のため学校科目の試験を受ける制度 - 北川。
9. 全ての欠席は成績へ記載される。欠席理由の記載を求める場合、生徒は医師診断書や書面による欠席許可書を保管し、成績書挿入用として提出すること。

(7) アドルフ・オイェンス学校

Adolf Øiens skole

ノルウェー中南部海岸の中心都市トロニエム(トロンハイム)に所在。Bispegata 20、7012 TRONDHEIM

生徒の約 84%が高等教育進学コース、他は販売・サービス就業コース。

資料源：<http://www.adolfoien.vgs.no/>

アドルフ・オイェンス学校のための学校規則

Skolereglement for Adolf Øiens skole

1.0 はじめに

申請願書によって当高等学校へ受け入れられた生徒は、次のような一般的権利と義務を有する。

- 1.1 生徒は、基礎学校と高等学校に関する法令(教育法 Opplæringsloven)に従い、教育、援助、及び指導を受ける権利を有する。
- 1.2 生徒は活動的に教育に参加すること(教育法 § 3-4)。生徒は、生徒及び当校に関わる職員から成る社会の一員とされる。
- 1.3 生徒は、社会内の他の成員との協力により、良好な学習習慣を得、良好な学習形式と学習環境を創造する義務を負う。
- 1.4 生徒は、当校則を含む法令に則った決定事項、規則や指導に従う義務を負う。
- 1.5 当校によって生徒として受け入れられた人はすべて、時間を守り、教育へ活動的に参加する義務を負う。遅刻は規律罰点として記載される。

罰点記録は、規律及び品行の学期成績へ次の様な結果として残される。

0-7 件の罰点：良い。 8-15 件の罰点：まあまあ良い。 16 件以上の罰点：あまり良くない。

(参照・南トロンデラーク県のための方針 1997 年 12 月)

生徒は罰点記載の旨を知る権利を有する。生徒が罰点記載日以内にその旨を知らされない場合、その件は消去される。

生徒は十分に準備をし、その時々に必要な器具を用意すること。上記の点における怠りは、規則違反と見なされ、規律及び品行成績へ影響を及ぼすことがある。

2.0 学習環境と協力体制

- 2.1 学校社会内のすべての者は、快適さと学習の楽しみの創造へ貢献すること。すべての者は仲間として互いを尊重し、思いやりを示し、親切的態度と良好な規律を持つこと。
- 2.2 心地よさや学習の楽しみは、学習状況において造られる環境に依存する。すべての者は、各自の学習、及び身の回りの環境を保護し、学校が清潔に保たれるよう、植物が保護され、校舎、設備や器具が適正

に使用されるよう最良を尽くさなければならない。損傷はその生徒が経済的責任を負う（参照・損害賠償法 Lov om erstatning など）。これは生徒仲間や職員の私物についても同様である。

2.3 全ての生徒は、学級ルーム内の良好な規律の為に努力すること。全ての学級乃至集団は規律役員乃至規律係を設けること。規律役員乃至規律係は、その役割が生徒で順番に回るものとする。規律役員乃至規律係は、次のような努力を行う。

- ・教室が紙、ボトルやゴミのない状態に保たれる。
- ・黒板が毎授業後に拭き消される。
- ・教室の不足物や器具が学校用務員 vaktmester へ報告される。
- ・授業開始ベルから 10 分経過後に先生が現れない場合、事務所へ報告される。
- ・必要に応じて空気入れ替えのため、窓が開けられる。

3.0 組織団体活動

3.1 全ての生徒は当校の消防指示知識を持ち、それに従うこと。

3.2 校舎内における喫煙や嗅ぎタバコの使用は許されない。校庭での喫煙は禁止される。喫煙は所定の場所で行うことが出来る。

3.3 校内、又は学校周辺での酒類や他の陶酔物の使用は禁止される。当禁止事項は、校内外における学校指導、又は学校責任下にて行われる生徒主催の催しについても同様である。学内へ陶酔状態で現れることも禁止される。学校名下による催しは、事前に校長の許可がなければならない。

3.4 校内での雪投げは禁止される。

3.5 携帯電話は電源を切られ、指導中には鞆の中へ収められること。

3.6 当校の生徒や生徒組織は、学校指導者、及び生徒会双方への申し出を行うという前提にて、学校における政治的、及び組織団体的活動を行う権利を有する（下記、欠席手順に関する第 4 章を参照）。学校新聞、スポーツクラブなど、他の生徒組織についても同様である。活動は可能な限り、休憩時間、自由時間や放課後に行われること。

3.7 生徒会は学校新聞を発行することが出来る（参照・1978 年 8 月 18 日付け KUF による生徒会規則 § 6）。ノルウェー編集者の「慎重に掲示」などの例のように、良い報道慣習に従うこと。その違反は、生徒会や編集者双方に対する法的責任となり得る。編集者は成人であるか、18 歳以下の未成年者の場合は保護者の許可が無ければならない。

3.8 クラブ会は会議や催しを公表するため、ポスターなどを生徒掲示板に掲示することが出来る。生徒クラブ、生徒自身の活動や学校の運営に関連しないポスターは掲示しないこと。全ての掲示は生徒会にて承認されること。

（磯部訳注）KUF は教会教育研究省 Kirke-, utdannings- og forskningsdepartementet

4.0 欠席

4.1 生徒は、病気による妨げや欠席許可なしに、授業を休んではならない。各授業からの欠席許可は

専門教員から、3日までは学級担任から与えられる。それ以上の長期欠席は校長、又は副校長 inspektører のみより与えることが出来る。記録のない欠席は怠慢とされる。

- 4.2 生徒は、学校連絡帳を使用し、自らの欠席計算を記録すること。全ての欠席日と時間を連絡帳へ記載する。欠席願いは、余裕を持って事前に連絡帳にて提出すること。生徒自身が連絡を書くことが出来ない場合、欠席連絡や欠席願いはその保護者がサインすること。病気、スポーツの催しへの参加など、成績証明書へ欠席理由の記載を願う生徒は、その証明書を各自保管すること。
- 4.3 全ての欠席は最終証明書へ記載される。欠席は日、及び時間単位にて記載される。パートタイムの生徒は、時間単位のみにて記載される。欠席原因は、挿入用証拠書類が必要である。生徒は各自、欠席原因を証明する責任を負う。

学年度で14日限度として、次のようなことは欠席として計算されず、学校の調整による生徒自身の努力で埋め合わせする方法が探されなければならない。

- ・国全体に関わる組織代表者としての、地方地域、又は国にまつわる計画業務。
- ・生徒組織の代表者としての、地方地域、又は国にまつわる計画業務。
- ・文書によって証明された法令に基づいて課された会合、例えば会議や裁判など。
- ・文書によって証明された長期的、又は慢性の病気。
- ・困難な状況における組織的援助活動。
- ・生徒がノルウエー国教会以外の宗教社会の一員である場合、最長2日までの宗教的祝賀。

上記の欠席総数は14日を越えてはならない。

学校運営に関わる用事（学校代表会議、生徒会、総合会議、及び校長などとの運営的性質を持つ面談）を含む、組織的、又は独立した労働は、専門教員、又は校長などの取り決めにより、欠席とは見なされない。社会での一日労働活動 Operasjon Dagsverk (OD) (訳注) も欠席とされない。学校時間中に行われる一日労働活動(OD)の準備は、担当の専門教員と特別に独自の学習課題の取り決めが無い場合、欠席とされる。家庭内や身近な友人の葬儀は欠席とされない。

例えば、国レベルでのスポーツ催しへ参加する生徒は、欠席回避のため、独自の学習課題取り決めを行うことが出来る。

高い欠席率は、生徒の最終評価点が出せなくないことを生じることがあり得る。(1999年6月28日付け、教育法 施行規則 § 4-28 を参照)。

(職部訳注) Operasjon Dagsverk (OD) = 生徒による社会での一日労働活動

4.4 次のような点は欠席理由と認められるが、欠席とされる。

- ・必修課程の運転教習。
- ・スポーツ催しや組織団体活動への参加。

- ・授業時間外における予約が不可能な医師や歯科医での診察。
- ・学校指導者が合理的と認める他のケース。欠席が特に必要とされる生徒は、学年開始時に説明を行わなければならない。

4.5 個人的学習日（2003年11月4日改正）

学習日に関する願書は、遅くとも当日2日前に所定用紙にて学級担任へ提出する。個人学習日は試験日と重なってはならない。生徒は各自、成績評価における基礎欠如の危険性などの事情に通じておくこと。各生徒は各学期中3日づつ個人学習日の使用が可能である。

個人学習日は、成績証明書において欠席とは見なされない。

4.6 欠席の限界

1学期中、1科目につき15%以上の欠席は、通常その科目における成績が評価されない。2時間科目の限界は20%とされる。1科目において試験日乃至試験時間に欠席した場合、欠席率が15%以下であっても、科目教員は成績評価をすることができない。約10%欠席すれば、生徒は成績評価が得られない危険な状態であることについて書面で警告される。これらの欠席の限界は規準として認識されなければならない。

5.0 学校規則違反の場合の対応

5.1 授業妨害、不正や、他に悪影響を及ぼす不良態度を示すなど、学校規則に違反する生徒に対しては、処罰や特別措置の形で対応が吟味されることがある。

5.2 次のような処罰があり得る。

- ・教員、副校長 inspektør、校長、管理人 vaktmester や学校に従事する他の職員からの叱責。
- ・専門教員の決断による、残りの授業時間における学級乃至集団からの追放。
- ・校長/検査員の決断による、残りの学校日における学校からの追放。

5.3 次のような特別措置があり得る。

5日を超えない範囲で、校長の決断による、残りの学校日よりも長期間の学校授業からの追放。追放によって生徒としての他の権利を失うことにはならない。生徒としてのすべての権利の喪失は、当該生徒が教育法 § 3-8 の認めるところにより追放されるような生徒が重大な違反を犯した場合にのみ生じ得る。

5.4 学校が処罰や特別措置をする場合の手続き

処罰がされる前に、生徒には弁明の機会が与えられなければならない。未成年の生徒が残りの学校日に学校授業から追放される場合、及び同じ又は類似した規則違反によって以前に幾度も譴責(けんせき)処分を受けている場合、両親乃至は保護者に処罰とその原因が書面で通告される。生徒追放の手続きは、教育法 Opplæringsloven § 3-8 に示されている。

5.5 学校による処罰や援助対策後に状況が改善されない場合、特別措置が課される。特別措置が課される前に、社会福祉教育職員や可能ならば他の専門家の意見表明の機会が与えられなければならない。その他、手続きや、生徒、両親、教員、及び学校が有する権利と義務については行政法に示されている。

(8) ホンニグスヴォーグ・漁業専門学校及び高等学校

Honningsvåg fiskarfag og videregående skole

ノルウェー最北端の県 Finnmark fylkeskommune に所在。 Klubbveien 9, 9750 HONNINGSVÅG

高等学校は進学向き一般コース生徒が 62 %、職業向きコースが 38 %。漁業専門学校も併設されている。

資料源：<http://www.hvag.vgs.no/>

法律と規律

Lov og orden

目次

- ・法律によって保証された、高等学校で 3 年間の教育を受ける権利、又は学校で 2 年間及び学習場所で 2 年間の教育を受ける権利
- ・成績とは何か（抄訳）
- ・快適さのための規則 Trivselsregler
- ・誰が決定するか？（翻訳省略）
- ・フィンマルク県（Finnmark fylkeskommune）の高等学校生徒のための規律規則

学校で 3 年間、又は学校で 2 年間及び学習場所で 2 年間

法律で保証された後期中等教育を受ける権利（抄訳）

94 年改革によれば、16 歳のすべての人は学校乃至職業実習で 3 年間の後期中等教育を受ける権利を法律で保証されている。この教育は、通常、高等教育進学資格 studiekompetanse、又は、専門証明書（fagbrev。比較的新しい職業資格）若しくは職人資格証明書（svennebrev。伝統的な職業資格）の形による職業資格 yrkeskompetanse へと導く。（括弧内、北川補足。）

後期中等教育の法律で保証された権利を有する者は、基礎学校卒業後 4 年以内にその権利を使えばよい。これは、彼らは途中で 1 年待って、又は学校から何年か「休み」をとってもその権利を失わないということを意味している。

特別な準備の必要な生徒は、その権利を 1 年拡大してもらうことができる。

成績とは何か（うち生活指導・生徒指導関係の特徴的事項のみ訳出）

規律及び行動の成績（評点） Karakter i orden og atferd

規律及び行動の成績は、以下のことを表すこととする。

- ・生徒の労働習慣が責任、規律と適切さ、敏速さと确实さに特徴付けられているか。
- ・生徒の他へ対する態度が、配慮に満ち、誠実で丁寧であるか。

これらの規律及び品行の成績評価基準は、生徒へ連絡されるものとする。

ホンニングスヴォーグ漁業専門学校及び高等学校では、規律及び品行成績は、次のような場合、引き下げられることがある。

- ・ 本の不足
- ・ 授業へ準備なしの欠席
- ・ 宿題の不足
- ・ 欠席の過多、及び届け出文書なしの欠席
- ・ 信頼性のない行為
- ・ 不正直な行為、例えば、不正行為や不正行為の試み
- ・ 不作法な行為
- ・ 規律全般の欠如
- ・ 他の規則違反

快適さのための規則

ホンニングスヴォーグ・漁業専門学校及び高等学校 Honningsvåg fiskarfagskole og videregående skole は、生徒、教員、及び他の職員の共通の仕事（学業、職場）の場所である。毎日の仕事においては、それゆえ、全ての関係者が共通の課題に対して協働すること、及び、規律と互いの人間らしい上品な行為のための一般的規則に従うことが大変重要である。

社会においても同様であるが、学校で働く人々は一連の権利を有する。そのお返しとしてあなた一つの努力をし、彼らの仕事状況に対して責任を負う用意がなければならない。この責任は、ある状況においては行動の自由が侵害されることを意味することもあり得る。学校が良好で快適な職場であるよう、学校社会が機能するためには、すべての人が学校において適用される規則を知り尊重することが重要である。

全ての高等学校においては、1974年6月21日付けの後期中等教育に関する法律が適用される。加えて、この私たち自身の学校には学校規則がある。この規則は昨年集成され、フィンマルク県のすべての高等学校へ適用される。すべての人はこの学校規則をよく読み、どのように規則が機能するかを議論し、場合によっては改正を提案するべきである。学年始めにおいて、学級担任が生徒と共に学校規則を読み上げる。改正の提案、及び毎日の共存や仕事に関して大切な他の事項を、生徒は爾後の考慮のために生徒会へ提出する機会を有する。

この学校の規則は、その全文を後に再度記している。ここではそのいくつかの要点を述べる。

時間厳守

遅刻を避けること。遅刻は学級・集団内におけるすべての人の仕事（学業）を妨害し、君自身の、学業の機会を失う。遅刻を過度に頻繁に繰り返す生徒へは、科目教員 faglærer 乃至学級担任 klassestyrer 及び場合によっては生徒指導教員 rådgiver が共同で生徒とともに遅刻理由を見つけて、問題を解決する方法を生徒の見い出すよう試みなければならない。

規律

私達は、学校の全ての空間と学校周辺において良好な規律が保たれるよう、適切で快適な仕事場と勤労者を求める。あらゆるところでの良い規律のために気を配り、紙や廃棄物によるゴミを避けること。ゴミを清掃しなければならない人のことを少しは考えること。清掃従業員や学校管理人への配慮をすること。牛乳容器や空ボトルの収集作業などは、必ずしも彼らの職務ではない。君は彼らに余分な仕事を与える者とならないこと。

欠席

1 学年には 190 日しか学校日がないこと、授業時間は君が学校から得られる提供物であることを覚えておくこと。従って、欠席が絶対必要以上でないように注意すること。欠席の多い生徒は、1 又はそれ以上の科目の最終評点が得られない危険があり得る。その場合、その生徒は不完全な成績証明書しか得られないであろう。

生徒の欠席多い場合、学級担任乃至は専門教員 klassestyrer/faglærer がこのことを生徒、場合によっては保護者と問題として取り上げる。重大なケースにおいては、生徒指導教員 rådgiver が関与し、欠席原因の究明と専門的援助の必要性を査定する。

研究成果報告書概要

北川 邦一

(様式 C19) 準拠

北川邦一(きたがわくにかず)単独研究。社会文化学部・教授。研究者番号：10071292。

研究機関：大手前大学(機関番号 34503)。

研究種目：基盤研究(C)(2)。

研究期間：2003-2005(平成 15-17)年度。

課題番号：15530524。

研究課題：ノルウェーの社会科、宗教・道徳教育及び生活指導に関する比較教育学的調査研究。

研究成果の概要

(1) ノルウェー高校の(全日制3年相当)の全生徒必修普通科目「社会科」を日本の関係科目と比べると、前者の教育は政治的影響からの自律性が強く、国定の教科基準事項は限定的で、共通教育内容は明確、教科書は重点事項に記述を絞り内容深く現実性豊かである。

(2) 現行ノルウェー憲法は、福音的ルーテル派キリスト教を国教と定めており、1998年法律第1号「教育法」は、10年制義務制学校の「キリスト教、宗教、人生観に関する科目」*fag KRL*の在り方を定めている。しかし、国教特別扱いに関する国連人権委員会への異議提訴もあって、教育法は2002、05年に改正され、*KRL*は、2006/07学年度からの教育課程全般改訂より早く05年8月に改訂された。国教とその教育の現代的あり方が課題となっている。

(3) 同国では初、中等学校とも管理運営への生徒・親代表参加制度がある。「校則」は通常、各地方自治体内共通内容と学校独自内容から成る。生徒管理・生活指導一般は寛容であるが、出欠など基本的事項の規定は日本より厳格であり、北欧に特有の規定もある。生活指導では「良い学校は明確なきまりを定め、実行し、積極的品行に報いる」という教育研究省 *UFD* の2003年報告書の方針が学校に一定の普及を見た。

(4) 教育行政では2004年、国の省に教育管理庁 *UDIR* が設置され、初等中等教育の管理・開発・研究権限はこれに大幅委任された。諸国際学力調査結果におけるノルウェーの「成果不振」を背景に、保守・中道右派連立政権下で同年、*UFD* と主要な全国的教員団体・教育団体の合意も得て、「初等中等教育における能力開発戦略」*Strategi for kompetanseutvikling i grunnskolingen* (2005-2008) が開始され、2006/07年度初等中等教育課程改革の大筋が定められた。しかし、2005年9月の国会選挙で政権は右派中立連立から中道左派連立に移行し、*UFD* は教育省 *KD* へと改組された。教育政策の変化が注目される。

A COMPARATIVE RESEARCH on RELIGION/ETHICS EDUCATION, SOCIAL STUDY and STUDENT GUIDANCE in NORWEGIAN ELEMENTARY and SECONDARY SCHOOLS

by KITAGAWA, KUNIKAZU / PROFESSOR of SOCIO-CULTURAL DEPARTMENT of OTEMAE

SUMMARY

ABSTRACTS of RESEARCH PROJECT

RESEARCHER'S REGISTERED NUMBER: 10071292 / RESEARCH INSTITUTION NUMBER: 34503 / RESEARCH

INSTITUTION: OTEMAE UNIVERSITY / CATEGORY: Grant-in-Aid for Scientific Research (C) / TERM of PROJECT : 2003

-2005 / PROJECT NUMBER:15530524

SUMMARY OF RESEARCH RESULTS

1. In Norway, compared with in Japan, social studies of upper secondary schools have definite common educational themes, practicability of textbook's contents and educational autonomy from political powers.

2. A kind of Lutheran Christianity is stipulated as the State Religion at the present Constitution of Norway. The Education Act (no.61 in 1998) has the provisions of the subject (*KRL*) in primary and lower secondary schools. *KRL* concerns to the Christianity, other religions, and ethics. But, in recent years, there had been objections against the stipulations by reason of human rights. Under the influence of the objections, the act was revised at 12th April 2002 and at 7th June 2005.

3. School rules in Norway usually consist of common parts by each local authority and the original parts by each school. The Education Act accepts that the representatives of pupils and/or their parents participate in school administration. After a report at 2003 of the Norwegian Ministry of Education and Research (*UFD*), it has become considered and practiced in not a few schools that desirable school should have definite rules and their actual effects as well as rewards to good behaviors.

4. Bondevik's second cabinet (October 2001 - October 2005) , based on coalition between the Christian People's Party, the Conservative Party and the Liberal Party, promoted deregulation and social competitive system, and nationwide strategy of competence development (*kompentanseutvikling strategi*) in national education. As the background of these promotions, it is said that there were 'slipping of Norwegian pupil's grade' in some international achievement tests. After the national election of September 2005, political power shifted to more left wings. There may be reexaminations to the strategy in the near future.

謝 辞

2005年9月1日-同月17日のノルウェー教育の研究調査訪問の案内・通訳は、リフ・ランデ・ルンド Liv Lande Lund さんをお願いした。リフさんは、カリフォルニア大学ロサンゼルス校民族音楽学研究所博士後期課程で民族音楽学を研究しておられる(Ph.D. candidate in Ethnomusicology, Department of Ethnomusicology, University of California Los Angeles)。11歳まで日本で生育、小学校5年生まで京都及び神戸の市立校に通学され、その後ノルウェーに帰国、1995-98年に文部省奨学生として来日、京都市立芸術大学音楽研究科音楽学専攻修士課程終了・同研究科客員研究員、2001-2002年に日本国際交流基金(The Japan Foundation)奨学金で日本でフィールドワークを行うなど総計約15年間日本に在住された。私の難儀な注文にもかかわらず訪問先の調整・案内と通訳の仕事を良く遂行して頂いた。

訪問先・日程設定はリフさんを通じてマリー・グランハイム Marit Granheim さんにお世話頂いた。グランハイムさんは、ノルウェーの中央政府機関である教育管理庁 Utdanningsdirektoratet(英語表記: Directorate for Primary and Secondary Education)の上級研究員 seniorrådgiver(同: Senior adviser)である。ノルウェーの政治・教育変動中のご多忙にもかかわらず特別の御配慮を下された。

ノルウェーの学校・教育行政機関の多くの方々には、今回の訪問においても快く応対して頂いた。

アイビン・ランデさん、ウンニ・ヒュース・オーリンとパール・オーリンの御夫妻、ピヨルン・マング・オークレさん、故マサコ・フクダ・アンデルセンさん等、日本にゆかりのある・あるいはご関心のある方々の、今日迄の御交流・御支援は貴重だった。

北欧教育研究会の方々をはじめ、知人・友人との、日頃の教育、研究の交流が、本研究全般の基盤としても重要だった。

日本・ノルウェーの社会科学関係科目の教育比較に関しては、本報告書第5章執筆の羽山健一さんを始め、松村光庸さん、杉山雅さん、岩本賢治さんたちの御協力を得た。

ノルウェーの学校規則の収集・第一次訳は磯部まどかさんにお願いした。この国の官公庁勤務・特に統計局勤務の経験もあり、ノルウェー語とインターネット情報収集に堪能で親切・機敏な彼女の働きがなければ、本報告書第 部は成り難かった。

本学教職員、とりわけ社会文化学部の各年次科研費研究事務担当職員の方々の支えは、本研究・本報告書作成に不可欠だった。

同朋舎の小森慶一さんは、急な依頼にも拘わらず親切かつ機敏に本報告書作成に尽力して下さった。

ここに心から感謝の意を表します。

2006年6月3日

正誤表

「ノルウェーの社会科、宗教・道徳教育及び生活指導に関する比較教育学的調査研究」
科研費研究成果報告書・正誤表（2006.6.20 北川邦一作成）

頁行	誤	正
123 頁 13、15、下 10、下 1。126 頁下 5。128 頁下 7、8。129 頁 14。133 頁 1。134 頁下 5。136 頁下 4。137 頁 11、下 6・5。141 頁下 8・7、142 頁 5。	責任者	保護者
123 頁 14。141 頁 20。143 頁 32。	学校指導者	学校指導部
125 頁下 1	部外処置	除外措置
124 頁下 3、6。128 頁下 2。129 頁 8。137 頁 8、13、下 2。 143 頁下 3、8、12。	措置（注*）	処置

（*注）頻出する 'tiltak' は、「措置」の方が適切な場合もあり得るが「処置」で統一しておく。

印字不明（130 頁 7 行目見出し中） ~~VIDE-EGÅENDE~~ → **VIDEREGÅENDE**